

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）による読替え表

【平成二十七年経過措置政令第五条関係】

【目次】

○平成二十七年経過措置政令第五条第一項によりなお効力を有するものとされた改正前地共済法第七十八条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二及び附則第二十六条の読替え	1
○平成二十七年経過措置政令第六条第一項による改正前地共済法第九十九条の読替え	8
○平成二十七年経過措置政令第六条第二項による第六条第一項により読み替えられた改正前地共済法第九十九条の読替え	10
○平成二十七年経過措置政令第七条による改正前地共済法の読替え	12
○平成二十七年経過措置政令第七条による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）の読替え	64
○平成二十七年経過措置政令第七条第二項による改正前地方公務員等共済組合法施行令の読替え	74
○平成二十七年経過措置政令第十一条第一項による改正後厚生年金保険法の読替え	100
○平成二十七年経過措置政令第十一条第二項による厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の読替え	121
○平成二十七年経過措置政令第十一条第二項による国民年金法による改定率の改定等に関する政令の読替え	123
○平成二十七年経過措置政令第十二条による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十九号）附則第八条の読替え	128

○平成二十七年経過措置政令第十二条による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）の読替え	130
○平成二十七年経過措置政令第十二条第二項による平成十五年改正政令の読替え	143
○平成二十七年経過措置政令第十三条第一項による改正後地共済法第六十八条等の読替え	154
○平成二十七年経過措置政令第十三条第二項による昭和六十年地共済改正法附則第十八条の読替え	159
○平成二十七年経過措置政令第十四条第一項による改正前地共済法の読替え	161
○平成二十七年経過措置政令第十四条第一項による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）の読替え	214
○平成二十七年経過措置政令第十四条第二項による改正前地方公務員等共済組合施行令の読替え	238
○平成二十七年経過措置政令第十四条第二項による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の読替え	278
○平成二十七年経過措置政令第十七条第一項による改正後厚生年金保険法の読替え	293
○平成二十七年経過措置政令第十七条第一項による改正後国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の読替え	326
○平成二十七年経過措置政令第十七条第二項による厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の読替え	338
○平成二十七年経過措置政令第十七条第二項による平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百八十七号）の読替え	343
○平成二十七年経過措置政令第十七条第二項による国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の読替え	347

○平成二十七年経過措置政令第十八条第一項による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）の読替え	352
○平成二十七年経過措置政令第十八条第二項による平成十五年改正政令の読替え	369
○平成二十七年経過措置政令第十九条による改正後地方公務員等共済組合法の読替え	382
○平成二十七年経過措置政令第二十五条第一項による改正前地共済法第八十条の読替え	383
○平成二十七年経過措置政令第三十条第一項による平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の読替え	384
○平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項による平成二十四年一元化法附則第十四条の読替え	386
○平成二十四年一元化法附則第十四条第一項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替えと、平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項により読み替えて準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替え	389
○平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条（A）と、平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条（B）の比較表	394
○平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項による平成二十四年一元化法附則第十五条の読替え	402
○平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条（A）と、平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条（B）の比較表	405
○平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条（A）と、平成二十	

七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条(B)の比較表……………410

○平成二十四年一元化法附則第十五条第一項による改正後厚生年金保険法附則第十一条の読替えと、平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項により読み替えて準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項による改正後厚生年金保険法附則第十一条の読替え……………415

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替え
【①の1旧法年金(退年・通退年)・65歳以上・自制度】……………418

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第二項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替え
【①の2旧法年金(減退年)・65歳以上・自制度】……………421

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第三項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替え
【③旧法年金(退年・減退年・通算退職年金)・65歳以上・他制度】……………424

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第四項による改正後国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十一条の読替え
【②の1旧法年金(退年)・65歳未満・自制度】……………427

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第五項による改正後国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十一条の読替え
【②の2旧法年金(減退年)・65歳未満・自制度】……………430

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第六項による改正後国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十一条の読替え
【④旧法年金(退年・減退年)・65歳未満・他制度】……………433

○平成二十七年経過措置政令第一百六条第一項による改正後地共済法第八十条の読替え……………436

○平成二十七年経過措置政令第一百六条第二項による改正後地共済法第八十二条第三項の読替え……………438

○平成二十七年経過措置政令第十六条第三項による改正後地共済法第九十三条第三項の読替え	440
○平成二十七年経過措置政令第一百七十七条第一項による改正前地共済法第八十七条及び第九十条の読替え	442
○平成二十七年経過措置政令第一百七十七条第二項による改正前地共済法第九十一条第一項の読替え	445
○平成二十七年経過措置政令第四百七十七条第一項による改正後地共済令第十六条の二の読替え	446
○平成二十七年経過措置政令第四百七十七条第二項による改正後地共済令第十六条の二及び第十六条の三の読替え	450
○平成二十七年経過措置政令第五百二十二条による改正後地共済令第三十条の六の読替え	454
○平成二十七年経過措置政令第五百五十四条による改正後地共済法第八十八条第一項の読替え	457
○平成二十七年経過措置政令第五百五十六条による改正後地共済法第九十八条第一項の読替え	458
○平成二十七年経過措置政令第五百五十七条による改正後地共済法第四百四条第一項の読替え	459
○平成二十七年経過措置政令第六十条による改正後地共済令第二十七条の二第一項の読替え	460
○第六十八条の規定による改正後地共済令第二十九条第一項及び第四十三条の二の読替え	461
○第六十九条第三項の規定による改正後地共済令第四十一条第二項及び第三項、第四十四条並びに第六十五条第二項の読替え	464
○第七十条第一項の規定による改正後地共済令第二十八条の二第一項及び第二項の読替え	471
○第七十条第二項の規定による改正後地共済令第二十八条の二第一項及び第二項の読替え	473
○第七十一条の規定による改正後地共済令第四十三条第二項第一号の読替え	475

○第七十二条第二項の規定による改正後地共済令第四十六条の二第二号の読替え……………476

○第七十二条第三項の規定による改正前地共済令第四十八条第三項の読替え……………477

○第七十四条の規定による改正後昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第二項の読替え……………479

※ 改正後地共済令||地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三百四十六号)第一条の規定による改正後の

地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)

※ 改正前地共済令||地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三百四十六号)第一条の規定による改正前の

地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)

※ 改正後地共済令||地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三百四十六号)第二条の規定による改正後の
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号)

○平成二十七年経過措置政令第五条第一項によりなお効力を有するものとされた改正前地共済法第七十八条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二及び附則第二十六条の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>(旧職域加算退職給付の受給権者)</p> <p>第七十八条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に旧職域加算退職給付(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号、第八十四条第二項において「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(第八十四条第一項において「改正前地共済法による職域加算額」という。))のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときは、その者に旧職域加算退職給付を支給する。</p> <p>一 一三 (略)</p>	<p>(退職共済年金の受給権者)</p> <p>第七十八条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。</p> <p>一 組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者が、退職した後(組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき、)</p> <p>二 退職した後(六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときは、その者に退職共済年金を支給する。</p> <p>一 六十五歳以上であること。</p> <p>二 一年以上の組合員期間を有すること。</p> <p>三 組合員期間等が二十五年以上であること。</p>

(旧職域加算障害給付の受給権者)

第八十四条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）を支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。次条第二項及び第八十六条第一項において同じ。）と保険料免除期間（同法第五条第三項に規定する保険料免除期間をいう。次条第二項及び第八十六条第一項において同じ。）とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）は、この限りでない。

2 障害等級は、平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七条第二項に定めるところによる。

第八十五条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものうち、障害認定日において前条第二項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になつた者が、障害認定日後六十五歳に

(障害共済年金の受給権者)

第八十四条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に障害共済年金を支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第八十五条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものうち、障害認定日において前条第二項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になつた者が、障害認定日後六十五歳に

達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になったときは、その者は、その期間内に同条第一項の旧職域加算障害給付の支給を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の旧職域加算障害給付を支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）は、この限りでない。

第八十六条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものうち、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この項において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による旧職域加算障害給付を支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間

達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になったときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

第八十六条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものうち、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この項において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）は、この限りでない。

2 前項の旧職域加算障害給付の支給は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該旧職域加算障害給付の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

附則

(旧職域加算退職給付の支給の繰上げ)

第十八条の二 当分の間、次に掲げる者であつて、次条各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に旧職域加算退職給付の支給を組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。附則第二十四条の二、附則第二十六条、附則第二十八条の二及び附則第二十八条の三において同じ。）に請求することができる。

一 特定警察職員等（警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この号及び附則第二十五条第三項において同じ。）である組合員又は組合員であつた者のうち、次条各号のいずれにも該当するに至つたとき（そのときにおいて既に退職している者にあつては、当該退職のとき）において、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者という。以下同じ。）以外の者で昭和三十六年四月二日以後に生まれたもの

2 ※第七条において読み替えて適用

2 前項の障害共済年金の支給は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

附則

(退職共済年金の支給の繰上げ)

第十八条の二 当分の間、次に掲げる者であつて、次条各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。附則第二十四条の二、附則第二十六条、附則第二十八条の二及び附則第二十八条の三において同じ。）に請求することができる。

一 特定警察職員等（警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この号及び附則第二十五条第三項において同じ。）である組合員又は組合員であつた者のうち、次条各号のいずれにも該当するに至つたとき（そのときにおいて既に退職している者にあつては、当該退職のとき）において、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者という。以下同じ。）以外の者で昭和三十六年四月二日以後に生まれたもの

2 ※平成二十四年一元化法第六十条第五項においてなお効適用

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に旧職域加算退職給付を支給する。この場合においては、第七十八条の規定は、適用しない。

4～7 ※第七条においてそのまま適用

(旧職域加算退職給付の特例)

第十九条 当分の間、六十五歳未満の者（前条第一項各号に掲げる者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に旧職域加算退職給付を支給する。

一～三 (略)

(特例による旧職域加算退職給付の支給の繰上げの特例)

第二十四条の二 附則第十九条の二各項に規定する者（附則第二十五条第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。）であつて、附則第十九条各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、それぞれ附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に旧職域加算退職給付の支給を組合に請求することができる。

2 ※第七条において読み替えて適用

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に旧職域加算退職給付を支給する。この場合においては、第七十八条及び附則第十九条の規定は、適用しない。

4～10 ※第七条においてそのまま適用

(特例による旧職域加算退職給付の支給の繰上げ)

第二十六条 (略)

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十八条の規定は、適用しない。

4～7 ※平成二十四年一元化法第六十条第五項においてなお効適用

(退職共済年金の特例)

第十九条 当分の間、六十五歳未満の者（前条第一項各号に掲げる者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例)

第二十四条の二 附則第十九条の二各項に規定する者（附則第二十五条第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。）であつて、附則第十九条各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、それぞれ附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を組合に請求することができる。

2 ※平成二十四年一元化法第六十条第五項においてなお効適用

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十八条及び附則第十九条の規定は、適用しない。

4～10 ※平成二十四年一元化法第六十条第五項においてなお効適用

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)

第二十六条 (略)

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間

が二十年以上である者が、附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に旧職域加算退職給付を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、次項及び第四項の規定の適用がある場合を除き、その者に旧職域加算退職給付を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 当分の間、警察官又は皇宮護衛官（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。）である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上警察官又は皇宮護衛官として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に旧職域加算退職給付を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に旧職域加算退職給付を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

4 当分の間、消防吏員又は常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。）である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上消防吏員又は常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第五の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務するこ

が二十年以上である者が、附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、次項及び第四項の規定の適用がある場合を除き、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 当分の間、警察官又は皇宮護衛官（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。）である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上警察官又は皇宮護衛官として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

4 当分の間、消防吏員又は常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。）である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上消防吏員又は常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第五の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務するこ

とを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する
場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同
表の中欄に掲げる年齢に達する前に旧職域加算退職給付を受けること
を希望する旨を組合に申し出たときは、その者に旧職域加算退職給付
を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条
の二の規定は、適用しない。

5
12 ※第七条においてそのまま適用

とを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する
場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同
表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望
する旨を組合に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。
この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は
、適用しない。

5
12 ※平成二十四年一元化法第六十条第五項においてなお効適用

○平成二十七年経過措置政令第六条第一項による改正前地共済法第九十九条の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>(旧職域加算遺族給付の受給権者)</p> <p>第九十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に旧職域加算遺族給付(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。))のうち死亡を給付事由とするものをいう。次項において同じ。)を支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、当該者が死亡した日の前日において、当該死亡した日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間(国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。)と保険料免除期間(同条第三項に規定する保険料免除期間をいう。)とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。))又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付(障害を給付事由とするものに限る。))の受給</p>	<p>(遺族共済年金の受給権者)</p> <p>第九十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。</p> <p>一 組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。))が、死亡したとき。</p> <p>二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。</p> <p>三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。</p>

権者が、死亡したとき。

四 旧職域加算退職給付（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。）又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付（退職を給付事由とするものに限る。）の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が旧職域加算遺族給付を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。

○平成二十七年経過措置政令第六条第二項による第六条第一項により読み替えられた改正前地共済法第九十九条の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>(遺族共済年金の受給権者)</p> <p>第九十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に旧職域加算遺族給付(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。))のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。)</p> <p>を支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、当該者が死亡した日の前日において、当該死亡した日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間(国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。))と保険料免除期間(同条第二項に規定する保険料免除期間をいう。))とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき(当該死亡した日において当該死亡した日の属する月の前々月までの一年間(当該死亡した日の前日において国民年金の被保険者でなかつた者については、当該死亡した日の属する月の前々月以前における直近の国民年金の被保険者期間に係る月までの一年間)のうちに当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。))は、この限りでない。</p> <p>一(四) (略)</p>	<p>(遺族共済年金の受給権者)</p> <p>第九十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に旧職域加算遺族給付(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(以下この項において「改正前地共済法による職域加算額」という。))のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。)</p> <p>を支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、当該者が死亡した日の前日において、当該死亡した日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間(国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。))と保険料免除期間(同条第二項に規定する保険料免除期間をいう。))とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。</p> <p>一 組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。))が、死亡したとき。</p> <p>二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日があ</p>

2

(略)

る傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある旧職域加算障害給付又は平成二十四年一元化法附則第四条第八号に規定する旧地共済法による障害年金の受給権者が、死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が旧職域加算遺族給付を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみ該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。

○平成二十七年経過措置政令第七条による改正前地共済法の読替え

(網掛部分は平成二十四年一元化法附則第六十条第五項による読替部分、傍線部分は平成二十七年経過措置政令第七条による読替部分)

地共済 読替後

(定義)

第二条 (略)

一〇六 (略)

地共済 読替前

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。)をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者(後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条の規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。))を除く。)(で主として組合員(短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。))の収入により生計を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様

2 (略)

3 第一項第三号の規定の適用については、夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子又は孫は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号、以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第

の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの
三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪（そう）の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。

五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

2 前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第十四条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の

百十五。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあり、かつ、まだ配偶者がいない者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

第三条～第三十八条（略）

（給付額の算定の基準となる給料等）

第四十四条（略）

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

第三条～第三十八条（略）

（給付額の算定の基準となる給料等）

第四十四条 短期給付（第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつて給料月額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

2 (略)

(給付金からの控除)

第四十八条 (略)

2 (略)

(給付を受ける権利の保護)

第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合及び旧職域加算退職給付(平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(以下

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族(弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付金からの控除)

第四十八条 組合員が第一百五十三条の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

(給付を受ける権利の保護)

第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金若しくは遺族共済年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)によ

この条及び第七十四条第一項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。
（若しくは旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。）

（公課の禁止）

第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、旧職域加算退職給付及び旧職域加算遺族給付並びに休業手当金については、この限りでない。

（長期給付の種類）

第七十四条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

- 一 旧職域加算退職給付
- 二 旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
- 三 ※適用しない
- 四 旧職域加算遺族給付

（併給の調整）

第七十六条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

- 一 旧職域加算退職給付 旧職域加算障害給付若しくは旧職域加算遺族給付（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）、国

り差し押さえる場合は、この限りでない。

※平成二十四年一元化法附則六十条第五項の規定による読替後

（公課の禁止）

第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職共済年金及び遺族共済年金並びに休業手当金については、この限りでない。

※平成二十四年一元化法附則六十条第五項の規定による読替後

（長期給付の種類）

第七十四条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

- 一 退職共済年金
- 二 障害共済年金
- 三 障害一時金
- 四 遺族共済年金

（併給の調整）

第七十六条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

- 一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）、国家公務員共済組合法

家公務員共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で旧職域加算遺族給付に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で旧職域加算遺族給付に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付及び同法による遺族厚生年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）を受けるとき。

二 旧職域加算障害給付 旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付若しくは旧職域加算遺族給付、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けるとき。

三 旧職域加算遺族給付 旧職域加算退職給付（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）、旧職域加算障害給付若しくは旧職域加算遺族給付、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付（国家公務員共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で旧職域加算退職給付に相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除くものとし、第十九条第一項第四号に該当することにより支給される旧職域加算遺族給付の受給権者にあつては、当該旧職域加算遺族給付と同一の給

による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付及び同法による遺族厚生年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）を受けるとき。

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けるとき。

三 遺族共済年金 退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）、障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付（国家公務員共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除くものとし、第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるもののうち同号の

付事由に基づいて支給されるものうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）並びに当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

2 前項の規定により、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合（当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く。）に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付については、その支給の停止を行わない。

3（略）

規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）並びに当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

2 前項の規定により、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合（当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く。）に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、退職共済年金の額のうち第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額、障害共済年金の額のうち第八十七条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる金額（当該障害共済年金の額が同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定されたものであるときは、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額）に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第九十九条の二第一項第一号イ②若しくは同号ロ②に掲げる金額（同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額（当該遺族共済年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額）を含む。）に相当する金額については、その支給の停止を行わない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は

(旧職域加算退職給付の額)

第七十九条 旧職域加算退職給付の額は、第二号に掲げる金額とする。

ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る旧職域加算退職給付の額は、零とする。

一 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額額の千分の一・

○九六に相当する額に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期

、行わない。ただし、その者に係る同項に規定する他のこの法律による年金である給付、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付について、前項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請（前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

(退職共済年金の額)

第七十九条 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号に掲げる金額とする。

一 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額額の千分の一・

○九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数に乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額額の千分の〇・五四八に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数に乗じて得た額

2 前項の旧職域加算退職給付の額については、当該旧職域加算退職給付の受給権者の平成二十七年十月一日以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

3 ※適用除外

（支給の繰下げ）

第八十条の二 旧職域加算退職給付の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該旧職域加算退職給付を請求していなかったものは、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に当該旧職域加算退職給付の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該旧職域加算退職給付の受給権を取得したときに、他の年金である給付（障害共済年金、遺族共済年金、旧職域加算障害給付若しくは旧職域加算遺族給付、国家公務員共済組合法による年金である給付（旧職域加算退職給付を除く。））、私立学校教職員共済法による年金である給付（旧職域加算退職給付を除く。）、厚生年金保険法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。）をいう。以下この条において

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額額の千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数に乗じて得た額

2 前項の退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

3 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

（支給の繰下げ）

第八十条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかったものは、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、他の年金である給付（障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、厚生年金保険法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、

同じ。)の受給権者であったとき、又は当該旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において「五年を経過した日」という。)前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者(前号に該当する者を除く。) 五年を経過した日

3 第一項の申出をした者に対する旧職域加算退職給付は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する旧職域加算退職給付の額は、第七十九条第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した金額に、旧地共済施行日前期間を基礎として同号の規定の例により算定した金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

(旧職域加算退職給付の失権)

第八十三条 旧職域加算退職給付を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

(旧職域加算障害給付の額)

又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において「五年を経過した日」という。)前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者(前号に該当する者を除く。) 五年を経過した日

3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十九条第一項の規定の例により算定した金額及び次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないうものとされた金額又は第八十二条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

(退職共済年金の失権)

第八十三条 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

(障害共済年金の額)

第八十七条 旧職域加算障害給付の額は、第二号に掲げる金額とする。

一 (略)

二 平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において旧職域加算障害給付の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。）による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による旧職域加算障害給付（以下「公務等による旧職域加算障害給付」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、第二号に掲げる金額とする。

一 (略)

二 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二三）に相当する額（旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数が三月を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均給与月額の千分の一・〇九六

第八十七条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。）による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二三）に相当する額（組合員期間の月数が三月を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあ

3 には、その額の百分の百二十五に相当する額）を加えた額）
（略）

4 公務等による旧職域加算障害給付の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）から厚生年金相当額（公務等による旧職域加算障害給付の受給権者が受ける権利を有する改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（改正後厚生年金保険法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び第九十九条の二第四項において同じ。）の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）若しくは改正後厚

つては、その額の百分の百二十五に相当する額）を加えた額）

3 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる金額が同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額をこれらの規定に掲げる金額とする。

4 公務等による障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第 号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第 号）第二十五條の十一各号に掲げる給付の額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。第九十條第二項において同じ。）を控除して得た金額より少ないときは、当該金額を当該旧職域加算障害給付の額とする。

- 一 障害等級一級 四百十五万二千六百元
- 二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円
- 三 障害等級三級 二百三十二万六百元

5 旧職域加算障害給付の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（前条の規定による障害共済年金については同条第一項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第九十條の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれの障害に係る障害認定日（前条第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とし、これらの日が平成二十七年九月三十日以後にあるときは同日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

（障害の程度が変わつた場合の旧職域加算障害給付の額の改定）

第八十九條 旧職域加算障害給付の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるとき、又は障害の程度が増進した場合においてその者の請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として総務省令で定める場合を除き、当該旧職域加算障害給付の受給権を取得した日

- 一 障害等級一級 四百十五万二千六百元
- 二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円
- 三 障害等級三級 二百三十二万六百元

5 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（前条の規定による障害共済年金については同条第一項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第九十條の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれの障害に係る障害認定日（前条第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

（障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定）

第八十九條 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）があつたときは、その障害の程度に應じて、その旧職域加算障害給付の額を改定する。

2 旧職域加算障害給付（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この項、次条、第九十一条及び第九十二条第五項ただし書において同じ。）の受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病（当該旧職域加算障害給付の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第九十二条第五項ただし書において同じ。）の当該初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第九十一条第二項及び第九十二条第五項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該旧職域加算障害給付の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該旧職域加算障害給付の給付事由となつた障害の程度より増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に應じて、当該旧職域加算障害給付の額を改定する。

3 第一項の規定は、旧職域加算障害給付（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該旧職域加算障害給付の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

（二以上の障害がある場合の取扱い）
第九十条 旧職域加算障害給付の受給権者に対して更に障害共済年金を

2 障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この項、次条、第九十一条及び第九十二条第五項ただし書において同じ。）の受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病（当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第九十二条第五項ただし書において同じ。）の当該初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第九十一条第二項及び第九十二条第五項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に應じて、当該障害共済年金の額を改定する。

3 第一項の規定は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

（二以上の障害がある場合の取扱い）
第九十条 障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給す

支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十四条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務等による旧職域加算障害給付の受給権者に対して更に公務等によらない旧職域加算障害給付（旧職域加算障害給付のうち、公務等による旧職域加算障害給付以外の旧職域加算障害給付をいう。以下同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない旧職域加算障害給付の受給権者に対して更に公務等による旧職域加算障害給付を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による旧職域加算障害給付の額は、第八十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、その額が、その者の公務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該金額を当該旧職域加算障害給付の額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について第八十七条第二項及び第五項の規定により算定されるべき旧職域加算障害給付の額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ第八十七条第一項及び第五項の規定により算定されるべき旧職域加算障害給付の額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害についてこれらの規定により算定されるべき旧職域加算障害給付の額を控除した額

3 前項の場合においては、第八十八条第一項中「前条」とあるのは「第九十条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」として、同条の規定を適用する。

4 前二項の規定は、これらの規定によりその額が算定された旧職域加算障害給付の受給権者に対して更に公務等による旧職域加算障害給付又は公務等によらない旧職域加算障害給付を支給すべき事由が生じた

べき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十四条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、その額が、その者の公務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について第八十七条第二項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ第八十七条第一項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害についてこれらの規定により算定されるべき障害共済年金の額を控除した額

3 前項の場合においては、第八十八条第一項中「前条」とあるのは「第九十条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」として、同条の規定を適用する。

4 前二項の規定は、これらの規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用す

場合について準用する。

5 旧職域加算障害給付の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による旧職域加算障害給付を受ける権利を取得したときは、従前の旧職域加算障害給付を受ける権利は、消滅する。

6 第一項の規定による旧職域加算障害給付の額が前項の規定により消滅した旧職域加算障害給付の額に満たないときは、第二項（第四項において準用する場合を含む。）及び第八十七条の規定にかかわらず、従前の旧職域加算障害給付の額に相当する額をもつて、第一項の規定による旧職域加算障害給付の額とする。

7 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される旧職域加算障害給付の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けられることができることにより当該旧職域加算障害給付の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される旧職域加算障害給付の額の特例その他当該旧職域加算障害給付に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条 旧職域加算障害給付の受給権者（当該旧職域加算障害給付の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。次項において同じ。）が、同法による障害基礎年金（当該旧職域加算障害給付と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受け権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に旧職域加算障害給付を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該旧職域加算障害給付の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該旧職域加算障害給付の額を改定する。

る。

5 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

6 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第四項において準用する場合を含む。）及び第八十七条の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

7 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けられることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条 障害共済年金の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。次項において同じ。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受け権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

2 旧職域加算障害給付の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき（当該併合されたこれらの規定に規定するその他障害が第八十九条第二項の規定による旧職域加算障害給付の額の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度に於て、当該旧職域加算障害給付の額を改定する。

(旧職域加算障害給付の失権)

第九十四条 旧職域加算障害給付を受ける権利は、第九十条第五項の規定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。
- 三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

(旧職域加算障害給付と傷病補償年金等との調整)

第九十五条 公務等による旧職域加算障害給付（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその額が算定される旧職域加算障害給付を含む。）については、地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは

2 障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき（当該併合されたこれらの規定に規定するその他障害が第八十九条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度に於て、当該障害共済年金の額を改定する。

(障害共済年金の失権)

第九十四条 障害共済年金を受ける権利は、第九十条第五項の規定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。
- 三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

(障害共済年金と傷病補償年金等との調整)

第九十五条 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその額が算定される障害共済年金を含む。）については、地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支

、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五（その受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の二十一・九二三）に相当する金額（第九十条第二項の規定によりその額が算定される旧職域加算障害給付のうち政令で定める場合に該当するものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相当する金額）の支給を停止する。

（旧職域加算遺族給付の額）

第九十九条の二 旧職域加算遺族給付（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することに
より支給されるもの 次の(2)に掲げる金額

(1) 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の

(2)に掲げる金額

(1) 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間

給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五（その受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の二十一・九二三）に相当する金額（第九十条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当するものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相当する金額）の支給を停止する。

（遺族共済年金の額）

第九十九条の二 遺族共済年金（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することに
より支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

(1) 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の

(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

(1) 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間

の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

(i) 旧地方公務員共済組員期間が二十年以上である者 平均給与月額 \times 千分の一 \times 〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数を乗じて得た額

(ii) 旧地方公務員共済組員期間が二十年未満である者 平均給与月額 \times 千分の〇・五四八に相当する額に旧地方公務員共済組員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数を乗じて得た額

二 遺族のうち、旧職域加算退職給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遺族が旧職域加算退職給付又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものに相当するものの受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

ロ 当該遺族の旧職域加算退職給付に相当する額の二分の一に相当する額

の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

(i) 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額 \times 千分の一 \times 〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

(ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額 \times 千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この条、次条及び第九十九条の四の二において「退職共済年金等」という。)のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遺族が退職共済年金又は国家公務員共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額の三分の二に相当する額に当該政令で定める額を加算した額

ロ 当該遺族の退職共済年金等の額の合計額(第八十条第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるもの)により加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、

2 ※適用除外

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における旧職域加算遺族給付（以下「公務等による旧職域加算遺族給付」という。）の額を算定する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「

これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。）に相当する額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2 遺族共済年金（前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者（六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。）が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。）の額は、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次のイに掲げる金額が次のロに掲げる金額以上であるとき。前項第一号ロに定める金額

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した額を合算した額（以下この項において「合算遺族給付額」という。）

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額及び政令で定める額を合算した額

二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき。次のイに掲げる金額に次のロに掲げる比率を乗じて得た額に、政令で定める額を加算した額

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項第一号ロ(二)に掲げる金額の比率

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・

千分の二・四六六」と、「乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た額」と、同号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「旧地方公務員共済組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とする。

4 旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付である場合における第一項第一号に定める金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)から厚生年金相当額(公務等による旧職域加算遺族給付の受給権者が受ける権利を有する改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額(改正後厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金を受け権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額(改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受け権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)若しくは改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

四六六」と、「乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た額」と、同号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とする。

4 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

5 ※適用除外

6 第一項、第三項及び第四項に定めるもののほか、旧職域加算遺族給付の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第九十九条の二の二 前条第一項第一号の規定によりその額が算定される旧職域加算遺族給付（配偶者に対するものに限る。）の受給権者が六十五歳に達した日以後に旧職域加算退職給付の受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るときは、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額に、当該旧職域加算遺族給付の額を改定する。

2 (略)

3 旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付である場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第一項第一号

5 第四十五条の規定により給付を受けるべき遺族（配偶者を除く。）に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、第一項第一号及び前二項の規定にかかわらず、当該遺族ごとにこれらの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

6 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第九十九条の二の二 前条第一項第一号の規定によりその額が算定される遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権者が六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、当該遺族共済年金の額を改定する。

2 前条第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、その額の算定の基礎となる退職共済年金等の額が第七十九条第三項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより改定されたときは、第七十五条第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金等の額が改定された月から当該遺族共済年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号に定める金額又は同条第二項第一号イの規定により算定される金額が、それぞれ当該改定後の退職共済年金等の額を基礎として算定した同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額又は同条第二項第一号ロに掲げる金額以上であるときは、この限りでない。

3 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における前二項の規定の適用については、第一項中「前条第一項第一号」とあるの

「とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「旧職域加算遺族給付（）」とあるのは「旧職域加算遺族給付（同条第四項の規定の適用があるものを含み、）」と、「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「が同項第一号に定める金額」とあるのは「（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）が同条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号の規定により算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」と、「金額に」とあるのは「金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）に」と、前項中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号」と、「遺族共済年金は」とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定の適用があるものを含む。）は」と、「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「算定される金額」とあるのは「算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」と、「同条第一項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」とする。

第九十九条の四の二 旧職域加算遺族給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）は、その受給権者が旧職域加算退職給付の受給権を有するときは、当該旧職域加算退職給付の支給を停止する。ただし、当該旧職域加算退職給付の額が当該旧職域加算遺族給付の額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧職域加算遺族給付の額を限度とする。

は「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「遺族共済年金（）」とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定の適用があるものを含み、）」と、「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「が同項第一号に定める金額」とあるのは「（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）が同条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号の規定により算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」と、「金額に」とあるのは「金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）に」と、前項中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号」と、「遺族共済年金は」とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定の適用があるものを含む。）は」と、「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「算定される金額」とあるのは「算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」と、「同条第一項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」とする。

第九十九条の四の二 遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）は、その受給権者が退職共済年金等のいずれかの受給権を有するときは、当該退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た額に相当する金額を限度とする。

2 ※適用除外

3 第一項に定めるもののほか、旧職域加算遺族給付の額の支給の停止について必要な事項は、政令で定める。

(旧職域加算遺族給付の失権)

第九十九条の七 旧職域加算遺族給付の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。
- 三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。
- 四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。
- 五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 旧職域加算遺族給付の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき。 当該旧職域加算遺族給付の受給権を取得した日

ロ 旧職域加算遺族給付と当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事

2 第九十九条の二第二項の規定によりその額が算定されている遺族共

済年金の受給権者に対する前項の規定の適用については、同項中「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額」とあるのは「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た額に第九十九条の二第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額に政令で定める額を加算した額」と、「控除して得た額に」とあるのは「控除して得た額に当該比率を乗じて得た額に」とする。

3 前二項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の支給の停止について必要な事項は、政令で定める。

(遺族共済年金の失権)

第九十九条の七 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。
- 三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。
- 四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。
- 五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 遺族共済年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき。 当該遺族共済年金の受給権を取得した日

ロ 遺族共済年金と当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国

由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき。当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

2 旧職域加算遺族給付の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

三 子又は孫が、二十歳に達したとき。

（旧職域加算遺族給付と遺族補償年金との調整）

第九十九条の八 公務等による旧職域加算遺族給付については、地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均給与月額千分の二・四六六に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

（情報の提供）

第九十九条の九 厚生労働大臣、国の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に対し、旧職域加算遺族給付の支給に必要必要な情報の提供を行うものとする。

（離婚特例適用請求）

第二百五条 第一号特例適用者（組合員又は組合員であつた者であつて、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号

国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき。当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

2 遺族共済年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

（遺族共済年金と遺族補償年金との調整）

第九十九条の八 公務等による遺族共済年金については、地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均給与月額千分の二・四六六に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

（情報の提供）

第九十九条の九 厚生労働大臣、国の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に対し、遺族共済年金の支給に必要必要な情報の提供を行うものとする。

（離婚特例適用請求）

第二百五条 第一号特例適用者（組合員又は組合員であつた者であつて、第一百七条の三第一項第一号及び第二項第一号の規定によりこれらの規

の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四に規定する標準賞与額をいう。以下この条において同じ。）が改定される者をいう。以下同じ。）又は第二号特例適用者（第一号特例適用者の配偶者であつた者であつて、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定される者をいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消しその他総務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。）をした場合であつて、改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、組合（市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合の組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。）に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の総務省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る旧地共済施行日前期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額（第一号特例適用者及び第二号特例適用者（以下これらの者を「当事者」という。）の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）に係る特例（以下「離婚特例」という。）の適用の請求（以下「離婚特例適用請求」という。）があつたものとみなす。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の総務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一・二 ※適用除外

定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。以下同じ。）又は第二号特例適用者（第一号特例適用者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消しその他総務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合（市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合の組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。）に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の総務省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額（第一号特例適用者及び第二号特例適用者（以下これらの者を「当事者」という。）の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）に係る特例（以下「離婚特例」という。）の適用を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の総務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合（離婚特例の適用後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準給与総額の合計額に対する第二号特例適用者の対象期間標準給与総額の割合をいう。以下同じ。）について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたと

2・3 ※適用除外

(掛金の標準となつた給料の額等に係る特例)

第七七条の三 組合は、離婚特例適用請求があつたものとみなされる場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた給料の額を有する対象期間に係る旧地共済施行日前期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

- 一 第一号特例適用者 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に定める額(第三号厚生年金被保険者期間(改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額

- 二 第二号特例適用者 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号に定める額(第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額

2 組合は、離婚特例適用請求があつたものとみなされる場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する対

2 前項の規定による離婚特例の適用の請求(以下「離婚特例適用請求」という。)について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないうとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における掛金の払込みに対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

3 離婚特例適用請求は、当事者が離婚特例の適用の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の主務省令で定める方法によりしなければならない。

(掛金の標準となつた給料の額等に係る特例)

第七七条の三 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた給料の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

- 一 第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に「一から離婚特例割合(按分割合を基礎として総務省令で定めるところ)により算定した率をいう。以下同じ。」を控除して得た率を乗じて得た額

- 二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額(掛金の標準となつた給料の額を有しない月にあつては、零)に、「第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額

2 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する対象期間に係る組合

象期間に係る旧地共済施行日前期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた期末手当等の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

一 第一号特例適用者 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項第一号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）

二 第二号特例適用者 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項第二号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）

3 前二項の場合において、対象期間のうち第一号特例適用者の旧地共済施行日前期間であつて第二号特例適用者の旧地共済施行日前期間でない期間については、第二号特例適用者の旧地共済施行日前期間であつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額（次条第二項において「離婚特例適用額」という。）は、当該離婚特例適用請求のあつたものとみなされる日から将来に向かつてのみその効力を有する。

（旧職域加算退職給付等の額の改定）

第七十七条の四 旧職域加算退職給付の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項及び第二項又は第二百二条第一項の規定にかかわらず、対象期間に係る旧地共済施行日前期間の最後の月以前における旧地共済施行日前期間（対象期間の末日後に当該旧職域加算退職給付を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）並びに対象期間以外の期間に係る旧地共済施行日前期間の掛金の標

員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた期末手当等の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

一 第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に一から離婚特例割合を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額（掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、零）に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額

3 前二項の場合において、対象期間のうち第一号特例適用者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間であつて第二号特例適用者の組合員期間又は地方公共団体の長でない期間については、第二号特例適用者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間であつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額（次条第二項において「離婚特例適用額」という。）は、当該離婚特例適用請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

（退職共済年金等の額の改定）

第七十七条の四 退職共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項及び第二項又は第二百二条第一項の規定にかかわらず、対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間（対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）並びに対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた

準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を旧職域加算退職給付の額の計算の基礎とするものとし、当該離婚特例適用請求のあつたものとみなされる日の属する月の翌月から、当該旧職域加算退職給付の額を改定する。

2 旧職域加算障害給付の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該旧職域加算障害給付の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る旧地共済施行日前期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつたものとみなされる日の属する月の翌月から、当該旧職域加算障害給付の額を改定する。ただし、旧職域加算障害給付の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数が三百月未満である場合の当該旧職域加算障害給付については、同条第三項の規定により旧地共済施行日前期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。

（特定組合員及び被扶養配偶者についての掛金の標準となつた給料の額等に係る特例）

第七十七条の七 組合員（組合員であつた者を含む。以下「特定組合員」という。）が組合員であつた期間中に被扶養配偶者（当該特定組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものという。以下同じ。）を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして総務省令で定めるときであつて、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、組合（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の組合員であつた者の被扶養配偶者にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。）に対し、特定期間（当該特定組合員が組合員であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定組合

給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を退職共済年金の額の計算の基礎とするものとし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。

（特定組合員及び被扶養配偶者についての掛金の標準となつた給料の額等に係る特例）

第七十七条の七 組合員（組合員であつた者を含む。以下「特定組合員」という。）が組合員であつた期間中に被扶養配偶者（当該特定組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものという。以下同じ。）を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして総務省令で定めるときは、組合（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の組合員であつた者の被扶養配偶者にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。）に対し、特定期間（当該特定組合員が組合員であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定組合員の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間（次項及び

員の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であった期間をいう。以下同じ。）に係る旧地共済施行日前期間（次項及び第三項の規定により既に掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額に係る特例が適用された旧地共済施行日前期間を除く。以下この条及び第七百七条の十において同じ。）の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額（特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）に係る特例（以下「特定離婚特例」という。）の適用の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求があつたものとみなされる日において当該特定組合員が旧職域加算障害給付（当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。百七条の十において同じ。）の受給権者であるときその他の総務省令で定めるときは、この限りでない。

2 組合は、前項の請求があつたものとみなされる場合において、特定期間に係る旧地共済施行日前期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた給料の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

3 組合は、第一項の請求があつたものとみなされる場合において、当該特定組合員が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する特定期間に係る旧地共済施行日前期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第三項に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

4 前二項の場合において、特定期間に係る旧地共済施行日前期間については、被扶養配偶者の旧地共済施行日前期間であつたものとみなす。

5 第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期

第三項の規定により既に掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額に係る特例が適用された組合員期間を除く。以下この条において同じ。）の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額（特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）に係る特例（以下「特定離婚特例」という。）の適用を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金（当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。第七七条の十において同じ。）の受給権者であるときその他の総務省令で定めるときは、この限りでない。

2 組合は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた給料の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

3 組合は、第一項の請求があつた場合において、当該特定組合員が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

4 前二項の場合において、特定期間に係る組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間については、被扶養配偶者の組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間であつたものとみなす。

5 第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期

末手当等の額とみなされた額（次条第一項において「特定離婚特例適用額」という。）は、第一項の請求のあつたものとみなされる日から将来に向かつてのみその効力を有する。

（旧職域加算退職給付等の額の改定の特例）

第七十七条の八 旧職域加算退職給付の受給権者について、前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項又は第一百零二条第一項の規定にかかわらず、特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額を旧職域加算退職給付の額の算定の基礎とするものとし、前条第一項の請求のあつたものとみなされる日の属する月の翌月から、当該旧職域加算退職給付の額を改定する。

2 第七十七条の四第二項の規定は、旧職域加算障害給付の受給権者である被扶養配偶者について前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合について準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

（特定離婚特例適用請求を行う場合の特例）

第七十七条の十 特定組合員又は被扶養配偶者が、離婚等（第一百五条第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合において、第七十七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例が適用されていない特定期間の全部又は一部を対象期間として改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、特定期間に係る旧地共済施行日前期間の特定離婚特例の適用の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が旧職域加算障害給付の受給権者であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該特定期間に係る旧地共済施行日前期間における第六条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額及び期

末手当等の額とみなされた額（次条第一項において「特定離婚特例適用額」という。）は、第一項の請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

（退職共済年金等の額の改定の特例）

第七十七条の八 退職共済年金の受給権者について、前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項又は第一百零二条第一項の規定にかかわらず、特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、前条第一項の請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 第七十七条の四第二項の規定は、障害共済年金の受給権者である被扶養配偶者について前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合について準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

（特定離婚特例適用請求を行う場合の特例）

第七十七条の十 特定組合員又は被扶養配偶者が、離婚等（第一百五条第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合において、第七十七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例が適用されていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第一百五条第一項の規定による離婚特例の適用の請求をしたときは、当該請求をしたときに、特定離婚特例の適用の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金の受給権者であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該特定期間に係る組合員期間における第六条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の

末手当等の額並びに第七百七条の三第一項各号に規定する掛金の標準となつた給料の額並びに同条第二項各号に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額については、第七百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用後の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とする。

3(4) (略)

(給付の制限)
第八百八条 (略)

2 旧職域加算遺族給付である給付又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付(以下この項において「遺族給付」という。)を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

額並びに第七百七条の三第一項各号に規定する掛金の標準となつた給料の額並びに同条第二項各号に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額については、第七百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用後の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とする。

3 第七百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七百七条第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定組合員が障害共済年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第七百七条の七第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る組合員期間の特定離婚特例が適用されたものとみなして算定したものとす。

4 前項の規定は、第七百七条の二の求めがあつた場合について準用する。

(給付の制限)

第八百八条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わない。

2 遺族共済年金である給付又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付(以下この項において「遺族給付」という。)を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったことにより、病氣、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十九条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による旧職域加算障害給付の額の改定を行うことができる。

第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その旧地共済施行日前期間に係る旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 旧職域加算遺族給付の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、旧職域加算遺族給付の額の一部を支給しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその旧地共済施行日前期間に係る旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったことにより、病氣、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十九条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による障害共済年金の額の改定を行うことができる。

第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額の一部を支給しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

(組合員期間以外の期間の確認)

第四百四十四条の二十四の二 旧職域加算退職給付又は旧職域加算遺族給付を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣（当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

2 5 4 (略)

5 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく旧職域加算退職給付又は旧職域加算遺族給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(端数の処理)

第四百四十四条の二十六 長期給付を受ける権利を決定し、又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額（第八十条第一項、第八十八条第一項又は第九十九条の三の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

2 (略)

(組合員期間以外の期間の確認)

第四百四十四条の二十四の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣（当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定による確認に関する処分が不服がある者は、国民年金法又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法又は私立学校教職員共済法に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

5 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(端数の処理)

第四百四十四条の二十六 長期給付を受ける権利を決定し、又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額（第八十条第一項、第八十八条第一項又は第九十九条の三の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数

附 則

(旧職域加算退職給付の支給の繰上げ)
第十八条の二 ※第五条において読み替えて適用

2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項若しくは第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第七条の三第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に進行しなければならない。

3 ※第五条第一項において読替え

4 平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項の規定による旧職域加算退職給付の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。

5 5 7 (略)

計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

附 則

(退職共済年金の支給の繰上げ)
第十八条の二 ※平成二十四年一元化法附則第六十条第一項においてなお効適用

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は附則第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に進行しなければならない。

3 ※平成二十四年一元化法附則第六十条第一項においてなお効適用

4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項又は第二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。

5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第九十九条の二及び第一百零二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第八十条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時（六十五歳に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「附則第十八条の二第四項及び第六項並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に加給年金額を加算した額とするものとし、六十五歳に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」と、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第九十九条の二の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した

第二十二條 附則第十九條の規定による旧職域加算退職給付を受ける権利は、第八十三條の規定により消滅するほか、当該旧職域加算退職給付の受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

(特例による旧職域加算退職給付の支給の繰上げの特例)

場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十八條の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」と、第二百二條第二項中「第七十六條第二項」とあるのは「附則第十八條の二第七項の規定により読み替えられた第七十六條第二項」と、「掲げる金額に相当する金額」とあるのは「掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、「に相当する金額及び第二百二條第一項の規定により加算される金額に相当する金額」とあるのは「から政令で定める金額を減じた額及び第二百二條第一項の規定により加算される金額から政令で定める金額を減じた額」と、「第八十條第一項中「前條の」とあるのは「前條及び第二百二條の」と、「同條の規定」とあるのは「附則第十八條の二第七項の規定により読み替えられた第八十條第一項中「並びに前條第二項及び第三項」と、「これらの規定」とあるのは「前條第二項及び第三項並びに第二百二條」と、「第八十一條第二項及び第八十二條第一項」とあるのは「附則第十八條の二第七項の規定により読み替えられた第八十一條第二項及び附則第十八條の二第七項の規定により読み替えられた第八十二條第一項」と、「及び」とあるのは「から政令で定める金額を減じた額及び」と、「及び第二百二條第一項の規定により加算される金額並びに」とあるのは「から政令で定める金額を減じた額及び第二百二條第一項の規定により加算される金額から政令で定める金額を減じた額並びに」とする。

第二十二條 附則第十九條の規定による退職共済年金を受ける権利は、第八十三條の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例)

第二十四条の二※そのまま適用。

2 平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項若しくは附則第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に進行しなければならない。

3 ※そのまま適用。

4 平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項の規定による旧職域加算退職給付の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額又は前条第一項の規定の例により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。

5 10 (略)

第二十四条の二 ※平成二十四年一元化法第六十条第一項においてなお効適用。

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は附則第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に進行しなければならない。

3 ※平成二十四年一元化法第六十条第一項においてなお効適用。

4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額又は前条第一項の規定の例により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。

5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

8 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、第八十条、第

八十一条、第八十二条及び第九十九条の二の二の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第八十条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳（その者が附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「附則第二十四条の二第四項、第六項及び第七項並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に加給年金額を加算した額とし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」と、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第九十九条の二の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「

(特例による旧職域加算退職給付の支給の繰上げ)
第二十六条 (略)

2 4 ※第五条において読み替えて適用

5 平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成

「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。

9 前項に定めるもののほか、第三項の規定による退職共済年金の受給権者についてこの法律を適用する場合に必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第八項の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定によりその額が加算された第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）が次条第五項又は第六項の規定の適用を受ける間は、第八項の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定により加算した額に相当する部分の支給を停止する。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)

第二十六条 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、次項から第四項までの規定の適用がある場合を除き、附則第十九条の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 4 ※平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定においてなお効適用

5 第一項から前項までの規定による退職共済年金の額は、第七十九条

二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前三項までの規定による旧職域加算退職給付の額は、第七十九条及び第八十条の規定にかかわらず、附則第二十条の第二項第三号の規定の例により算定した金額又は附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額（その額が同項の規定の例によることにより附則第二十条の第二項第三号の規定により算定した金額を含むものに限る。）から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該旧職域加算退職給付の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

6（略）

及び第八十条の規定にかかわらず、附則第二十条の第二項の規定の例により算定した金額又は附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額（その額が同項の規定の例によることにより附則第二十条の第二項の規定により算定した金額を含むものに限る。）から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

6 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は前項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十六条第六項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十六条第五項の規定並びに同条第六項において準用する前条第二項及び第三項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

7 前項において準用する第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、同項の規定により加算する部分の支給を停止する。

8 第一項から第四項までの規定による退職共済年金に係る第七十六条及び第八十一条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定によ

9 附則第二十二條の規定は、第二項から第四項までの規定により支給する旧職域加算退職給付について準用する。※後段は適用除外

る減額後の額及び附則第二十四條第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六條第五項の規定による減額後の額」と、第八十一條第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」と、「相当する部分、第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前條第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十六條第六項において準用する第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額、第八十條第一項に規定する加給年金額及び前條第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十六條第五項においてその例によるものとされた附則第二十條の第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六條第五項の規定による減額後の額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六條第五項の規定による減額後の額及び同條第六項において準用する第八十條第一項に規定する加給年金額」と、同條第七項及び第八項中「第八十條第一項」とあるのは「附則第二十六條第六項において準用する第八十條第一項」とする。

9 附則第二十二條、附則第二十五條の五第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに附則第二十五條の七第一項の規定は、第一項から第四項までの規定により支給する退職共済年金について準用する。この場合において、附則第二十五條の五第二項中「次の各号のいずれかに該当するものに限る」とあるのは「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものに限る」と、「相当する部分」とあるのは「係る附則第二十六條第五項の規定による減額後の額」と、同條第三項中「前項各号のいずれかに該当するものに限る」とあるのは「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものに限る」と、「附則第二十五條の二第四項、附則第二十五條の三第四項及び第七項並びに附則第二十五條の四第四項及び第七項」とあるのは「附則第二十六條第八項」と、「金額及び」とあり、及び「金額並びに」とあるのは「金額」と、附則第二十五條の七第一項中「附

10 第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十九条第一項第二号又は第一百二条第一項の金額は、これらの規定にかかわらず、同号の規定により算定した金額から、その金額に、第五項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

11・12 (略)

則第十九条」とあるのは「附則第二十六条第一項から第四項まで」と、「附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項又は附則第二十五条の四第三項」とあるのは「附則第二十六条第六項」と読み替えるものとする。

10 第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十九条第一項又は第一百二条第一項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第五項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額又は当該合算額に特例加算額を加算した金額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

11 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項及び第五項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項から第四項までの規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあ

(特例による旧職域加算退職給付の支給の繰下げの特例)

第二十六条の四 第八十条の二の規定は、附則第十九条の規定による旧職域加算退職給付については、適用しない。

(旧職域加算障害給付の特例)

第二十七条 第八十五条、第八十六条、第八十九条第二項、第九十一条第二項及び第九十二条第五項ただし書の規定は、当分の間、附則第十八条の二第三項若しくは附則第二十四条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者又は国民年金法附則第九条の二第三項若しくは附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 (略)

(警察職員に対する旧職域加算退職給付の特例)

るのは「五十五歳に達した後六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と、第五項及び第七項中「附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と読み替えるものとする。

(特例による退職共済年金の支給の繰下げの特例)

第二十六条の四 第八十条の二の規定は、附則第十九条の規定による退職共済年金については、適用しない。

(障害共済年金の特例)

第二十七条 第八十五条、第八十六条、第八十九条第二項、第九十一条第二項及び第九十二条第五項ただし書の規定は、当分の間、附則第十八条の二第三項若しくは附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者又は国民年金法附則第九条の二第三項若しくは附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第八十九条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

(警察職員に対する退職共済年金の特例)

第二十八条の四 (略)

2 前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る旧職域加算退職給付の額を算定する場合には、第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五

第二十八条の四 警部補、巡查部長又は巡查である警察法第五十六条第

二項に規定する地方警察職員である組合員(以下「警察職員」という。)
。で昭和五十五年一月一日(以下この条において「基準日」という。
。前)に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに
該当する者は、第七十八条、第九十九条第一項第四号及び附則第十九
条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であ
るものと、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用
については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が
二十年以上である者であるものとみなす。

一 基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日
前の警察職員であつた期間の年月数と基準日以後の警察職員であつ
た期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げ
る年数以上であるもの

イ 基準日前の警察職員であつた期間が十二年以上十五年未満であ
る者 十五年

ロ 基準日前の警察職員であつた期間が九年以上十二年未満である
者 十六年

ハ 基準日前の警察職員であつた期間が六年以上九年未満である者
十七年

ニ 基準日前の警察職員であつた期間が三年以上六年未満である者
十八年

ホ 基準日前の警察職員であつた期間が三年未満である者 十九年

2 前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五条第一項及び第
二項の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であ
るときはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみな
し、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、第七十九条
第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号(附則第二十条の三
第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三

条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用についてはその者は第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、第八十条第一項(附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものと、附則第二十条の二第二項第一号(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは当該組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る旧職域加算遺族給付の額を算定する場合には、第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、第九十九条の三の規定の適用については遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときは当該組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

3 (略)

第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用についてはその者は第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、第八十条第一項(附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものと、附則第二十条の二第二項第一号(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは当該組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、第九十九条の三の規定の適用については遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときは当該組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

3 次に掲げる国の職員である組合員は、警察職員とみなして前二項及び次条の規定を適用する。

- 一 警部補、巡查部長又は巡查である警察官
- 二 皇宮警部補、皇宮巡查部長又は皇宮巡查である皇宮護衛官

(略)

(定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例)

第二十八条の七 地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号。以下「昭和五十六年法律第九十二号」という。)の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る地方公務員法第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日(昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日。以下この項及び附則第二十八条の九において「定年退職日」という。)まで引き続き組合員であつたものが、地方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合(地方公務員法第二十八条の三(昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。))の規定により勤務した後退職した場合及び地方公務員法第二十八条の四(昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。))の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。)において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が旧職域加算退職給付の受給権者でないときは、その者は、当該退職に係る組合員に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する規定に限る。))の適用を受ける組合員となることができる。この場合において、長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつ

(衛視等であつた警察職員の取扱い)

第二十八条の五 国家公務員共済組合法附則第十三条第二項に規定する衛視等(以下この条において「衛視等」という。)であつた警察職員に対する前条の規定の適用については、衛視等であつた警察職員であつたものとみなす。

(定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例)

第二十八条の七 地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号。以下「昭和五十六年法律第九十二号」という。)の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る地方公務員法第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日(昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日。以下この項及び附則第二十八条の九において「定年退職日」という。)まで引き続き組合員であつたものが、地方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合(地方公務員法第二十八条の三(昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。))の規定により勤務した後退職した場合及び地方公務員法第二十八条の四(昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。))の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。)において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、当該退職に係る組合員に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する規定に限る。))の適用を受ける組合員となることができる。この場合において、長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつ

た者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは国の組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者（以下この項において「被保険者等」という。）となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が旧職域加算退職給付の受給権者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定（長期給付に関する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることができる。

3（5）（略）

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。

た者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは国の組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者（以下この項において「被保険者等」という。）となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定（長期給付に関する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることができる。

3 第一項又は前項の申出は、第一項の退職をした日の翌日又は前項の組合員若しくは被保険者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六月を経過する日までの間にしなければならない。ただし、組合は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。

4 第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員（以下「特例継続組合員」という。）となつた者は、地方公務員共済組合連合会が、政令で定める基準に従い、その者の長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下「特例継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

5 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときは、この限りでない。

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 旧職域加算退職給付を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。
- 三 五 (略)

7・8 (略)

(定年等による退職をした者に係る旧職域加算退職給付の特例)
第二十八条の九 昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続き組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者が、旧職域加算退職給付を受ける権利を有しない者であつて、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるものときは、第七十八条、第九十九条第一項第四号及び附則第十九条の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

(旧職域加算退職給付の受給資格の特例)
第二十八条の十 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該

- 一 死亡したとき。
 - 二 退職共済年金を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。
 - 三 特例継続掛金(特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。)をその払込期日までに払い込まなかつたとき(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたとときを除く。)
 - 四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは国の組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者となつたとき。
 - 五 特例継続組合員でなくなつたことを希望する旨を組合に申し出たとき。
- 7 第百十四条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。
- 8 第一項、第二項及び第六項第五号の申出の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(定年等による退職をした者に係る退職共済年金の特例)
第二十八条の九 昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続き組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるものときは、第七十八条、第九十九条第一項第四号及び附則第十九条の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

(退職共済年金の受給資格の特例)
第二十八条の十 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該

当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（団体組合員を除く。）となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が旧職域加算退職給付の受給権者でないとき。

（年金である給付の額の改定の特例）

第二十八条の十二の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付（第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）又は第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその金額が算定されたものに限る。）の受給権を有する者について、適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二から第四十三条の五までの規定に

当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（団体組合員を除く。）となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないとき。

（年金である給付の額の改定の特例）

第二十八条の十二の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付（第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）又は第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその金額が算定されたものに限る。）の受給権を有する者について、第四十四条の二から第四十四条の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号又は第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定に

よる再評価率の改定により、当該年度において第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号又は第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第四百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一・二 （略）

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める

より算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十条の二（第四十四条の三から第四十四条の五までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十四条の三（第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十四条の四（第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を

率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一・二 (略)

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

(被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用)

第二十八条の十二の四 第七十七条の八第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十九条第一項及び第二項」と、「特定期間」とあるのは「特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間（特定期間の末日後に当該旧職域加算退職給付を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）並びに特定期間」とする。

第二十八条の十二の五 第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者に対する長期給付について、附則第十九条第二号の規定を適用する場合には、同号中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。）」とする。

当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率
二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十四条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

(被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用)

第二十八条の十二の四 第七十七条の八第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十九条第一項及び第二項」と、「特定期間」とあるのは「特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間（特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）並びに特定期間」とする。

第二十八条の十二の五 第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者に対する長期給付について、附則第十九条第二号、附則第二十条の二第二項第一号、附則第二十条の三第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定を適用する場合には、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。）」とする。

○平成二十七年経過措置政令第七条による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の読替え

（傍線部分は読替部分）

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>附 則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この条から附則第二百五条（第七号に掲げる用語にあつては、附則第二百十条）までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 新共済法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十條第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。</p> <p>二〇九 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この条から附則第二百五条（第七号に掲げる用語にあつては、附則第二百十条）までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 新共済法 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう。</p> <p>二 旧共済法 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。</p> <p>三 新施行法 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。</p> <p>四 旧施行法 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法</p>

の長期給付等に関する施行法をいう。

五 給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員 それぞれ新共済法第二条第一項第五号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の新共済法第四十四条第二項、新共済法第百条、第百四十四条の三第一項若しくは第三項又は附則第二十八条の四第一項に規定する給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員をいう。

六 団体組合員期間 旧共済法第百四十四条の三第四項に規定する団体組合員期間をいう。

七 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧共済法（第十一章を除く。以下この号において同じ。）の規定による退職年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による退職年金とみなされたものを含む。）、減額退職年金、通算退職年金、障害年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による障害年金とみなされたものを含む。）、遺族年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による遺族年金とみなされたものを含む。）又は通算遺族年金をいう。

八 物価指数 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。

九 退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金 それぞれ新共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金をいう。

十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下附則第百二十五条までにおいて「新国民年金法」という。）の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

（施行日前の期間を有する組合員の平均給料月額の特例）
第八条 （略）

（施行日前の期間を有する組合員の平均給料月額の特例）

第八条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続き組合員期間に係る平均給料月額を計算する場合には、その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続いているものの各月における旧共済法第百十四条第二項及び第三項又は第百四十四条の十一第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料の額（その者が昭和六十年三月三十一日以前から引き続き組合員であつた者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）であるときは、その額に当該期間における地方公共団体の給与に関する条例若しくは給与に関する法令又はこれらに準ずる規程の改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定める額を加えた額）の合計額を当該期間の月数で除して得た額に当該施行日まで引き続く組合員期間の年数に應じ政令で定める数値を乗じて得た額を、その者の当該施行日まで引き続き組合員期間の計算の基礎となる各月における掛金の標準となつた給料の額とみなして、新共済法第四十四条第二項の規定を適用する。

2 施行日前に退職した者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に就いては、その者の施行日前の退職に係る平均給料月額を計算する場合には、その者の施行日前の退職に係る組合員期間ごとに、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金の額（同日において通算退職年金を受け権利を有していなかつた者にあつては、その退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されているべき通算退職年金の額）の算定の基礎となつている給料の額（昭和六十年度において給与に関する法令の規定の改正の措置が講じられた場合において、その者が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）であるときは、その額を、当該改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定めるところにより改定した額）に、当該給料の額と退職前五年間における掛金の

(退職共済年金の額の一般的特例)

第十五条 附則別表第三の第一欄に掲げる者又はその遺族について新共済法第七十九条第一項(新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む。)、第九十九条の二第一項第一号ロ、第二項及び第三項並びに附則第二十条の二第二項(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)の規定を適用する場合(新共済法第九十九条の二第三項の規定を適用する場合にあつては、新共済法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の額を算定する場合に限る。)において、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の一・〇九六」とあるのは同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・五四八」とあるのは同表の第四欄に掲げる割合に、それぞれ読み替えるものとする。

標準となつた給料の平均額との標準的な比率に相当するものとして組合員期間の年数に応じ政令で定める数値及び前項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額を、当該退職に係る組合員期間の計算の基礎となる各月における掛金の標準となつた給料の額とみなして、新共済法第四十四条第二項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、新施行法第七条第一項各号、第七十八条又は第八十三条第一項各号に掲げる期間又は施行日前の一般職の職員(地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員をいう。)に係る給与に関する条例その他の規程に定める給料に関する規定の適用を受けていなかった者その他の政令で定める者であつた組合員期間を有する者である場合における平均給料月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に係る平均給料月額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(退職共済年金の額の一般的特例)

第十五条 附則別表第三の第一欄に掲げる者又はその遺族について新共済法第七十九条第一項(新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む。)、第九十九条の二第一項第一号ロ、第二項及び第三項並びに附則第二十条の二第二項(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)の規定を適用する場合(新共済法第九十九条の二第三項の規定を適用する場合にあつては、新共済法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の額を算定する場合に限る。)において、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の五・四八一」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、「千分の一・〇九六」とあるのは同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・五四八」とあるのは同表の第四欄に掲げる割合に、それぞれ読み替えるものとする。

3 退職年金若しくは減額退職年金又は国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者で昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたものについて新共済法第七十九条第一項（新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十五条の二第二項及び附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定を適用する場合には、第一項の規定にかかわらず、新共済法第七十九条第一項（新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十五条の二第二項及び附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の〇・三六五」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・一八三」とする。

（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）

第十八条 旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期

2 附則別表第三の第一欄に掲げる者の遺族について新共済法第九十九条の二第三項及び第九十九条の八の規定を適用する場合（当該遺族が支給を受ける遺族共済年金が新共済法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給されるものである場合に限る。）においては、これらの規定中「千分の二・四六六」とあるのは、「千分の二・四六六（その組合員又は組合員であつた者が地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則別表第三の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合）」とする。

3 退職年金若しくは減額退職年金又は国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者で昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたものについて新共済法第七十九条第一項（新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十五条の二第二項及び附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定を適用する場合には、第一項の規定にかかわらず、新共済法第七十九条第一項（新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十五条の二第二項及び附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の七・三〇八」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の〇・三六五」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・一八三」とする。

（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）

第十八条 組合員期間が二十年未満である者（附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるべき組合員期間が二十年であるものとみなされる

間をいう。以下同じ。)が二十年未満である者(附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるべき組合員期間が二十年であるものとみなされる者を除く。)又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合には、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号。附則第一百条第三項において「昭和五十四年改正法」という。)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「昭和五十四年改正前の法」という。)

(第八十三条第三項(昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。))の規定による退職一時金又は昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号。附則第一百三十一条において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。))第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

(退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の特例等)

第十九条 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の

者を除く。)又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合には、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号。附則第一百条第三項において「昭和五十四年改正法」という。)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「昭和五十四年改正前の法」という。))第八十三条第三項(昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。))の規定による退職一時金又は昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号。附則第一百三十一条において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。))第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

(退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の特例等)

第十九条 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の

算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間には該当しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が五百二十八月以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつている旧地共済施行日前期間が四十四年以上である者であるものとみなす。

算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が五百二十八月以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間が四十四年以上である者であるものとみなす。

3 退職年金（旧共済法附則第二十八条の五第一項の規定によるものを除く。）又は減額退職年金の受給権者（附則第十三条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなされる者を除く。）に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものとみなす。

4 退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する新共済法附則第二十条の二第二項第一号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については、新共済法附則第二十八条の四第二項の規定並びに新施行法第八条第四項（新施行法第九条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）（これらの規定を新施行法第三十六条

5 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数が四百八十月以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第二項第一号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定及び附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百八十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が四百八十月を超えるときは、新共済法附則第二十条の二第二項第一号の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第四項の規定に規定する金額の算定については、四百八十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする旧地共済施行日前期間の月数とする。

6・7 (略)

において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項（新施行法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第六十二条第三項（新施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定の適用がないものとした場合における組合員期間の月数をもつて、同号に規定する組合員期間の月数とする。

5 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数が四百八十月以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第二項第一号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定及び附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百八十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が四百八十月を超えるときは、新共済法附則第二十条の二第二項第一号の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第四項の規定に規定する金額の算定については、四百八十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする組合員期間の月数とする。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第八十条第一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

7 旧共済法第百二条第一項若しくは旧施行法第六十七条第一項若しく

(船員組合員であつた期間に係る組合員期間の計算の特例等)

第三十五条 施行日前の旧船員組合員(旧共済法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下同じ。)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法及び新施行法の長期給付に関する規定並びに附則第十三条から附則第三十一条まで(附則第十六条第一項第二号を除く。)の規定(以下この条において「新共済法の長期給付に関する規定等」という。)の適用については、附則第七条の規定にかかわらず、旧共済法第百三十五条の規定により計算した当該旧船員組合員であつた期間(施行日前において組合員でない船員(国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。))による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。)であつた期間(旧共済法第百三十八条の規定に該当した者の組合員でない船員であつた期間を除く。)を有する者にあつては、当該組合員でない船員であつた期間を合算した期間)の月数に三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて、当該旧船員組合員であつた期間に係る旧地共済施行日前期間の月数とする。ただし、新共済法第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金及び新共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金の額の算定については、この限りでない。

2 施行日以後平成三年三月三十一日までの間の新船員組合員(新共済法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下この条において同じ。)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法の長期給付に関する規定等の適用については、新共済法第四十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した当該新船員

は第二項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第百二条第一項及び附則第二十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算することとされた金額は、加算しない。

(船員組合員であつた期間に係る組合員期間の計算の特例等)

第三十五条 施行日前の旧船員組合員(旧共済法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下同じ。)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法及び新施行法の長期給付に関する規定並びに附則第十三条から附則第三十一条まで(附則第十六条第一項第二号を除く。)の規定(以下この条において「新共済法の長期給付に関する規定等」という。)の適用については、附則第七条の規定にかかわらず、旧共済法第百三十五条の規定により計算した当該旧船員組合員であつた期間(施行日前において組合員でない船員(国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。))による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。)であつた期間(旧共済法第百三十八条の規定に該当した者の組合員でない船員であつた期間を除く。)を有する者にあつては、当該組合員でない船員であつた期間を合算した期間)の月数に三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて、当該旧船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。ただし、新共済法第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金及び新共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金の額の算定については、この限りでない。

2 施行日以後平成三年三月三十一日までの間の新船員組合員(新共済法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下この条において同じ。)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法の長期給付に関する規定等の適用については、新共済法第四十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した当該新船員

組合員であつた期間の月数に五分の六を乗じて得た期間の月数をもつて、当該新船員組合員であつた期間に係る旧地共済施行日前期間の月数とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間若しくは新船員組合員であつた期間を有する者又はこれらの者の遺族に対する新共済法第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに附則第二十条の二第二項第三号(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)の規定の適用については、当該旧船員組合員であつた期間又は当該新船員組合員であつた期間は、これらの規定による額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間に該当しないものとみなす。

4・5 (略)

組合員であつた期間の月数に五分の六を乗じて得た期間の月数をもつて、当該新船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間若しくは新船員組合員であつた期間を有する者又はこれらの者の遺族に対する新共済法第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに附則第二十条の二第二項第三号(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)の規定の適用については、当該旧船員組合員であつた期間又は当該新船員組合員であつた期間は、これらの規定による額の算定の基礎となる組合員期間に該当しないものとみなす。

4 前三項の規定を適用して算定した障害共済年金又は遺族共済年金(新共済法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金を除く。以下この項において同じ。)の額が、これらの規定を適用しないものとして算定した障害共済年金又は遺族共済年金の額より少ないときは、その額をもつて、第一項又は第二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間又は新船員組合員であつた期間を有する者に係る障害共済年金又は遺族共済年金の額とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間若しくは新船員組合員であつた期間を有する者又はこれらの者の遺族に対する新共済法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「給料」若しくは「期末手当等」、「組合」、「市町村連合会」、「災害給付積立金」、「長期給付積立金」、「国の組合」、「受給権者」、「地方公共団体の長」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「団体職員」若しくは「団体組合員」、「主務大臣」若しくは「主務省令」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」、「警察職員」若しくは「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「障害共済年金」若しくは「遺族共済年金」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「国の旧法」、「国の旧法等」、「国の旧長期組合員」、「国の旧長期組合員」、「国の旧長期組合員期間」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「給料」若しくは「期末手当等」、「組合」、「市町村連合会」、「災害給付積立金」、「長期給付積立金」、「国の組合」、「受給権者」、「地方公共団体の長」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「団体職員」若しくは「団体組合員」、「主務大臣」若しくは「主務省令」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」、「警察職員」若しくは「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「障害共済年金」若しくは「遺族共済年金」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「国の旧法」若しくは「国の新法」、「国の旧法等」、「国の旧長期組合員」、「国の旧長期組合員」、「国の旧長期組合員期間」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ地方公務員等共済組合法(以下「法」という。))第二条第一項各号、第三条第一項、第二十七条第一項、第三十六条第一項、第三十八条の八第一項、第四十条第二項ただし書、第四十三条第一項、第百条、第百四十二条第一項、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の三第一項若しくは第三項、第百四十四条の二十九第一項、附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項、附則第二十八条の四第一項若しくは附則第二十八条の七第四項又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する</p>

部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）
第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替後のものとする。以下同じ。）
第二条第一項各号、第三条第一項、第二十七条第一項、第三十六条第一項、第三十八条の八第一項、第四十条第二項ただし書、第四十三条第一項、第一百条、第四百二十二条第一項、第四百四十四条の二第二項、第四百四十四条の三第一項若しくは第三項、第四百四十四条の二十九第一項、附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項、附則第二十八条の四第一項若しくは附則第二十八条の七第四項又は施行法（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百五十三号）をいう。以下同じ。）
第二条第一項第二号、第三号、第四号の二、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十六号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、給料若しくは期末手当等、組合、市町村連合会、災害給付積立金、長期給付積立金、国の組合、受給権者、地方公共団体の長、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、団体職員若しくは団体組合員、主務大臣若しくは主務省令、特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金、警察職員若しくは特例継続組合員若しくは特例継続掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、障害共済年金若しくは遺族共済年金、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の旧法、国の旧法等、国の旧長期組合員、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖縄の共済法、沖

施行法（以下「施行法」という。）
第二条第一項第二号、第三号、第四号の二、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十六号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、給料若しくは期末手当等、組合、市町村連合会、災害給付積立金、長期給付積立金、国の組合、受給権者、地方公共団体の長、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、団体職員若しくは団体組合員、主務大臣若しくは主務省令、特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金、警察職員若しくは特例継続組合員若しくは特例継続掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、障害共済年金若しくは遺族共済年金、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の旧法若しくは国の新法、国の旧法等、国の旧長期組合員、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖縄の共済法、沖縄の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

繩の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

(併給の調整における他の法令の支給停止解除の規定の範囲)

第二十五条の二 法第七十六条第四項ただし書に規定する他の法令の規定で同条第三項又は第五項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項(昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。)

二 厚生年金保険法第三十八条第二項本文及び第三項(同法第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。)

三 国の新法(平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第六条、第七条第一項又は第八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下同じ。)第七十四条第三項及び第五項(昭和六十年国の改正法(平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第九十八条の規定(平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。))による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)をいう。以下同じ。)附則第十一条第三項において準用する場合を含む。)

四 私立学校教職員共済法(平成二十四年一元化法附則第七十八条の

(併給の調整における他の法令の支給停止解除の規定の範囲)

第二十五条の二 法第七十六条第四項ただし書に規定する他の法令の規定で同条第三項又は第五項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項(昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。)

二 厚生年金保険法第三十八条第二項本文及び第三項(同法第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。)

三 国の新法第七十四条第三項及び第五項(昭和六十年国の改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。)

四 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国の新法第七

規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する国の新法第七十四条第三項及び第五項並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第十一条第三項において準用する国の新法第七十四条第三項及び第五項

（受給権者の申出により支給停止された年金である給付を支給停止されていないものとみなす法令の規定の範囲）

第二十五条の三 法第七十六条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次に掲げる法令の規定とする。

一 法第八十一条第七項（法第九十二条第四項において準用する場合を含む。）

二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書

四 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条の二第一項

五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第十六条ただし書

六 健康保険法施行令第三十八条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）

七 船員保険法施行令第五条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）

八 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第五号に係る部分に限る。）

十四条第三項及び第五項並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第十一条第三項において準用する国の新法第七十四条第三項及び第五項

（受給権者の申出により支給停止された年金である給付を支給停止されていないものとみなす法令の規定の範囲）

第二十五条の三 法第七十六条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次に掲げる法令の規定とする。

一 法第八十一条第七項（法第九十二条第四項において準用する場合を含む。）

二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書

四 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条の二第一項

五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第十六条ただし書

六 健康保険法施行令第三十八条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）

七 船員保険法施行令第五条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）

八 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第五号に係る部分に限る。）及び私立学校教職員共済法施行令第七条において準用す

九 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七ただし書（同条第四号に係る部分に限る。）
十 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第五号に係る部分に限る。）

十一 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第百四十六号）第一条の規定による改正後の第二十三条の六第二項（同項第五号に係る部分に限る。）

十二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第二十八条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）

十三 平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第百四十一号）第二条第七項（同項第三号に係る部分に限る。）

十四 平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成十二年政令第百四十一号）第三条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）

（旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出をした場合において加算する金額）

第二十五条の四の二 法第八十条の二第四項に規定する政令で定める額は、旧職域加算退職給付（法第七十八条第一項に規定する旧職域加算退職給付をいう。以下同じ。）の受給権を取得した日の属する月（以下この項から第三項までにおいて「受給権取得月」という。）の前月までの旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法

る国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の四（同条第五号に係る部分に限る。）

九 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七ただし書（同条第四号に係る部分に限る。）

十 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第五号に係る部分に限る。）及び第十一条の七の四（同条第五号に係る部分に限る。）

十一 第二十三条の六第二項（同項第五号に係る部分に限る。）

十二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第二十八条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）

十三 平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第百四十一号）第二条第七項（同項第三号に係る部分に限る。）

十四 平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成十二年政令第百四十一号）第三条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）

（退職共済年金の支給の繰下げの申出をした場合において加算する金額）

第二十五条の四の二 法第八十条の二第四項に規定する政令で定める額は、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月（以下この項から第三項までにおいて「受給権取得月」という。）の前月までの組合員期間（以下この項及び次項において「受給権取得月前組合員期間」という。）を基礎として法第七十九条第一項第一号の規定により算定した金額に次項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額（昭

附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）（以下この項及び次項において「受給権取得月前組合員期間」という。）を基礎として法第七十九条第一項第二号及び第二百一条第一項の規定により算定した金額に第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額との合算額に、増額率（千分の七に受給権取得月から法第八十条の二第一項の申出をした日（次項及び第三項において「申出日」という。）の属する月の前月までの月数（当該月数が六十月を超えるときは、六十月）を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。

2 (略)

3 法第七十九条第一項第二号及び第二百一条第一項の規定により算定した金額に係る平均支給率は、受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が五年を超える場合にあっては、当該申出日の五年前の日の属する月）の翌月から申出日の属する月までの各月の支

和六十年改正法附則第十六条第一項の規定が適用される場合にあっては、当該乗じて得た金額に受給権取得月前組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額を加算した金額）と法第七十九条第一項第二号及び第二百一条第一項の規定により算定した金額に第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額との合算額に、増額率（千分の七に受給権取得月から法第八十条の二第一項の申出をした日（次項及び第三項において「申出日」という。）の属する月の前月までの月数（当該月数が六十月を超えるときは、六十月）を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。

2 法第七十九条第一項第一号の規定により算定した金額に係る平均支給率は、受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が五年を超える場合にあっては、当該申出日の五年前の日の属する月）の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率（当該各月のうち、その月が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては当該各号に定める率とし、その月が当該各号のいずれにも該当しない場合にあっては一とする。）を合算して得た率を当該受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率をいう。

一 退職共済年金の受給権者が組合員である場合 法第八十一条第二項各号に定める金額に相当する金額を受給権取得月前組合員期間を基礎として法第七十九条第一項第一号の規定の例により算定した金額で除して得た率

二 退職共済年金の受給権者が法第八十二条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等である場合 同項に規定する支給停止額を受給権取得月前組合員期間を基礎として法第七十九条第一項第一号の規定の例により算定した金額で除して得た率を一から控除して得た率

3 法第七十九条第一項第二号及び第二百一条第一項の規定により算定した金額に係る平均支給率は、受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が五年を超える場合にあっては、当該申出日の五年前の日の属する月）の翌月から申出日の属する月までの各月の支

給率（当該各月のうち、その月に当該者が組合員である場合にあつては零とし、その月に当該者が組合員でない場合にあつては一とする。）を合算して得た率を受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率とする。

4 旧職域加算退職給付の受給権者が法第八十条の二第一項に規定する支給繰下げの申出をした場合における法第七十六条第二項並びに第一百十一条第一項及び第三項の規定並びに第二十七条第一項から第四項までの規定の適用については、法第七十六条第二項中「旧職域加算退職給付」とあるのは、「旧職域加算退職給付（当該職域加算退職給付に平成二十七年経過措置政令第七条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第二十五条の四の二第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た金額に相当する金額との合算額」とする。

（障害を併合しない場合の旧職域加算障害給付の特例）

第二十五条の十 法第九十条第一項の規定により前後の障害を併合して支給される旧職域加算障害給付（法第八十四条第一項に規定する旧職域加算障害給付をいう。以下同じ。）でその併合される障害のうちいずれかの障害が国民年金法による障害基礎年金の給付事由となつた障害に該当しないことにより法第七十六条第一項第二号に定める場合に該当してその支給が停止されることとなるものについては、法第九十条第一項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないものとする。

2 前項の場合において、国民年金法による障害基礎年金と同一の給付事由により支給される旧職域加算障害給付の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、当該旧職域加算障害給付の額に

給率（当該各月のうち、その月が前項第一号に該当する場合にあつては零とし、その月が同号に該当しない場合にあつては一とする。）を合算して得た率を受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率とする。

4 退職共済年金の受給権者が法第八十条の二第一項に規定する支給繰下げの申出をした場合における法第七十六条第二項並びに第一百十一条第一項及び第三項の規定並びに第二十七条第一項から第四項までの規定の適用については、法第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額と当該金額に地方公務員等共済組合法施行令第二十五条の四の二第三項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た金額に相当する金額との合算額」とする。

（障害を併合しない場合の障害共済年金の特例）

第二十五条の十 法第九十条第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金でその併合される障害のうちいずれかの障害が国民年金法による障害基礎年金の給付事由となつた障害に該当しないことにより法第七十六条第一項第二号に定める場合に該当してその支給が停止されることとなるものについては、法第九十条第一項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないものとする。

2 前項の場合において、国民年金法による障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、当該障害共済年金の額に第一号に掲げ

第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した金額とする。

一 前項の規定を適用しないものとして法第九十条第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度に応じ算定されるべき旧職域加算障害給付（次項において「併合旧職域加算障害給付」という。）の額

二 この項の規定による加算がないものとして算定されるべき当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される旧職域加算障害給付の額

3 前項の規定により加算する金額が加算された旧職域加算障害給付については、当該加算額のうち、第二号に掲げる金額は第八十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額の一部であるものとみなして、法及びこの政令の規定を適用する。

一 併合旧職域加算障害給付に係る法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる金額から国民年金法による障害基礎年金と同一の給付事由により支給される旧職域加算障害給付に係る前項の規定を適用しないものとして算定されるべきこれらの規定に掲げる金額を控除した金額に相当する金額

二 前号に掲げる金額以外の金額

（旧職域加算障害給付と傷病補償年金等との調整の特例）

第二十五条の十三 法第九十五条に規定する政令で定める場合は、法第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定された旧職域加算障害給付（同条第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度が障害等級の一級に該当する場合に限る。）の受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の二級に該当する場合とする。

2・3 （略）

額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した金額とする。

一 前項の規定を適用しないものとして法第九十条第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度に応じ算定されるべき障害共済年金（次項において「併合障害共済年金」という。）の額

二 この項の規定による加算がないものとして算定されるべき当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額

3 前項の規定により加算する金額が加算された障害共済年金については、当該加算額のうち、第一号に掲げる金額は法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる金額の一部であるものと、第二号に掲げる金額は同条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額の一部であるものとそれぞれみなして、法及びこの政令の規定を適用する。

一 併合障害共済年金に係る法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる金額から国民年金法による障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金に係る前項の規定を適用しないものとして算定されるべきこれらの規定に掲げる金額を控除した金額に相当する金額

二 前号に掲げる金額以外の金額

（障害共済年金と傷病補償年金等との調整の特例）

第二十五条の十三 法第九十五条に規定する政令で定める場合は、法第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定された障害共済年金（同条第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度が障害等級の一級に該当する場合に限る。）の受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の二級に該当する場合とする。

2 法第九十五条に規定する政令で定める金額は、同条に規定する障害

(旧職域加算退職給付の受給権を更に取得した場合の旧職域加算遺族給付の額の改定)

第二十六条の十三 法第九十九条の二第一項第二号の規定によりその額が算定される旧職域加算遺族給付(法第九十九条第一項に規定する旧職域加算遺族給付をいう。以下同じ。)は、当該旧職域加算遺族給付の受給権者が更に同号に規定する旧職域加算退職給付の受給権を取得した日において、当該旧職域加算遺族給付の額を改定する。

2 (略)

(遺族基礎年金の支給を受けている場合等の旧職域加算遺族給付の額の改定等)

第二十六条の十四 法第九十九条の二第一項第一号の規定によりその額が算定される旧職域加算遺族給付(配偶者に対するものに限る。)の受給権者であつて当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるものが六十五歳に達した日以後に同項第二号に規定する旧職域加算退職給付の受給権を取得し当該遺族基礎年金の権利が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じた場合について、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日において、同号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同条第二項第一号に掲げる金額が同号イに掲げる金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、当該旧職域加算遺族給付の額を改定す

共済年金の額の算定の基礎となつた平均給与月額額の千分の〇・二七四に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する金額とする。

3 法第九十五条の規定は、法第九十二条第二項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間は、適用しないものとする。

(退職共済年金等の受給権を更に取得した場合の遺族共済年金の額の改定)

第二十六条の十三 法第九十九条の二第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、当該遺族共済年金の受給権者が更に同号に規定する退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、当該遺族共済年金の額を改定する。

2 法第九十九条の二の二第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(遺族基礎年金の支給を受けている場合等の遺族共済年金の額の改定等)

第二十六条の十四 法第九十九条の二第一項第一号の規定によりその額が算定される遺族共済年金(配偶者に対するものに限る。)の受給権者であつて当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるものが六十五歳に達した日以後に同項第二号に規定する退職共済年金等のいずれかの受給権を取得し当該遺族基礎年金の権利が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じた場合について、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日において、同号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同条第二項第一号に掲げる金額が同号イに掲げる金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、当該遺族共済年金の額を改定する。

る。

2 法第九十九条の二第一項第二号の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、当該旧職域加算遺族給付の受給権者について当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づき国民年金法により支給を受ける遺族基礎年金の権利が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じたときは、当該遺族基礎年金の権利が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日において、当該旧職域加算遺族給付の額を改定する。

3・4 (略)

(旧職域加算退職給付の額を改定する場合における対象期間に係る組合員期間等)

第二十六条の二十一 法第七十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、法第五十五条第二項に規定する離婚特例適用請求（以下「離婚特例適用請求」という。）があつた日における旧職域加算退職給付の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七十七条の四第一項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 法第七十八条の規定による旧職域加算退職給付の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例（法第五十五条第一項に規定する離婚特例をいう。以下この条において同じ。）が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

2 法第九十九条の二第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、当該遺族共済年金の受給権者について当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法により支給を受ける遺族基礎年金の権利が消滅し、又は支給を停止すべき事由が生じたときは、当該遺族基礎年金の権利が消滅した日又は当該支給を停止すべき事由が生じた日において、当該遺族共済年金の額を改定する。

3 法第九十九条の二の二第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

4 昭和六十年改正法附則第三十条第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、同項の規定による加算額に相当する部分は、第一項及び第二項並びに法第九十九条の二第一項ただし書の規定の適用については、国民年金法による遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

(退職共済年金等の額を改定する場合における対象期間に係る組合員期間等)

第二十六条の二十一 法第七十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、法第五十五条第二項に規定する離婚特例適用請求（以下「離婚特例適用請求」という。）があつた日における退職共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七十七条の四第一項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例（法第五十五条第一項に規定する離婚特例をいう。以下この条において同じ。）が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

二 組合員である法第七十八条の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（法第七十七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下この条において同じ。）

三 組合員である法第七十八条の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

四 六十五歳に達する日前の法附則第十八条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

五 六十五歳に達した日以後の法附則第十八条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（

二 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（法第七十七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下この条において同じ。）

三 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

四 六十五歳に達する日前の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

五 六十五歳に達した日以後の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に

次号に掲げる場合を除く。) 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

七 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

八 法附則第十九条の規定による旧職域加算退職給付の受給権者(組合員である受給権者を除く。)について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

九 組合員である法附則第十九条の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十 組合員である法附則第十九条の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

掲げる場合を除く。) 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

七 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

八 法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者(組合員である受給権者を除く。)について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

九 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十一 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日前の法附則第二十四条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十二 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の法附則第二十四条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

十三 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） これらの表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該年齢に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十四 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第百七条の三第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十五 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第

十一 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日前の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十二 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

十三 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） これらの表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該年齢に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十四 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十五 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第百七条

百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十七 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号から第二十一号までに掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十八 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付の受給権者であつて六十五歳に達する日前に再び組合員の資格を取得し、六十五歳に達する日前に再び退職した者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（第二十号に掲げる場合を除く。） 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日と

の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十七 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号から第二十一号までに掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十八 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて六十五歳に達する日前に再び組合員の資格を取得し、六十五歳に達する日前に再び退職した者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（第二十号に掲げる場合を除く。） 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。

する。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十九 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付の受給権者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合(第二十一号に掲げる場合を除く。)当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間(当該旧職域加算退職給付が法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。))の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。)

二十 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後これらの表の中欄に掲げる年齢(以下この号及び次号において「特例支給開始年齢」という。)に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付の受給権者であつて特例支給開始年齢に達する日前に再び組合員の資格を取得し、特例支給開始年齢に達する日前に再び退職した者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。))の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

二十一 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後特例支給開始年齢に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付

の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十九 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合(第二十一号に掲げる場合を除く。)当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間(当該退職共済年金が法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。))の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。)

二十 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後これらの表の中欄に掲げる年齢(以下この号及び次号において「特例支給開始年齢」という。)に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて特例支給開始年齢に達する日前に再び組合員の資格を取得し、特例支給開始年齢に達する日前に再び退職した者について、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。))の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

二十一 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後特例支給開始年齢に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給

の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（当該旧職域加算退職給付が法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。）

（離婚特例が適用された者に対する長期給付の額の算定及びその支給の停止等に関する規定の読替え）

第二十六条の二十二 法第七十七条の五に規定する政令で定める規定は次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第九十条第六項	額とする	額とする。ただし、同項の規定による旧職域加算障害給付の額の計算の基礎となる組合員期間に第七十七条の三第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額に係る対象期間（第一百五条第一項に規定する対象期間をいう。）が含まれる

権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。）

（離婚特例が適用された者に対する長期給付の額の算定及びその支給の停止等に関する規定の読替え）

第二十六条の二十二 法第七十七条の五に規定する政令で定める規定は次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第九十条第六項	額とする	額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に第七十七条の三第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額に係る対象期間（第一百五条第一項に規定する対象期間をいう。）が含まれる場合で

(略)	(略)	(略)	場合であつて、前項の規定により消滅した旧職域加算障害給付の額の計算の基礎となる組合員期間に当該対象期間が含まれないときは、この限りでない
-----	-----	-----	--

(特定離婚特例が適用された被扶養配偶者が旧職域加算障害給付の受給権者である場合の当該旧職域加算障害給付の額の改定に関する規定の読替え)

第二十六条の二十七 法第七百七条の八第二項の規定により法第七百七条の四第二項の規定を準用する場合には、同項本文中「旧職域加算障害給付の受給権者」とあるのは「旧職域加算障害給付の受給権者(特定組合員(第七百七条の七第一項に規定する特定組合員をいう。))の被扶養配偶者(同項に規定する被扶養配偶者をいう。))に限る。」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、「離婚特例が」とあるのは「特定離婚特例が」と、「対象期間」とあるのは「特定期間(同条第一項に規定する特定期間をいう。))」と、「離婚特例適用額」とあるのは「同条第五項に規定する特定離婚特例適用額」と、「当該離婚特例適用請求の」とあるのは「当該特定離婚特例の適用の請求が」と、同項ただし書中「同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、「期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。))」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の額の算定及びその支給停止等に関する規定の読替え)

第二十六条の二十八 法第七百七条の九に規定する政令で定める規定は、

(略)	(略)	(略)	あつて、前項の規定により消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該対象期間が含まれないときは、この限りでない
-----	-----	-----	--

(特定離婚特例が適用された被扶養配偶者が障害共済年金の受給権者である場合の当該障害共済年金の額の改定に関する規定の読替え)

第二十六条の二十七 法第七百七条の八第二項の規定により法第七百七条の四第二項の規定を準用する場合には、同項本文中「障害共済年金の受給権者」とあるのは「障害共済年金の受給権者(特定組合員(第七百七条の七第一項に規定する特定組合員をいう。))の被扶養配偶者(同項に規定する被扶養配偶者をいう。))に限る。」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、「離婚特例が」とあるのは「特定離婚特例が」と、「対象期間」とあるのは「特定期間(同条第一項に規定する特定期間をいう。))」と、「離婚特例適用額」とあるのは「同条第五項に規定する特定離婚特例適用額」と、「当該離婚特例適用請求の」とあるのは「当該特定離婚特例の適用の請求が」と、同項ただし書中「同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、「期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。))」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の額の算定及びその支給停止等に関する規定の読替え)

第二十六条の二十八 法第七百七条の九に規定する政令で定める規定は、

次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第九十条第六項	額とする	額とする。ただし、同項の規定による旧職域加算障害給付の額の計算の基礎となる組合員期間に第一百七条の七第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額に係る特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定によりその受給権が消滅した旧職域加算障害給付の額の計算の基礎となる組合員期間に当該特定期間が含まれないときは、この限りでない
(略)	(略)	(略)

(特定組合員が旧職域加算障害給付の受給権者である場合の特定期間に係る組合員期間)

第二十六条の三十 旧職域加算障害給付の受給権者である特定組合員の

次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第九十条第六項	額とする	額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に第一百七条の七第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額に係る特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定によりその受給権が消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該特定期間が含まれないときは、この限りでない
(略)	(略)	(略)

(特定組合員が障害共済年金の受給権者である場合の特定期間に係る組合員期間)

第二十六条の三十 障害共済年金の受給権者である特定組合員の被扶養

被扶養配偶者が特定離婚特例適用請求をする場合における特定期間に係る組合員期間については、当該旧職域加算障害給付の額の計算の基礎となつた特定期間に係る組合員期間を除くものとする。

(給付の制限)

第二十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が法第百十一条第一項に規定する懲戒処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を含む。以下この条において「懲戒処分」という。）を受けた場合又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分を含む。以下「退職手当支給制限等処分」に相当する処分」という。）を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額に、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める割合を乗じて得た金額を支給しない。

一 (略)

二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続き組合員期間の月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当

配偶者が特定離婚特例適用請求をする場合における特定期間に係る組合員期間については、当該障害共済年金の額の計算の基礎となつた特定期間に係る組合員期間を除くものとする。

(給付の制限)

第二十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が法第百十一条第一項に規定する懲戒処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を含む。以下この条において「懲戒処分」という。）を受けた場合又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分を含む。以下「退職手当支給制限等処分」に相当する処分」という。）を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める割合を乗じて得た金額を支給しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の五十

二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続き組合員期間の月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当

する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。)が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)が当該旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

三 地方公務員法第二十九条第一項に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた場合 当該停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数が当該旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の二十五を乗じて得た割合

四 退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合 当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数(当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)が当該旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

2 旧職域加算遺族給付の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第百十一条第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、旧職域加算遺族給付の額(法第九十九条の二第一項第二号の規定により旧職域加算遺族給付の額が算定される者(同号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除

する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。)が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

三 地方公務員法第二十九条第一項に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた場合 当該停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の二十五を乗じて得た割合

四 退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合 当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数(当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数)が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第百十一条第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額(法第九十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算

く。)であつて、かつ、旧職域加算退職給付の支給を受ける者については、旧職域加算遺族給付の額の三分の二に相当する金額と、旧職域加算退職給付の額の二分の一に相当する金額との合算額とする。)の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 前二項の場合において、年金である給付に係るこれらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第七十六条第一項の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項までの規定により旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付の支給が停止されている月(法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われている月を除く。)を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十六条第一項の規定若しくは施行法第十七条(施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第五十条(施行法第五十二条において準用する場合を含む。)、第五十七条(施行法第五十九条において準用する場合を含む。)、若しくは第六十四条(施行法第六十六条において準用する場合を含む。)、の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項までの規定によりこれらの年金の額が停止されている場合(法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を除くもの)

定される者(同条第一項第二号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除く。)であつて、かつ、退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額とする。)の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 前二項の場合において、年金である給付に係るこれらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項の規定、法第九十二条第一項若しくは第九十九条の五第一項の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項の規定により退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の額の支給が停止されている月(法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われている月を除く。)を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは施行法第十七条(施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第五十条(施行法第五十二条において準用する場合を含む。)、第五十七条(施行法第五十九条において準用する場合を含む。)、若しくは第六十四条(施行法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定、法第九十二条第一項若しくは第九十九条の五第一項の規定によりこれらの年金の額の支給

し、施行法第十八条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十八条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十五条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を含む。）にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5（略）

が停止されている場合（法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を除くものとし、施行法第十八条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十八条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十五条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を含む。）にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数、同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数による。

一 法第十三条第五項に規定する職員団体の事務に専ら従事する職員である組合員 その職員団体の事務に専ら従事する職員であつた期間

二 旧市町村共済法附則第十六項若しくはこれに相当する共済条例、国の旧法第九十四条第二項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十三号）による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第四十七条若しくは第四十八条又は施行法による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の第二第三項の規定の適用を受けた期間を有する組合員 これらの規定の適用を受けた期間

6 第一項から第三項までの規定を適用する場合において、同一の組合員期間について第一項又は第二項の規定に定める給付の制限の二以上に該当するときは、その該当する間は、そのうち最も高い割合による

附 則

(昭和三十六年四月二日以後に生まれた者等が旧職域加算退職給付の支給の繰上げを請求した場合において減ずる金額)

第三十条の二の十六 法附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の請求をした日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間を基礎として、法第七十九条第一項第二号の規定により算定した金額に減額率（千分の五に当該請求をした日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数に乗じて得た率をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た金額とする。

2・3 (略)

給付の制限（給付の制限の割合が同じときは、そのうちいずれか一の給付の制限）を定めている規定の定めるところによる。

7 第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）の理事長がこれらの規定に定める割合によることを不相当と認めるときは、その割合の範囲内で主務大臣と協議して定めた割合によるものとする。

8 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた長期給付の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定及び第三項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

附 則

(昭和三十六年四月二日以後に生まれた者等が退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合において減ずる金額)

第三十条の二の十六 法附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として、法第七十九条第一項又は第一百零二条第一項の規定により算定した金額に減額率（千分の五に当該請求をした日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数に乗じて得た率をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た金額とする。

2 法附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法第七十九条第一項第二号に掲げる金額から減ずる金額として政令で定める金額は、法附則第十八条の二第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第七十九条第一項第二号の規定により算定した金額に減額率を乗じて得た金額とする。

(昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれ
た者等が特例による旧職域加算退職給付の支給の繰上げを請求した場
合において減ずる金額)

第三十条の二十 法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定
める金額は、同条第一項の請求をした日(以下この条及び附則第三十
条の二十二において「請求日」という。)の属する月の前月まで
の旧地共済施行日前期間を基礎として法第七十九条第一項第二号の規
定により算定した金額に減額率(千分の五に請求日の属する月から法
附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月
の前月までの月数を乗じて得た率(請求日の属する月とこれらの表の
下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)をい
う。第四項及び第五項において同じ。)を乗じて得た金額とする。

2 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合にあつては
、法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、前項
の規定にかかわらず、同項に規定する金額に次に掲げる金額を加算し
た金額とする。

一 請求日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間を基礎とし
て昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加

3 法附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた法第二百二条
第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条の二第七項の規定
により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号
及び第八十二条第一項に規定する法第二百二条第一項の規定により加算
される金額から減ずる金額として政令で定める金額は、法附則第十八
条の二第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基
礎として法第二百二条第一項の規定により算定した金額のうち同項の規
定により加算される金額に、減額率を乗じて得た金額とする。

(昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれ
た者等が特例による退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合にお
いて減ずる金額)

第三十条の二十 法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定
める金額は、同条第一項の請求をした日(以下この条及び附則第三十
条の二十二において「請求日」という。)の属する月の前月まで
の組合員期間を基礎として法第七十九条第一項の規定により算定した
金額(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者にあつて
は、法附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額)に減額
率(千分の五に請求日の属する月から法附則第十九条の二各項の表の
下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得
た率(請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日
の属する月が同一の場合には、零)をいう。第四項及び第五項におい
て同じ。)を乗じて得た金額とする。

2 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合にあつては
、法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、前項
の規定にかかわらず、同項に規定する金額に次に掲げる金額を加算し
た金額とする。

一 請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十
年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、法

算額に、法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合又は請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た金額

二 請求日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た金額

イ 請求日の属する月から法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合には、一、請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には零）

ロ 千分の五に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率

3 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合であつて六十五歳に達した日の属する月後の法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額とする。

4 法附則第二十四条の二第八項の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項並びに次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法第七十九条第一項第二号に掲げる金額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間を基礎として同号の規定に

附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合又は請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た金額

二 請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た金額

イ 請求日の属する月から法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合には、一、請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には零）

ロ 千分の五に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率

3 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合であつて六十五歳に達した日の属する月後の法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額とする。

4 法附則第二十四条の二第八項の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項並びに次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法第七十九条第一項第二号に掲げる金額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として同号の規定により算定し

より算定した金額に減額率を乗じて得た金額とする。

5 次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額のうち同項に規定する特例加算額に、減額率を乗じて得た金額とする。

6 組合員である旧職域加算退職給付の受給権者が請求日に退職した場合における第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用については、第一項中「」の属する」とあるのは「」の翌日の属する」と、「請求日の」とあるのは「請求日の翌日の」と、第二項、第四項及び前項中「請求日」とあるのは「請求日の翌日」とする。

た金額に減額率を乗じて得た金額とする。

5 次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額のうち同項に規定する特例加算額に、減額率を乗じて得た金額とする。

6 組合員である退職共済年金の受給権者が請求日に退職した場合における第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用については、第一項中「」の属する」とあるのは「」の翌日の属する」と、「請求日の」とあるのは「請求日の翌日の」と、第二項、第四項及び前項中「請求日」とあるのは「請求日の翌日」とする。

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>(再評価率の改定等) 第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(以下「改正前地共済法による職域加算額」という。)について適用する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(再評価率の改定等) 第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。</p> <p>一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率</p> <p>二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率</p> <p>イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年における被保険者に係る標準報酬平均額(各年度における標準報酬の総額を各年度における被保険者の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被保険者の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における被保険者に係る標準報酬平均額の比率</p> <p>ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率</p> <p>三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬（当該年度の前年度に属する月のなお効力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十四条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額（以下「掛金の標準となつた給料の額」という。）と同条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「掛金の標準となつた期末手当等の額」という。）（以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬（以下「前々年度等の標準報酬」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得

標準となつた給料の額等」という。)に係る再評価率 物価変動率
に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 (略)

4 当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 (略)

第四十三条の三 改正前地共済法による職域加算額の受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率(以下「基準年度以後再評価率」という。)の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する

3 (略)

割合変化率を乗じて得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率(前項各号に掲げる再評価率を除く。)の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率(以下「基準年度以後再評価率」という。)の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬及び前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率(前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。)の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下

4 (略)

(調整期間における再評価率の改定等の特例)
第四十三条の四 (略)

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

4 回るとき 一
前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率(次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。)が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者(この法律又は国民年金法の被保険者をいう。)の総数として政令で定めるところにより算定した数(以下この号において「公的年金被保険者総数」という。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二 〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

二 前々年度等の標準報酬に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 (略)

5 (略)

第四十三条の五 (略)

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

- 一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回るとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項
- 二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項
- 三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 第四十三条の二第二項から第四項まで
- 5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 (略)

が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定

5 (略)

(支給停止)

第四十六条 なお効力を有する改正前地共済法第七十八条第一項又は附則第十八条の二第三項、第十九条、第二十四条の二第三項若しくは第二十六条第二項から第四項までの規定による旧職域加算退職給付(以下「旧職域加算退職給付」という。)の受給権者が地方公務員共済組合の組合員(前月以前の月に属する日から引き続き当該地方公務員共済組合の組合員の資格を有する者に限る。)であるときは、当該組合員である間、当該旧職域加算退職給付の支給を停止するものとする。

める規定を適用する。

- 一 物価変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項
 - 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき(前号に掲げる場合を除く。) 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項
 - 三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項
 - 四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 前条第一項から第三項まで
 - 五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第二項、第三項ただし書及び第四項
- 5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

(支給停止)

第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(厚生労働省令で定める日を除く。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以

前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度

- 5 第一項の規定により旧職域加算退職給付の支給を停止する場合においては、改正前地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。
6 ※適用しない。

(支給停止)

第五十四条 ※適用しない。

- 2 なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項に規定する旧職域加算障害給付（以下「旧職域加算障害給付」という。）は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたとき、又は地方公務員共済組合の組合員であるときは、その障害の状態に該当しない間又は当該組合員である間、その支給を停止する。ただし、その支給を停止された旧職域加算障害給付の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において当該組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間にあって、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）

- の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。
4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

- 5 第一項の規定により老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、第三十六条第二項の規定は適用しない。
6 第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

(支給停止)

第五十四条 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、六年間、その支給を停止する。

- 2 障害厚生年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害厚生年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

とを併合した障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

3 ※適用しない。

(遺族)

第五十九条 ※適用しない。

2 なお効力を有する改正前地共済法第二条第一項第三号及び第三項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母は、配偶者、子、父母又は孫がなお効力を有する改正前地共済法第九十九条第一項に規定する旧職域加算遺族給付（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の受給権を取得したときは、それぞれ旧職域加算遺族給付を受けることができる遺族としない。

3・4 ※適用しない。

3 第四十六条第六項の規定は、障害厚生年金について、第四十七条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

(遺族)

第五十九条 遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母（以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時（失踪（そう）の宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。）その者によつて生計を維持したものである。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母は、配偶者、子、父母又は孫が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族厚生年金を受けることができる遺族としない。

3 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生じたときは、第一項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

(年金額)
第六十条 ※適用しない。

2 配偶者以外の者に旧職域加算遺族給付を支給する場合において、受給権者が二人以上であるときは、それぞれ旧職域加算遺族給付の額は、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号、第三項及び第四項の規定にかかわらず、受給権者ごとにこれらの規定に

4 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(年金額)

第六十条 遺族厚生年金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める額とする。

一 第五十九条第一項に規定する遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族厚生年金の受給権を取得したとき 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額。ただし、第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金については、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百として計算した額とする。

二 第五十九条第一項に規定する遺族のうち、老齢厚生年金の受給権を有する配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得したとき 前号に定める額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した額のうちいずれか多い額

イ 前号に定める額に三分の二を乗じて得た額

ロ 当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金の額（第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算された老齢厚生年金にあつては、同項の規定を適用しない額とする。次条第三項及び第六十条四条の二において同じ。）に二分の一を乗じて得た額

2 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者が二人以上であるときは、それぞれ遺族厚生年金の額は、第一項第一号の規定にかかわらず、受給権者ごとに同号の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。

より算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。
3 ※適用しない。

第六十一条 配偶者以外の者に旧職域加算遺族給付を支給する場合において、受給権者の数に増減を生じたときは、増減を生じた月の翌月から、年金の額を改定する。

2・3 ※適用しない。

第六十五条の二 夫、父母又は祖父母に対する旧職域加算遺族給付は、受給権者が六十歳に達するまでの期間、その支給を停止する。ただし、夫に対する旧職域加算遺族給付については、当該地方公務員共済組合の組合員又は地方公務員共済組合の組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りでない。

第六十六条 子に対する旧職域加算遺族給付は、配偶者が旧職域加算遺

3 前二項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第六十一条 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者の数に増減を生じたときは、増減を生じた月の翌月から、年金の額を改定する。

2 前条第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額が同項第一号に定める額を上回るときは、当該合算した額に、当該老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 前条第一項第二号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金は、その額の算定の基礎となる老齢厚生年金の額が第四十三条第三項の規定により改定されたときは、当該老齢厚生年金の額が改定された月から当該遺族厚生年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号の規定により計算される額が、当該改定後の老齢厚生年金の額を基礎として算定した同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額以上であるときは、この限りでない。

第六十五条の二 夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が六十歳に達するまでの期間、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りでない。

第六十六条 子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給

族給付の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する旧職域加算遺族給付が前条本文、次項本文又は次条の規定によりその支給が停止されている間は、この限りでない。

2 配偶者に対する旧職域加算遺族給付は、当該地方公務員共済組合の組合員又は地方公務員共済組合の組合員であった者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する旧職域加算遺族給付が次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

第六十七条 配偶者又は子に対する旧職域加算遺族給付は、その配偶者又は子の所在が一年以上明らかでないときは、旧職域加算遺族給付の受給権を有する子又は配偶者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 配偶者又は子は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第六十八条 配偶者以外の者に対する旧職域加算遺族給付の受給権者が二人以上である場合において、受給権者のうち一人以上の者の所在が一年以上明らかでないときは、その者に対する旧職域加算遺族給付は、他の受給権者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて旧職域加算遺族給付の支給を停止された者は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第六十一条第一項の規定は、第一項の規定により旧職域加算遺族給付の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第一項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

権を有する期間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族厚生年金が前条本文、次項本文又は次条の規定によりその支給が停止されている間は、この限りでない。

2 配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

第六十七条 配偶者又は子に対する遺族厚生年金は、その配偶者又は子の所在が一年以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 配偶者又は子は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第六十八条 配偶者以外の者に対する遺族厚生年金の受給権者が二人以上である場合において、受給権者のうち一人以上の者の所在が一年以上明らかでないときは、その者に対する遺族厚生年金は、他の受給権者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺族厚生年金の支給を停止された者は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第六十一条第一項の規定は、第一項の規定により遺族厚生年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第一項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(時効)

第九十二条 改正前地共済法の規定による掛金その他改正前地共済法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、改正前地共済法による職域加算額を受ける権利(当該権利に基づき支払期日ごとに改正前地共済法による職域加算額の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。)は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 改正前地共済法による職域加算額を受ける権利の時効は、当該改正前地共済法による職域加算額が全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 ※適用しない。

4 (略)

(資料の提供)

第百条の二 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。)は、改正前地共済法による職域加算額の支給の停止を行うため、相互に、掛金の標準となつた給料の額等に関する事項、受給権者に対する改正前地共済法による職域加算額の支給状況に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 ※適用しない。

3 組合は、改正前地共済法による職域加算額の支給の停止を行うため

(時効)

第九十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、保険給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期日ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。)は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付が全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 保険料その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第八十六条第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 保険給付を受ける権利については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定を適用しない。

(資料の提供)

第百条の二 実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 実施機関は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署(実施機関を除く。)に対し、法人の事業所の名称、所在地その他の事項につき、必要な資料の提供を求めることができる。

3 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認め

必要があると認めるときは、受給権者に対する国民年金法による年金たる給付又は受給権者の配偶者に対する第四十六条第六項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、これらの給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

4 組合は、改正前地共済法による職域加算額の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

5 ※適用しない。

附則

(平均給与月額)の改定)

第十七条の四 ※適用しない。

めるときは、受給権者に対する国民年金法による年金たる給付又は受給権者の配偶者に対する第四十六条第六項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、これらの給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

4 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者(以下この項において「被保険者等」という。)(又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

附則

(平均標準報酬月額)の改定)

第十七条の四 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)第六条の規定による改正前の第四十三条第一項(以下この条において「改正前の第四十三条第一項」という。)に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に再評価率を乗じて得た額とする。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第七十八条第一項の規

定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項及び平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

2 昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であった期間（以下この項及び附則第十七条の九第一項において「船員保険の被保険者であった期間」という。）の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第二項において同じ。）の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれ

それぞれ表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

4 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第三項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧農林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

5 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第四項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧国家公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給与月額の計算の基礎となる掛金の標準となつた給料の額については、同項及び平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年地共済改正法附則第十条第二項の規定にかかわらず、当該旧地共済施行日前期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、地方公務員等共済組合法等の一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

7 11 ※適用しない。

6 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

7 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第六項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

8 平成十五年四月一日前に被保険者であつた者（第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者を除く。）の平均標準報酬月額が七万四千七百七十七円（当該被保険者であつた者（第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改

定され、又は決定された者を除く。〔注参照〕が昭和十年四月一日以前に生まれた者であるときは六万九千二百二十五円とし、その者が昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千四百九円とし、その者が昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千九百八円とする。次項において同じ。〕に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたとき、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。次項において同じ。）に満たないときは、これを当該額とする。ただし、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

9 第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に係る平均標準報酬月額を計算する場合においては、平成十五年四月一日前の被保険者であった期間のうち、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた期間以外の期間の平均標準報酬月額が七万四千七十七円に改定率を乗じて得た額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、当該額を当該期間の各月の標準報酬月額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

10 第四十三条の二から第四十三条の五までの規定（第四十三条の二第二項及び第四項、第四十三条の三第二項、第四十三条の四第二項及び

第三項並びに第四十三条の五第二項及び第三項を除く。）は、第二項に規定する率及び第三項から第七項までに規定する率の改定について準用する。

11 基金の加入員たる被保険者であつた期間（老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下この項及び附則第十七条の六第一項において同じ。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間である場合であつて、第七十八条の六第一項の規定により第二号改定者の標準報酬月額額の改定が行われた場合における昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項及び平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、加入員たる被保険者であつた期間の各月の第七十八条の六第一項の規定による改定前の標準報酬月額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額とする。

別表（第四十三条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

別表（第四十三条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

八 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

八 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

<p style="text-align: center;">厚生年金保険法施行令 読替え後</p>	<p style="text-align: center;">厚生年金保険法施行令 読替え前</p>
<p style="text-align: center;">（標準報酬平均額の算定方法）</p> <p>第三条の四 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。第六条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十四条第二項に規定する標準報酬平均額（以下「標準報酬平均額」という。）は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。</p> <p>一・二二（略）</p>	<p style="text-align: center;">（標準報酬平均額の算定方法）</p> <p>第三条の四 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額（以下「標準報酬平均額」という。）は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。</p> <p>一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る法に規定する標準報酬月額（法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつて</p>

2 (略)

(公的年金被保険者総数の算定方法)
第三条の四の二 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項
第一号に規定する公的年金被保険者総数の算定方法については、国民
年金法施行令(昭和三十四年政令第八十四号)第四条の四の三の規
定を準用する。

は、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定に
より決定された標準賞与額を除く。)の合計額の総額(次項第一号
において「標準報酬の総額」という。)を、当該年度の前々年度に
おける厚生年金保険の被保険者の性別構成及び年齢構成(以下「
厚生年金保険の被保険者の性別構成等」という。)を当該年度の初
日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における厚生年
金保険の被保険者の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めると
ころにより標準報酬月額額の等級の区分及び標準賞与額の最高限度額
の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額
二 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度
における各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数(次
項第二号において「厚生年金保険の被保険者総数」という。)を
合算した数を十二で除して得た数
2 当該年度の前々年度における標準報酬平均額は、第一号に掲げる額
を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。
一 当該年度の前々年度における標準報酬の総額を厚生労働省令で定
めるところにより標準報酬月額額の等級の区分及び標準賞与額の最高
限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額
二 当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者総数を十
二で除して得た数

(公的年金被保険者総数の算定方法)
第三条の四の二 法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被
保険者総数の算定方法については、国民年金法施行令(昭和三十四年
政令第八十四号)第四条の四の三の規定を準用する。

○平成二十七年経過措置政令第十一条第二項による国民年金法による改定率の改定等に関する政令の読替え

(傍線部分は読替部分)

改正後厚年再評価令
地共済読替後

(平成二十七年年度における適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等)

第四条 平成二十七年年度における適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。第六条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。)第十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。)第四十四条第二項に規定する再評価率については、適用する改正後厚生年金保険法別表第一のとおり読み替えて、適用する改正後厚生年金保険法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

2 ※適用しない

3 平成二十七年年度における適用する改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項までに規定する率については、適用する改正後

改正後厚年再評価令
地共済読替前

(平成二十七年年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等)

第四条 平成二十七年年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率については、同法別表第一のとおり読み替えて、同法の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)を適用する。

2 平成二十七年年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第二項に規定する率については、同法附則別表第一を別表第二のとおり読み替えて、同法の規定(他の法令において引用する場合を含む。)を適用する。

3 平成二十七年年度における厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三

厚生年金保険法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、適用する改正後厚生年金保険法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（平成二十七年年度の四月以後の適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額及び適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額の改定）

第五条 平成二十七年年度の四月以後の適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、適用する改正後厚生年金保険法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

2 平成二十七年年度の四月以後の適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、適用する改正後厚生年金保険法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（平成二十七年年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

第六条 平成二十七年年度における平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。次項において「平成十二年改正法」という。）附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇〇とし、昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八とする。

2 平成十二年改正法附則別表平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の

のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（平成二十七年年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額及び同法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額の改定）

第五条 平成二十七年年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

2 平成二十七年年度の四月以後の厚生年金保険法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（平成二十七年年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

第六条 平成二十七年年度における国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇〇とし、昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八とする。

2 平成十二年改正法附則別表第一平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同

下欄に定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあつては、一・二）とする。

（表略）

別表第一（第四条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者

地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者

地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者

地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者

地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者

地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた

表の下欄に定めるとおりとする。

（表略）

別表第一（第四条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者

被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者

被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者

被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者

被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者

被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

（表略）

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた

者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

九 昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十一 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十二 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十三 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十四 昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上

者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

九 昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十一 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十二 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十三 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十四 昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区

欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

十五 昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

十六 昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

十七 昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

十八 昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

十九 昭和二十三年四月二日以後に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

別表第三(第四条第三項関係)
(表略)

分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

十五 昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

十六 昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

十七 昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

十八 昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

十九 昭和二十三年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

別表第三(第四条第三項関係)
(表略)

○平成二十七年経過措置政令第十二条による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十九号）附則第八条の読替え

（傍線部分は読替部分）

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>附則</p> <p>（旧職域加算障害給付の支給に関する経過措置）</p> <p>第八条 施行日前に第一条の規定による改正前の法による障害共済年金を受け権利を有していたことがある者（施行日において当該障害共済年金を受け権利を有する者を除く。）が、当該障害共済年金の給付事由となった傷病により、施行日においてなお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規定により読み替えられた規定にあつては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害状態にない者にあつては、障害状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。</p>	<p>附則</p> <p>（障害共済年金の支給に関する経過措置）</p> <p>第八条 施行日前に法による障害共済年金を受け権利を有していたことがある者（施行日において当該障害共済年金を受け権利を有する者を除く。）が、当該障害共済年金の給付事由となった傷病により、施行日において法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害状態にない者にあつては、障害状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。</p>

に至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項の旧職域加算障害給付の支給を請求することができる。

2 施行日前に旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者（施行日において当該旧共済法による障害年金を受ける権利を有する者を除く。）が、当該旧共済法による障害年金の給付事由となつた傷病により、施行日において障害状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害状態にない者にあつては、障害状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項の旧職域加算障害給付の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の旧職域加算障害給付を支給する。

2 施行日前に旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者（施行日において当該旧共済法による障害年金を受ける権利を有する者を除く。）が、当該旧共済法による障害年金の給付事由となつた傷病により、施行日において障害状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害状態にない者にあつては、障害状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、法第八十四条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、法第八十四条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

○平成二十七年経過措置政令第十二条による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）の読替え

（傍線部分は読替部分）

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>附則</p> <p>（平成十五年度以後における改正前地共済法による職域加算額の算定に関する経過措置）</p> <p>第十条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、これらの規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六</p>	<p>附則</p> <p>（平成十五年度以後における法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置）</p> <p>第十条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項（昭和六十年改正法附則第八八条第二項においてその例による場合を含む。）、第九十九条の二第一項から第三項まで（昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号（法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項並びに昭和六十年改正法附則第四百四条第二項においてその例による場合を含む。）の規定による金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。</p>

十年地共済改正法」という。) 附則第八條第二項においてその例による場合を含む。) 第九十九條の二第一項及び第三項(なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十條第一項及び第二項においてその例による場合を含む。) 並びに附則第二十六條第五項並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四百四條第二項の規定による金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。) を基礎として第二條の規定による改正前の法第四十四條第二項、第七十九條第一項第二号、第八十七條第一項及び第二項並びに附則第二十條の二第二項第二号及び第三号並びに第四條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五條及び附則別表第三の規定又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号。第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。) 第四條の規定による改正後の法第九十九條の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の旧地共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第四十四條第二項、第七十九條第一項第二号、第八十七條第一項及び第二項、第九十九條の二第一項及び第三項並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五條及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二條の規定による改正前の法第四十四條第二項に規定する平均給料月額計算の基礎となる掛金の標準となった給料の額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の掛金の標準となった給料の額に、なお

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二條の規定による改正前の法第四十四條第二項、第七十九條第一項、第八十七條第一項及び第二項並びに附則第二十條の二第二項第二号及び第三号並びに第四條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五條及び附則別表第三の規定又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号。第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。) 第四條の規定による改正後の法第九十九條の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四條第二項、第七十九條第一項、第八十七條第一項及び第二項、第九十九條の二第一項から第三項まで並びに附則第二十條の二第二項第二号及び第三号並びに昭和六十年改正法附則第十五條及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二條の規定による改正前の法第四十四條第二項に規定する平均給料月額計算の基礎となる掛金の標準となった給料の額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の掛金の標準となった給料の額に、法第

効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二條の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四條の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額

の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第七條第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一條の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の第四十四条第二項に規定する再評価率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二條の規

定による改正前の第四十四条第二項に規定する再評価率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二條の規定による改正前の同項に規定する平均給料月額（以下この条において「再評価率による平均給料月額」という。）の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額

定による改正前の同項に規定する平均給料月額（以下この条において「再評価率による平均給料月額」という。）の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均給料月額の千分の一・四二五」と、同号口中「平均給与月額の千分の五・四八一」とあるのは「再評価率による平均給料月額の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均給料月額の千分の〇・七一一」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・二〇六」とする。

4 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「旧地共済施行日前期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九条第一項第二号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数」とする。

「と、「平均給与月額の千分の〇・五四八」とあるのは「再評価率による平均給料月額の千分の〇・七一一」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・二〇六」とする。

4 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号イ中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号口中「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項中「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額（に、基準日後組合員期間の月数を旧地共済施行日前期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額）」と、第九十九条の二第一項第一号イ中「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「旧地方公務員共済組合員期間が」とあるのは「基準日後組合員期間が」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

558 (略)

第十一条 改正前地共済法による職域加算額については、前条第一項の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に満たないとき（法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される年金である給付にあつては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額と第五項各号の規定による金額を合算して得た金額（当該月数が三月未満であるときは、三月）を合算して得た金額（に、基準日後組合員期間の月数を旧地共済施行日前期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額）」と、第九十九条の二第一項第一号イ中「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「旧地方公務員共済組合員期間が」とあるのは「基準日後組合員期間が」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

558 (略)

第十一条 法による年金である給付の額については、前条第一項の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき（法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される年金である給付にあつては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額と第五項各号の規定による金額を合算して得た金額（当該月数が三月未満であるときは、三月）を合算して得た金額（に、基準日後組合員期間の月数を旧地共済施行日前期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額）」と、第九十九条の二第一項第一号イ中「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「旧地方公務員共済組合員期間が」とあるのは「基準日後組合員期間が」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

する。

一 平成十五年四月一日前の旧地共済施行日前期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の旧地共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第三号並びになお効力を有する昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 旧地共済施行日前期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第八十八条第二項においてその例による場合を含む。）、第九十九条の二第一項及び第三項（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十六条第五項並びになお効力を有する昭和六十年改正法附則第四百四条第二項の規定により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

9 ※適用除外

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項（昭和六十年改正法附則第八十八条第二項においてその例による場合を含む。）、第九十九条の二第一項から第三項まで（昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号（法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項並びに昭和六十年改正法附則第四百四条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

9 平成十六年度における第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合には、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の附等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」と、「第四十四条第二項」とあるのは「同法附則第十一条第三項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」と、「附則第十四条の八の表」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

改定率は、一・〇〇一とする。

10 第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、毎年度、法第四十四条の三第一項又は第三項（法第四十四条の四第一項に規定する調整期間にあつては、法第四十四条の五第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合には、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」と、「第四十四条第二項」とあるのは「同法附則第十一条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」と、「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四

の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第

号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額

の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項の従前額改定率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額（以下この条において「従前額改定率による平均給料月額」という。）の千分の七・五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の七・五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の〇・五四八」とあるのは「従

月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項の従前額改定率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した同法第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額（以下この条において「従前額改定率による平均給料月額」という。）の千分の七・五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額

の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の一・五」と、同号口中「平均給与月額の千分の五・四八一」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の七・五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の〇・五四八」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の〇・七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とする。

前額改定率による平均給料月額額の千分の〇・七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とする。

4 第一項第二号又は第二項の規定による金額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「長期給付」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）（附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付）」と、「旧地共済施行日前期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の旧地共済施行日前期間）」と、「改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下同じ。」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九条第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」

4 第一項第二号又は第二項の規定による金額を算定する場合においては、法第四十四条第二項中「長期給付」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）（附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付）」と、「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「千分の五・七六九」と、

と、同条第二項第二号中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を旧地共済施行日前期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(2)イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(2)イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五七七」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

5
5
8 (略)

11 ※適用除外

12 (略)

きは、三百月」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号イ(1)中「千分の一・四八一」とあるのは「千分の一・七六九」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(1)中「千分の一・四八一」とあるのは「千分の一・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五七七」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の二第二項第二号中「千分の一・四八一」とあるのは「千分の一・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の一・五四八」とあるのは「千分の一・五七七」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

5
5
8 (略)

11 前項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

12 前各項に定めるもののほか、平成十五年以後における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(改正前地共済法による職域加算額の改定の特例)

第十一条の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十條第一項若しくは第五項又は前條第一項、第二項、第五項若しくは第六項の規定による改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者について、適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十條第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十一條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。)
(第四十三條の二から第四十三條の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十條第一項又は第五項の規定により算定した金額(以下この条において「当該年度額」という。))が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額(以下この条において「前年度額」という。))に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二(適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の三から第四十三條の五までにおいて適用される場合を除く。))の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率(以下「名目手取り賃金変動率」という。))が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率(以下「物価変動率」という。))が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

(法による年金である給付の額の改定の特例)

第十一条の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十條第一項若しくは第五項又は前條第一項、第二項、第五項若しくは第六項の規定による年金である給付の受給権を有する者について、法第四十四條の二から第四十四條の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十條第一項又は第五項の規定により算定した金額(以下この条において「当該年度額」という。))が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額(以下この条において「前年度額」という。))に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第四十四條の二(法第四十四條の三から第四十四條の五までにおいて適用される場合を除く。))の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 法第四十四條の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率(以下「名目手取り賃金変動率」という。))が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率(以下「物価変動率」という。))が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

- 一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率
- 二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則別表（附則第六条、附則第十一条関係）
表（略）

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第四十四条の三（法第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第四十四条の四（法第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

- 一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率
- 二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第四十四条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則別表（附則第六条、附則第十一条関係）
表（略）

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、法第四十四条の二第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。



○平成二十七年経過措置政令第十二条第二項による平成十五年改正政令の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>附則</p> <p>(組合員期間の月数が三百月未満である障害共済年金等の額の算定に 関する経過措置)</p> <p>第五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(第三項において「改正前地共済法による職域加算額」という。)のうち障害を給付事由とするもの(以下「旧職域加算障害給付」といい、その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。)について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。)第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第十条第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する改正前の法第八十七条第一号各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第十条第四項の規定により読み替えて適用するなお効</p>	<p>附則</p> <p>(組合員期間の月数が三百月未満である障害共済年金等の額の算定に 関する経過措置)</p> <p>第五条 法による障害共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。)について平成十二年改正法附則第十条第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する改正前の法第八十七条第一号各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十条第四項の規定により読み替えて適用する法第八十七条第一号各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。</p>

力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をい、平成二十七年経過措置政令第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

2 旧職域加算障害給付について平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第十一条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一條の規定による改正前の法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用するなお効力を有する改正前地共済法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3 改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」とい、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除くものとし、その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。）について平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第十条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する

2 法による障害共済年金について平成十二年改正法附則第十一条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一條の規定による改正前の法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用する法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3 法による遺族共済年金（法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除くものとし、その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。）について平成十二年改正法附則第十条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する改正前の法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第

改正前の法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第十條第四項の規定により読み替えて適用するなお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

4 旧職域加算遺族給付について平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第十一條第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一條の規定による改正前の法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて

二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十條第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

4 法による遺族共済年金について平成十二年改正法附則第十一條第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一條の規定による改正前の法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十一條第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とある

適用する平成十二年改正法附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用するなお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

5・6 ※適用しない

(平成十五年度以後における障害共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置)

のは「四分の三に相当する金額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

5 法による障害一時金(その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三ヶ月未満であるものに限る。次項において同じ。)について附則第三条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する改正前の法第九十八条各号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する法第九十八条各号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

6 法による障害一時金について前条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十八条各号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第三項の規定により読み替えて適用する法第九十八条各号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

(平成十五年度以後における障害共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置)

第六条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給するな**お効力を有する改正前地共済法第九十五条に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額**については、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として**なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額**

第六条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する**法第九十五条に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額**については、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として**法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額**

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合には、改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）
」と、「掛金の標準となつた給料の額」とあるのは「掛金の標準となつた給料の額に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十条第二項に規定する再評価率を乗じて得た額」と、改正前の法第九十五条中「政令で定める金額」とあるのは「平均給料月額額の千分の〇・三五六二五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」（当該障害共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）
」と、法第九十五条中「政令で定める金額」とあるのは「平均給与月額額の千分の〇・二七四に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する

第七条 なお効力を有する改正前地共済法第九十五条に規定する公務等による旧職域加算障害給付の同条の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第十四条第二項並びに平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十五条及び附則第十四条の八の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

金額」と、「相当する金額）」とあるのは「相当する金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第七条 法第九十五条に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第十四条第二項並びに平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十五条及び附則第十四条の八の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合には、改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十五条中「政令で定める金額」とあるのは「平均給料月額額の千分の〇・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」（当該障害共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則

3

第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「旧地共済施行日前期間」とあるのは「旧地共済施行日前期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「再評価率（改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率」とあるのは「従前額改定再評価率（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率」と、「再評価率」とあるのは「従前額改定再評価率」と、法第九十五条中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均給与月額千分の〇・二八八五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

（平成十五年以後における遺族共済年金の支給停止額の算定に関する

第十四条の八中「次の表」とあり、及び「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「第四十四条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号）附則第七条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項の規定」とする。

3

第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率」とあるのは「従前額改定再評価率（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率」と、「再評価率」とあるのは「従前額改定再評価率」と、法第九十五条中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均給与月額千分の〇・二八八五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

（平成十五年以後における遺族共済年金の支給停止額の算定に関する

る経過措置)

第八条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給するな お効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付のな お効力を有する改正前地共済法第九十九条の八の規定により支給を停止する額については、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項及び第九十九条の八並びに平成十二年改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号。以下「昭和六十年改正法」という。）
（附則第十五条第二項及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎としてな お効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項及び第九十九条の八並びに平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

る経過措置)

第八条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金の法第九十九条の八の規定により支給を停止する額については、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項及び第九十九条の八並びに平成十二年改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号。以下「昭和六十年改正法」という。）
（附則第十五条第二項及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項及び第九十九条の八並びに平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合においては、改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）
」と、「掛金の標準となつた給料の額」とあるのは「掛金の標準となつた給料の額に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十条第二項に規定する再評価率を乗じて得た額」と、改正前の法第九十九条の八中「相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の八中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第九条 なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前地共済法第九十九条の八の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十九条の八及び附則第十四条の八並びに平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項及び第九十九条の八並びに昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、法第九十九条の八中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第九条 法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金の法第九十九条の八の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

- 一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十九条の八及び附則第十四条の八並びに平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額
- 二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項及び第九十九条の八並びに昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合には、改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十九条の

3

第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「旧地共済施行日前期間」とあるのは「旧地共済施行日前期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「再評価率（改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率」とあるのは「従前額改定再評価率（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率」と、「再評価率」とあるのは「従前額改定再評価率」と、なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の八中「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

八中「相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十四条の八中「次の表」とあり、及び「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「第四十四条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項の規定」とする。

3

第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率」とあるのは「従前額改定再評価率（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率」と、「再評価率」とあるのは「従前額改定再評価率」と、法第九十九条の八中「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。



○平成二十七年経過措置政令第十三条第一項による改正後地共済法第六十八条等の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p style="text-align: center;">地共済 読替後</p> <p>(傷病手当金) 第六十八条 ※適用しない。 2・3 ※適用しない。 4 傷病手当金は、同一の傷病について障害厚生年金(厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。)及び旧職域加算障害給付(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下この項及び第七項において同じ。)の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害厚生年金の額及び旧職域加算障害給付の額(当該障害厚生年金及び旧職域加算障害給付と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額及び当該旧職域加算障害給付の額と当該障害基礎年金の額との合算額)を基準として総務省令で定めるところにより算定した額が、当該障害厚生年金及び当該旧職域加算障害給付の支給を受けることができなかつたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。</p> <p>5 ※適用しない。 6 (略) 7 組合は、第四項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要が</p>	<p style="text-align: center;">地共済 読替前</p> <p>(傷病手当金) 第六十八条 ※適用しない。 2・3 ※適用しない。 4 傷病手当金は、同一の傷病について障害厚生年金(厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。)の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)を基準として総務省令で定めるところにより算定した額が、当該障害厚生年金の支給を受けることができなかつたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。</p> <p>5 ※適用しない。 6 (略) 7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要が</p>

あると認めるときは、同項の障害厚生年金、旧職域加算障害給付又は障害基礎年金の支給状況につき、これらの年金である給付の支払をする者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

8・9 ※適用しない。

(審査請求)

第百十七条 組合員の資格若しくは短期給付、退職等年金給付及び平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2・3 (略)

○平成二十四年一元化法

附則

(退職一時金の返還に関する経過措置)
第六十三条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金

あると認めるときは、第四項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害手当金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

8・9 ※適用しない。

(審査請求)

第百十七条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

- 2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があったことを知った日から六十日以内に行なわなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。
- 3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

○平成二十四年一元化法

附則

(退職一時金の返還に関する経過措置)
第六十三条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金

又は障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下この項及び次条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規定により読み替えられた附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第七十八条第一項に規定する旧職域加算退職給付又は平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十四条第一項に規定する旧職域加算障害給付（以下この条及び次条第一項において「旧職域加算退職給付等」という。）の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する額を当該老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならぬ。この場合において、当該一時金である給付を支給した組合がその者に当該老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付を支給する組合に支払うものとし、当該支払があったときは、当該一時金である給付を支給した組合に支給額等に相当する額を返還したものとみなす。

一 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三条（同法第二百二条において準用する場合を含む。）の規

又は障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならぬ。この場合において、当該一時金である給付を支給した組合がその者に当該老齢厚生年金等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等を支給する組合に支払うものとし、当該支払があったときは、当該一時金である給付を支給した組合に支給額等に相当する額を返還したものとみなす。

一 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三条（同法第二百二条において準用する場合を含む。）の規

定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、当該老齢厚生年金等を支給する組合に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等及び旧職域加算退職給付等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第六十四条 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。）の遺族（平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられた附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。次項並びに附則第六十八条第五項及び第七十一条において同じ。）が遺族厚生年金及び平成二十七

定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、当該老齢厚生年金等を支給する組合に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第六十四条 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。）の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項並びに附則第六十八条第五項及び第七十一条において同じ。）が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に

年経過措置政令第六條第一項の規定により読み替えられた附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九條第一項に規定する旧職域加算遺族給付（以下この条において「旧職域加算遺族給付」という。）の支給を受ける権利を有することとなったときは、前條第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齡厚生年金等及び旧職域加算退職給付等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同條第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金及び当該旧職域加算遺族給付を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならぬ。この場合においては、同條第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

2 前條第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金及び旧職域加算遺族給付の支給を受ける権利を有することとなったときは、改正前地共済法附則第二十八條の二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同條第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金及び旧職域加算遺族給付を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、前條第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齡厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同條第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならぬ。この場合においては、同條第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

2 前條第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、改正前地共済法附則第二十八條の二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同條第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、前條第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

○平成二十七年経過措置政令第十三条第二項による昭和六十年地共済改正法附則第十八条の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p style="text-align: center;">地共済 読替後</p>	<p style="text-align: center;">地共済 読替前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例)</p> <p>第十八条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(退職又は死亡を給付事由とするものに限る。以下この条において「改正前地共済法による職域加算額」という。)の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満である者(附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるべき組合員期間が二十年であるものとみなされる者を除く。)に支給する改正前地共済法による職域加算額を算定する場合には、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号。附則第一百十条第三項において「昭和五十四年改正法」という。)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「昭和五十四年改正前の法」という。)第八十三条第三項(昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定による退職一時金又は昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号。附則第一百三十一条において「昭和五十四</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例)</p> <p>第十八条 組合員期間が二十年未満である者(附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるべき組合員期間が二十年であるものとみなされる者を除く。)又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合には、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号。附則第一百十条第三項において「昭和五十四年改正法」という。)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「昭和五十四年改正前の法」という。)第八十三条第三項(昭和五十四年改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定による退職一時金又は昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号。附則第一百三十一条において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。)第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第二十八</p>

年改正前の旧公企体共済法」という。)第五十四条第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該改正前地共済法による職域加算額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第二十八条の二第一項及び附則第二十八条の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

条の二第一項及び附則第二十八条の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 〓六 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。</p> <p>二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。</p> <p>イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹</p> <p>ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの</p> <p>ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様</p>

2 (略)

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号、以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法

の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの
三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪（そう）の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。

五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

2 前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八十四条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の

（昭和二十九年法律第百十五。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

（給付額の算定の基準となる給料等）

第四十四条（略）

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする

（遺族が二人以上ある場合の給付）

死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

（給付額の算定の基準となる給料等）

第四十四条 短期給付（第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第四十六条 第九十九条第一項の規定により給付を受けることができる遺族が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

2 (略)

(障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定)

第八十九条 障害共済年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求(その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として総務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。)があつたときは、その障害の程度に依りて、その障害共済年金の額を改定する。

2・3 (略)

第四十六条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族(弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定)

第八十九条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に依りて、その障害共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この項、次条、第九十一条及び第九十二条第五項ただし書において同じ。)の受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病(当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第九十二条第五項ただし書において同じ。)の当該初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害(障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第九十一条

第九十九条の二 (略)

第二項及び第九十二条第五項ただし書において「その他障害」という。の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に應じて、当該障害共済年金の額を改定する。

3 第一項の規定は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。）であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

(遺族共済年金の額)

第九十九条の二 遺族共済年金（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

-
- (1) 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- (2) 平均給与月額の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額
- (1) 平均給与月額を千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額
- (i) 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額を千分の五・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- (ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額を千分の五・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- 二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第九十九条の四において「退職共済年金等」という。）のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額
- イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
- (1) 当該遺族が退職共済年金又は国家公務員共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額
- (2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額
-

額の三分の二に相当する額に当該政令で定める額を加算した額
ロ 当該遺族の退職共済年金等の額の合計額（第八十条第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。）に相当する額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2 遺族共済年金（前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者（六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。）が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次のイに掲げる金額が次のロに掲げる金額以上であるとき。前項第一号ロに定める金額

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した額を合算した額（以下この項において「合算遺族給付額」という。）

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額及び政令で定める額を合算した額

二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき。次のイに掲げる金額に次のロに掲げる比率を乗じて得た額に、政令で定める額を加算した額

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項第一号ロ（二）に掲げる金額の比率

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四六六」と、「乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た額」と、同号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四六六」と、「月数」とあるのは「月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とする。

4 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

5 前条第一項の規定により給付を受けることができる遺族（配偶者を除く。）が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、第一項第一号及び前二項の規定にかかわらず、当該遺族ごとにこれらの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

6 (略)

6 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第九十九条の二の二 (略)

第九十九条の二の二 前条第一項第一号の規定によりその額が算定され

る遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権者が六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる金額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、当該遺族共済年金の額を改定する。

2 前条第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、その額の算定の基礎となる退職共済年金等の額が第七十九条第三項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより改定されたときは、第七十五条第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金等の額が改定された月から当該遺族共済年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号に定める金額又は同条第二項第一号イの規定により算定される金額が、それぞれ当該改定後の退職共済年金等の額を基礎として算定した同条第一項第二号イ及びロに掲げる金額を合算した金額又は同条第二項第一号ロに掲げる金額以上であるときは、この限りでない。

3 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における前二項の規定の適用については、第一項中「前条第一項第一号」とあるの

2 前条第一項第二号又は第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、その額の算定の基礎となる退職共済年金等の額が適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条第三項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより改定されたときは、第七十五条第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金等の額が改定された月から当該遺族共済年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号に定める金額又は同条第二項第一号イの規定により算定される金額が、それぞれ当該改定後の退職共済年金等の額を基礎として算定した同条第一項第二号イ及びロに掲げる金額を合算した金額又は同条第二項第一号ロに掲げる金額以上であるときは、この限りでない。

3
(略)

(退職共済年金等の額の改定)

第七十七条の四 退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額(改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間(平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。以下同じ。)及び標準賞与額(改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るもの

は「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「遺族共済年金(」とあるのは「遺族共済年金(同条第四項の規定の適用があるものを含み、」と、「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「が同項第一号に定める金額」とあるのは「(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)が同条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号の規定により算定される金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」と、「金額に」とあるのは「金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」に」と、前項中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号」と、「遺族共済年金は」とあるのは「遺族共済年金(同条第四項の規定の適用があるものを含む。)」は」と、「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「算定される金額」とあるのは「算定される金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」と、「同条第一項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。)」とする。

(退職共済年金等の額の改定)

第七十七条の四 退職共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項及び第二項又は第二百二条第一項の規定にかかわらず、対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間(対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間)並びに対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた

に限る。以下同じ。）の改定又は決定が行われたときは、第七十九条第一項及び第二項又は第百二条第一項の規定にかかわらず、対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）に係る旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）の最後の月以前における組合員期間又は平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）前の地方公共団体の長であつた期間（対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）並びに改定又は決定後の標準報酬月額を第四十条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額を退職共済年金の額の計算の基礎とするものとし、当該標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金の受給権者について、当該障害共済年金の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間又は施行日前の地方公共団体の長であつた期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額が改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定されたときは、改定又は決定後の標準報酬月額を第四十条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額を基礎として、当該標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数が三月未満である場合の当該障害共済年金については、改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時

給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を退職共済年金の額の計算の基礎とするものとし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。

なし被保険者期間（旧地共済施行日前期間に係るものに限る。以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。

（離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例）

第七十七条の五 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された者に対する長期給付についてこの法律及び適用する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定める。

<p>第八十条第一項</p>	<p>組合員期間が二十年以上である</p>	<p>組合員期間（第七十七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）を除く。以下この項において同じ。）が二十年以上である</p>	<p>第九十条第九項</p>	<p>組合員であつた者が次の</p>	<p>組合員であつた者（第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし組合員期間を有す</p>
<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項</p>	<p>の標準賞与額</p>	<p>の標準賞与額（第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）</p>			

（離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例）

第七十七条の五 第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者に対する長期給付についてこの法律の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定める。

<p>第八十条第一項</p>	<p>組合員期間が二十年以上である</p>	<p>組合員期間（第七十七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）を除く。以下この項において同じ。）が二十年以上である</p>	<p>第九十条第九項</p>	<p>組合員であつた者が次の</p>	<p>組合員であつた者（第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし組合員期間を有す</p>
<p>第八十一条第二項第一号</p>	<p>当該各月以前の</p>	<p>第七十七条の三第二項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の</p>			

る者を含む。)が次の

(退職共済年金等の額の改定の特例)

第七十七条の八 退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われたときは、第七十九条第一項又は第二百二条第一項の規定にかかわらず、改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額並びに改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、当該標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 第七十七条の四第二項の規定は、障害共済年金の受給権者である被扶養配偶者について改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合について準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

(特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

第七十七条の九 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された者に対する長期給付についてこの法律及び適用する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定める。

る者を含む。)が次の

(退職共済年金等の額の改定の特例)

第七十七条の八 退職共済年金の受給権者について、前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項又は第二百二条第一項の規定にかかわらず、特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、前条第一項の請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 第七十七条の四第二項の規定は、障害共済年金の受給権者である被扶養配偶者について前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合について準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

(特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の特例)

第七十七条の九 第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者に対する長期給付についてこの法律の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定める。

第八十条第一項	組合員期間が二十年以上である	組合員期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養者みなし被保険者期間（第七十七条の四第一項に規定する旧地共済施行日前期間に係るものに限る。以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）を除く。以下この項において同じ。）が二十年以上である
適用する改正後 厚生年金保険法 第四十六条第一 項	の標準賞与額	の標準賞与額（第七十八条の十四第三項の規定による改正前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第九十 九条第一項	組合員 であつ た者が 次の	組合員であつた者（第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）が次の

（資料の提供）

第四百四十四条の二十五の二 組合は、第九十九条の九に定めるもののほか、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、年金法による年金である給付、改正前国

第八十条第一項	組合員期間が二十年以上である	組合員期間（第七十七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）を除く。以下この項において同じ。）が二十年以上である
第八十一条第二 項第一号	当該各月以前の	第七十七条の七第三項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の
第九十 九条第一項	組合員 であつた者が次 の	組合員であつた者（第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）が次の

（資料の提供）

第四百四十四条の二十五の二 組合は、第九十九条の九に定めるもののほか、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、国家公務員共済組合法による年金である

共済法による年金である給付若しくは改正前私学共済法による年金である給付又はその配偶者に対する適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項（改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、厚生労働大臣、国の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（端数の処理）

第四百四十四条の二十六 長期給付を受ける権利を決定し、又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額（第八十条第一項、第八十八条第一項又は第九十九条の三の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

2 (略)

附則

(略)

給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第八十一条第七項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、厚生労働大臣、国の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第八十一条第七項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（端数の処理）

第四百四十四条の二十六 長期給付を受ける権利を決定し、又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額（第八十条第一項、第八十八条第一項又は第九十九条の三の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

附則

第二十条の二 附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、第六項、附則第二十四条の三第一項及び第五項、附則第二十五条の三第九項並びに附則第二十五条の四第九項において「障害状態

「という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。第六項及び附則第二十四条の三第一項において同じ。）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た額

二 平均給与月額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

- イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条

3 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を

取得した当時」とあるのは「附則第二十条の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）」と、「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の二第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の二第一項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時」と読み替えるものとする。

4 (略)

の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）」と、「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の二第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の二第一項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに同条第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の二第三項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び同条第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

5 第二項及び第三項の規定によりその額が算定される附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなったときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の

2 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三條第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同條第一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎

(略)

額を、第七十九条第一項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなった当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。

6 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けることができるときに限る。）。

二 障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三 組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、引き続き組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受けることができることに限る。）。

第二十条の三 附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十四年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、前條第二項の規定の例により算定した金額とする。

2 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同條第一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前條第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場

となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 組合員である附則第十九条の規定による退職共済年金(第七十九条

合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

3

前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

4 組合員である附則第十九条の規定による退職共済年金(第七十九条

の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者(組合員期間が四十四年以上である者に限る。)が退職したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額に改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする。

5 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法(第九十九条の二の二第二項に規定する適用する改正後厚生年金保険法をいう。)第四十三条第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時」と読み替えるものとする。

6 (略)

の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者(組合員期間が四十四年以上である者に限る。)が退職したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額に改定する。

5 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとき

れた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例)
第二十四条の二 (略)

2
5 (略)

- (特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例)
第二十四条の二 附則第十九条の二各項に規定する者(附則第二十五条第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。)であつて、附則第十九条各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、それぞれ附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を組合に請求することができる。
- 2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は附則第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にに行わなければならない。
 - 3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十八条及び附則第十九条の規定

6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、旧地共済施行日前期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、旧地共済施行日前期間を算定の基礎として、当該退職共済金の額を改定する。

8
8
10 (略)

は、適用しない。

4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額又は前条第一項の規定の例により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。

5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

8 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十二条及び第七十九条の二の二の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第八十条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳（その者が附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは

、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「附則第二十四条の二第四項、第六項及び第七項並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に加給年金額を加算した額とし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」と、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第九十九条の二の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。

9 前項に定めるもののほか、第三項の規定による退職共済年金の受給権者についてこの法律を適用する場合に必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第八項の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定によりそ

第二十四条の三 (略)

- 2 (略)
- 3 繰上げ調整額(その算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数が四百八十月に満たないものに限る。次項において同じ。)が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月において、当該年齢に達した日の翌日の属する月前の旧地共済施行日前期間の月数(当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月)が当該繰上げ調整額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。)に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額(当該超える月数の旧地共済施行日前期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に規定する金額をいう。)とを合算した額とする。
- 4 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の翌月以後において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規

の額が加算された第三項の規定による退職共済年金の受給権者(六十五歳未満の者に限る。)が次条第五項又は第六項の規定の適用を受けるときは、第八項の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定により加算した額に相当する部分の支給を停止する。

第二十四条の三 附則第十九条の二各項に規定する者が前条第三項の規定による退職共済年金の受給権を取得したとき(同条第一項の請求があつた当時、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき又はその者の組合員期間が四十四年以上であるときに限る。)は、六十五歳に達するまでの間、当該退職共済年金の額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた額(以下この条において「繰上げ調整額」という。)を加算する。

- 2 繰上げ調整額については、第七十九条第三項の規定は、適用しない
- 3 繰上げ調整額(その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百八十月に満たないものに限る。次項において同じ。)が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月において、当該年齢に達した日の翌日の属する月前の組合員期間の月数(当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月)が当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額(繰上げ調整額を除く。)に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額(当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に規定する金額をいう。)とを合算した額を加算した額とする。
- 4 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の翌月以後において、第七十九条第三項の規定により退職共済年金の額を改

定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に規定する金額をいう。）とを合算した金額を加算した額とする。

5・6 (略)

6 ※適用除外

(略)

定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に規定する金額をいう。）とを合算した金額を加算した額とする。

5 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された退職共済年金については、その受給権者が障害状態に該当しなくなったときは、その障害状態に該当しない間、当該繰上げ調整額（第三項又は前項の規定により繰上げ調整追加額が加算された退職共済年金にあつては、当該繰上げ調整追加額を含む。次項において同じ。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、障害状態に該当しなくなった当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。

6 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が組合員である間は、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

(昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退職共済年金の額の特例)

第二十五条の二 附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

一 特定警察職員等以外の者で昭和十六年四月一日以前に生まれたもの

二 特定警察職員等である者で昭和二十二年四月一日以前に生まれた

もの

三 前二号に掲げる者以外のもので前条第二項又は第三項の規定の適用を受けるもの

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の二第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の二第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは

3 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の二第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の二第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

(略)

(略)

「附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

第二十五条の三 特定警察職員等以外の者で次の表の上欄に掲げる者であるもの（附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

3 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第

三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の三第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の三第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

(略)

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の三第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の三第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により

6 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「前条第三項」とあるのは「同条第六項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項の規定並びに附則第二十五条の三第六項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

(略)

加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

5 特定警察職員等以外の者である附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額に改定する。

6 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「前条第三項」とあるのは「同条第六項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の三第六項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」

とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

8 第五項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後においては、附則第二十条の二第一項から第四項まで及び附則第二十条の三第四項から第六項までの規定は、その者については、適用しない。

9 特定警察職員等以外の者である附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなくなった場合においては、附則第二十条の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

10 特定警察職員等以外の者である附則第十九条の規定による退職共済年金(附則第二十条の二第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。)の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、当該退職共済年金については、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の二第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第三項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第六項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」とする。

第二十五条の四 特定警察職員等である者で次の表の上欄に掲げる者であるもの(附則第二十五条第三項の規定の適用を受ける者を除く。)
 が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合において、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

3 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の四第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の四第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十

六條、第八十一條及び第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五條の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一條第二項中「相当する部分、第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前條第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五條の四第三項において準用する第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額、第八十條第一項に規定する加給年金額及び前條第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五條の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五條の四第三項において準用する第八十條第一項に規定する加給年金額」と、同條第七項及び第八項中「第八十條第一項」とあるのは「附則第二十五條の四第三項において準用する第八十條第一項」と、第八十二條第一項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額、第八十條第一項に規定する加給年金額及び第八十條の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五條の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五條の四第三項において準用する第八十條第一項に規定する加給年金額」とする。

5 特定警察職員等である者である附則第十九條の規定による退職共済年金（第七十九條の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第二十五條第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九條の規定にかかわらず、附則第二十條の二第二項の規定の例により算定した金額に改定する。

6 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算

三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項の規定並びに附則第二十五条の四第六項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

(略)

定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項の規定並びに附則第二十五条の四第六項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

7 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び附則第

二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

8 第五項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後においては、附則第二十条の二第一項から第四項まで及び附則第二十条の三第四項から第六項までの規定は、その者については、適用しない。

9 特定警察職員等である者である附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなかつた場合においては、附則第二十条の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

10 特定警察職員等である者である附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、当該退職共済年金については、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の二第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げ

第二十五条の六 附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受け権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、同条第一項の規定により算定した金額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間（その月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第八条、同法第五十五条（同法第五十九条において準用する場合を含む。第三項及び第五項において同じ。）若しくは同法第六十二条（同法第六十六条において準用する場合を含む。第三項及び第五項において同じ。）の規定の適用を受けるときは、その月数を二百四十月とする。）を基礎として算定した附則第二十条の第二項第一号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算した額とする。

る金額及び」と、附則第二十条の三第三項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第六項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び」とする。

第二十五条の六 附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受け権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、同条第一項の規定により算定した金額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間（その月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第八条、同法第五十五条（同法第五十九条において準用する場合を含む。第三項及び第五項において同じ。）若しくは同法第六十二条（同法第六十六条において準用する場合を含む。第三項及び第五項において同じ。）の規定の適用を受けるときは、その月数を二百四十月とする。）を基礎として算定した附則第二十条の第二項第一号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算した額とする。

2 前項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎

年金を受ける権利を取得したときは、附則第二十条の二、附則第二十条の三第四項から第六項まで、附則第二十五条の三第五項から第七項まで及び附則第二十五条の四第五項から第七項までの規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

3 繰上げ調整額（その算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数が四百八十月に満たないものに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等以外の者に限る。）が附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは四百八十月とし、当該月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条、同法第五十五条若しくは同法第六十二条の規定の適用を受けるときは二百四十月とする。次項において同じ。）が繰上げ調整額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の旧地共済施行日前期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額とを合算した額とする。

4 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等である者に限る。）が附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。）の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数が繰上げ調整額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数を超える場合について準用する。

5 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等以外の者に限る。）が附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げ

年金を受ける権利を取得したときは、附則第二十条の二、附則第二十条の三第四項から第六項まで、附則第二十五条の三第五項から第七項まで及び附則第二十五条の四第五項から第七項までの規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

3 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百八十月に満たないものに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等以外の者に限る。）が附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは四百八十月とし、当該月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条、同法第五十五条若しくは同法第六十二条の規定の適用を受けるときは二百四十月とする。次項において同じ。）が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額とを合算した額を加算した額とする。

4 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等である者に限る。）が附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。）の算定の基礎となる組合員期間の月数が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超える場合について準用する。

5 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等以外の者に限る。）が附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げ

る年齢に達した月の翌月以後において、第七項において準用する適用する改正後厚生年金保険法第四十三條第三項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは四百八十月とし、当該月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八條の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八條、同法第五十五條若しくは同法第六十二條の規定の適用を受けるときは二百四十月とする。）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる旧地共済施行日前期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十二條の二第二項第一号に掲げる金額とを合算した金額を加算した額とする。

6 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等である者に限る。）が附則第二十五條の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、第九項において準用する適用する改正後厚生年金保険法第四十三條第三項の規定により退職共済年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、前項中「及び第三項」とあるのは、「及び第四項」と読み替へるものとする。

7 第七十九條第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三條第三項の規定は第一項の退職共済年金（その受給権者が特定警察職員等以外の者であるものに限る。）の額（繰上げ調整額を除く。）の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金（その受給権者が、附則第二十五條の三第一項の表の上欄に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。）の額に加算される加給年金について、それぞれ準用する。この場合において、第八十條第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該

る年齢に達した月の翌月以後において、第七項において準用する第七十九條第三項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは四百八十月とし、当該月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八條の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八條、同法第五十五條若しくは同法第六十二條の規定の適用を受けるときは二百四十月とする。）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十二條の二第二項第一号に掲げる金額とを合算した金額を加算した額とする。

6 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等である者に限る。）が附則第二十五條の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、第九項において準用する第七十九條第三項の規定により退職共済年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、前項中「及び第三項」とあるのは、「及び第四項」と読み替へるものとする。

7 第七十九條第二項及び第三項の規定は第一項の退職共済年金（その受給権者が特定警察職員等以外の者であるものに限る。）の額（繰上げ調整額を除く。）の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金（その受給権者が、附則第二十五條の三第一項の表の上欄に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。）の額に加算される加給年金について、それぞれ準用する。この場合において、第八十條第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第二

退職共済年金の額」とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）と、「前条第三項」とあるのは「同条第七項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の六第一項、第三項及び第五項の規定並びに同条第七項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」と、「加算した額とする」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算した額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

（略）

十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）と、「前条第三項」とあるのは「同条第七項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の六第一項、第三項及び第五項の規定並びに同条第七項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算した額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

8

繰上げ調整額が加算された退職共済年金（その受給権者が、特定警察職員等以外の者で附則第二十五条の三第一項の表の上欄に掲げる者であつて同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。）に係る第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の六第七項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、「金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「金額及び附則第二十五条の六第七項において準用する第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の六第七項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「金額及び附則第二十五条の六第七項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額

9 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三條第

三項の規定は第一項の退職共済年金（その受給権者が特定警察職員等である者であるものに限る。）の額（繰上げ調整額を除く。）の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金（その受給権者が、附則第二十五條の四第一項の表の上欄に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。）の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、第八十條第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十五條の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五條の六第一項、第四項及び第六項の規定並びに同条第九項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算した額とし、その年齢に達したときから、年金の額を改定する」と、「同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五條の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

(略)

「とする。

9 第七十九条第二項及び第三項の規定は第一項の退職共済年金（その

受給権者が特定警察職員等である者であるものに限る。）の額（繰上げ調整額を除く。）の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金（その受給権者が、附則第二十五條の四第一項の表の上欄に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。）の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、第八十條第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十五條の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五條の六第一項、第四項及び第六項の規定並びに同条第九項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算した額とし、その年齢に達したときから、年金の額を改定する」と、「同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五條の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

10 繰上げ調整額が加算された退職共済年金（その受給権者が、特定警

察職員等である者で附則第二十五條の四第一項の表の上欄に掲げる者であつて同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。）に係る第八十一條及び第八十二條の規定の適用については、第八十一條第二項中「相当する部分、第八十條第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五條の六第九項において準用

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)
第二十六条 (略)

25 (略)

する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「金額及び附則第二十五条の六第九項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の六第九項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「金額及び附則第二十五条の六第九項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)

第二十六条 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、次項から第四項までの規定の適用がある場合を除き、附則第十九条の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、次項及び第四項の規定の適用がある場合を除き、その者に退職共済年金を支給する。

この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 当分の間、警察官又は皇宮護衛官（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。）である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上警察官又は皇宮護衛官として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合員に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

4 当分の間、消防吏員又は常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。）である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上消防吏員又は常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第五の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合員に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

5 第一項から前項までの規定による退職共済年金の額は、第七十九条

6 第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第

三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は前項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十六条第六項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十六条第五項の規定並びに同条第六項において準用する前条第二項及び第三項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

7
7
12 (略)

及び第八十条の規定にかかわらず、附則第二十条の第二項の規定の例により算定した金額又は附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額（その額が同項の規定の例により附則第二十条の第二項の規定により算定した金額を含むものに限る。）から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

6 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は前項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十六条第六項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十六条第五項の規定並びに同条第六項において準用する前条第二項及び第三項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

7 前項において準用する第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、同項の規定により加算する部分の支給を停止する。

8 第一項から第四項までの規定による退職共済年金に係る第七十六条及び第八十一条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額」と、第八十一条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る

。）」と、「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十六条第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び同条第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十六条第六項において準用する第八十条第一項」とする。

9 附則第二十二條、附則第二十五條の五第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに附則第二十五條の七第一項の規定は、第一項から第四項までの規定により支給する退職共済年金について準用する。この場合において、附則第二十五條の五第二項中「次の各号のいずれかに該当するものに限る」とあるのは「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものに限る」と、「相当する部分」とあるのは「係る附則第二十六條第五項の規定による減額後の額」とあるのは「前項各号のいずれかに該当するものに限る」とあるのは「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものに限る」と、「附則第二十五條の二第四項、附則第二十五條の三第四項及び第七項並びに附則第二十五條の四第四項及び第七項」とあるのは「附則第二十六條第八項」と、「金額及び」とあり、及び「金額並びに」とあるのは「金額」と、附則第二十五條の七第一項中「附則第十九條」とあるのは「附則第二十六條第一項から第四項まで」と、「附則第二十五條の二第三項、附則第二十五條の三第三項又は附則第二十五條の四第三項」とあるのは「附則第二十六條第六項」と読

み替えるものとする。

10 第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十九条第一項又は第百二条第一項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第五項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額又は当該合算額に特例加算額を加算した金額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

11 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項及び第五項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項から第四項までの規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者

(退職共済年金と基本手当等との調整)
第二十六条の二 (略)

にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。」と、第五項及び第七項中「附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と読み替えるものとする。

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第二十六条の二 附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額、第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは同号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額、第百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第四項においてその例によるものとされた附則第二十四条第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項

2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月分の退職共済年金については、適用しない。

一 その月において、主務省令で定めるところにより当該退職共済年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月分の退職共済年金について、適用する改正後厚生年金保険法第十一条又は第十一条の二の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 5 (略)

においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十四条第二項に規定する受給期間が経過したとき。

二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受け終わつたとき（同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終つたとき）。

2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月分の退職共済年金については、適用しない。

一 その月において、主務省令で定めるところにより当該退職共済年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月分の退職共済年金について、第八十一条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により退職共済年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第一号に規定するみなされる日の数を三十で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者で

あつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金については、その額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額、第七十九条第一項第二号に掲げる金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは同号に掲げる金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額、第百二条第一項の規定により加算される金額から附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額若しくは附則第二十四条の二第四項においてその例によるものとされた附則第二十四条第一項の規定により加算される金額から附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額を減じた額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは

は「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替えるものとする。

第二十六条の三 附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月の退職共済年金の額に係る第八十一条第二項（附則第二十条の二第四項、附則第二十条の三第三項若しくは第六項、附則第二十四条第二項、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の四第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の五第三項（附則第二十六条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、附則第二十五条の六第八項若しくは第十項又は附則第二十六条第八項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により支給の停止を行わないこととされる金額は、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額（その金額に六分の十五を乗じて得た額と当該受給権者に係る掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額（以下この条において「給与月額」という。）との合計金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該給与月額を控除して得た金額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

(年金である給付の額の改定の特例)

第二十八条の十二の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付(第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。))又は第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十四条第一項(附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。))の規定によりその金額が算定されたものに限る。)の受給権を有する者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号又は第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定により算定した金額(以下この条において「当該年度額」という。))が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額(以下この条において「前年度額」という。))に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五までにおいて適用される場合を除く。))の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手

(年金である給付の額の改定の特例)

第二十八条の十二の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付(第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。))又は第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十四条第一項(附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。))の規定によりその金額が算定されたものに限る。)の受給権を有する者について、第四十四条の二から第四十四条の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号又は第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二項、第二百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定により算定した金額(以下この条において「当該年度額」という。))が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額(以下この条において「前年度額」という。))に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十四条の二(第四十四条の三から第四十四条の五までにおいて適用される場合を除く。))の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手

<p>取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率</p> <p>二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。</p> <p>一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率</p> <p>二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率</p> <p>5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。</p> <p>（離婚特例が適用された者に対する長期給付の支給要件等の特例）</p> <p>第二十八条の十二の三 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定又は決定された者に対する長期給付について、附則第十九条第二号、附則第二十</p>	<p>取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率</p> <p>二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十四条の三（第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十四条の四（第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。</p> <p>一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率</p> <p>二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率</p> <p>5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十四条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。</p> <p>（離婚特例が適用された者に対する長期給付の支給要件等の特例）</p> <p>第二十八条の十二の三 第一百七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者に対する長期給付について、附則第十九条第二号、附則第二十条の二第二項第一号、附則第二十条の三第一項及び附</p>
---	--

条の二第二項第一号、附則第二十条の三第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定を適用する場合には、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。）」とする。

（被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用）

第二十八条の十二の四 第七十七条の八第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十九条第一項及び第二項」と、「改定又は」とあるのは「特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間（特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあっては、政令で定める期間）並びに改定又は」とする。

第二十八条の十二の五 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定が行われた者に対する長期給付について、附則第十九条第二号、附則第二十条の二第二項第一号、附則第二十条の三第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定を適用する場合には、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間）第七十七条の四第一項に規定する旧地共済施行日前期間に係るものに限る。」を除く。」とする。

第二十八条の十二の六 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）に係る組合員期間についての改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の

則第二十八条の十三第一項の規定を適用する場合には、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。）」とする。

（被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用）

第二十八条の十二の四 第七十七条の八第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十九条第一項及び第二項」と、「特定期間」とあるのは「特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間（特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあっては、政令で定める期間）並びに特定期間」とする。

第二十八条の十二の五 第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された者に対する長期給付について、附則第十九条第二号、附則第二十条の二第二項第一号、附則第二十条の三第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定を適用する場合には、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。）」とする。

第二十八条の十二の六 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間に係る組合員期間についての第七十七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用並びに長期給付の額の算定及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。

規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定並びに長期給付の額の算定及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。

○平成二十七年経過措置政令第十四条第一項による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の読替え

（傍線部分は読替部分）

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>附 則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この条から附則第二百五条（第七号に掲げる用語にあつては、附則第二百十条）まで</p> <p>一 新共済法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替後のものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 新施行法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。</p>	<p>附 則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この条から附則第二百五条（第七号に掲げる用語にあつては、附則第二百十条）まで</p> <p>一 新共済法 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう。</p> <p>二 旧共済法 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。</p> <p>三 新施行法 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。</p>

- 四 旧施行法 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 五 給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員 それぞれ新共済法第二条第一項第五号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の新共済法第四十四条第二項、新共済法第百条、第百四十四条の三第一項若しくは第三項又は附則第二十八条の四第一項に規定する給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員をいう。
- 六 団体組合員期間 旧共済法第百四十四条の三第四項に規定する団体組合員期間をいう。
- 七 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧共済法（第十一章を除く。以下この号において同じ。）の規定による退職年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による退職年金とみなされたものを含む。）、減額退職年金、通算退職年金、障害年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による障害年金とみなされたものを含む。）、遺族年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による遺族年金とみなされたものを含む。）又は通算遺族年金をいう。
- 八 物価指数 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。
- 九 退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金 それぞれ新共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金をいう。
- 十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。以下附則第二百五条までにおいて「新国民年金法」という。）の規定による老齢基礎年金、

障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

(施行日前に給付事由が生じた給付に対する一般的経過措置)

第三条 (略)

2 (略)

(施行日前に給付事由が生じた給付に対する一般的経過措置)

第三条 別段の定めがあるもののほか、新共済法及び新施行法の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 施行日前の組合員である間の通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。)により病気にかかり、又は負傷し、その病気又は負傷及びこれらにより生じた病気(以下「傷病」という。)により障害の状態にある者又はその死亡した者に係る新共済法及び新施行法の障害共済年金若しくは障害一時金又は遺族共済年金に関する規定の適用については、その者は当該通勤による傷病によらないで障害の状態になり、又は死亡したものとみなす。

(施行日前の期間を有する組合員の平均給料月額の特例)

第八条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続き組合員期間に係る平均給料月額を計算する場合には、その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続きいるものの各月における旧共済法第一百四十二条第二項及び第三項又は第一百四十四条の十一第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料の額(その者が昭和六十年三月三十一日以前から引き続き組合員であつた者(これに準ずる者として政令で定める者を含む。)であるときは、その額に当該期間における地方公共団体の給与に関する条例若しくは給与に関する法令又はこれらに準ずる規程の改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定める額を加えた額)の合計額を当該期間の月数で除して得た額に当該施行日まで引き続き組合員期間の年数に応

じ政令で定める数値を乗じて得た額を、その者の当該施行日まで引き続く組合員期間の計算の基礎となる各月における掛金の標準となつた給料の額とみなして、新共済法第四十四条第二項の規定を適用する。

2 施行日前に退職した者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に係る平均給料月額を計算する場合には、その者の施行日前の退職に係る組合員期間ごとに、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金の額（同日において通算退職年金を受け権利を有していなかつた者にあつては、その退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されているべき通算退職年金の額）の算定の基礎となつている給料の額（昭和六十年において給与に関する法令の規定の改正の措置が講じられた場合において、その者が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）であるときは、その額を、当該改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定めるところにより改定した額）に、当該給料の額と退職前五年間における掛金の標準となつた給料の平均額との標準的な比率に相当するものとして組合員期間の年数に応じ政令で定める数値及び前項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額を、当該退職に係る組合員期間の計算の基礎となる各月における掛金の標準となつた給料の額とみなして、新共済法第四十四条第二項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、新施行法第七条第一項各号、第七十八条又は第八十三条第一項各号に掲げる期間又は施行日前の一般職の職員（地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員をいう。）に係る給与に関する条例その他の規程に定める給料に関する規定の適用を受けていなかつた者その他の政令で定める者であつた組合員期間を有する者である場合における平均給料月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に係る平均給料月額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(年金である給付の支給期月等)

第九条 新共済法第七十五条第四項の規定は、旧共済法による年金である給付の支給期月についても、適用する。

2 新共済法第四十七条及び第七十六条の二から第七十六条の四までの規定は、旧共済法による年金について準用する。

2 前条第二項の規定を受ける者(組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。

)に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十条第一項(新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)、附則第二十三条及び附則第二十五

(年金である給付の支給期月等)

第九条 新共済法第七十五条第四項の規定は、旧共済法による年金である給付の支給期月についても、適用する。

2 新共済法第四十七条及び第七十六条の二から第七十六条の四までの規定は、旧共済法による年金について準用する。

(退職共済年金の支給要件の特例の適用を受ける者に対する退職共済年金の支給に関する特例等)

第十四条 前条第二項の規定の適用を受ける者(組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。)に対する新共済法附則第二十五条第一項及び第二項並びに附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定並びに新施行法第七条第二項、第十三条及び第四十九条(新施行法第五十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるときは、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

2 前条第二項の規定の適用を受ける者(組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。

)に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、新共済法第八十条第一項(新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)、附則第二十三条及び附則第二十五

条の七の規定の適用についてはその者は退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2) (ニ)に掲げる者に該当するものと、新共済法第九十九条の二の規定の適用についてはその者は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。))をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。)第四十六条第六項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

(略)

条の七の規定の適用についてはその者は退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2) (ニ)に掲げる者に該当するものと、新共済法第九十九条の二の規定の適用についてはその者は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新共済法第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

(退職共済年金の額の一般的特例)

第十五条 附則別表第三の第一欄に掲げる者又はその遺族について新共済法第七十九条第一項(新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む。)、第九十九条の二第一項第一号ロ、第二項及び第三項並びに附則第二十条の二第二項(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)の規定を適用する場合(新共済法第九十九条の二第三項の規定を適用する場合にあつては、新共済法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の額を算定する場合に限る。)においては、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の五・四八一」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、「千

分の一・〇九六」とあるのは同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・五四八」とあるのは同表の第四欄に掲げる割合に、それぞれ読み替えるものとする。

2 附則別表第三の第一欄に掲げる者の遺族について新共済法第九十九条の二第三項及び第九十九条の八の規定を適用する場合（当該遺族が支給を受ける遺族共済年金が新共済法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給されるものである場合に限る。）においては、これらの規定中「千分の二・四六六」とあるのは、「千分の二・四六六（その組合員又は組合員であつた者が地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則別表第三の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合）」とする。

3 退職年金若しくは減額退職年金又は国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者で昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたものについて新共済法第七十九条第一項（新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十五条の二第二項及び附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定を適用する場合には、第一項の規定にかかわらず、新共済法第七十九条第一項（新共済法第八十条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十五条の二第二項及び附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の七・三〇八」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の〇・三六五」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・一八三」とする。

5 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の

基礎となつてゐる組合員期間の月数が四百八十月以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第二項第一号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定及び附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百八十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が四百八十月を超えるときは、新共済法附則第二十条の二第二項第一号の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第四項の規定に規定する金額の算定については、四百八十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする組合員期間の月数とする。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第八十条第一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

7 旧共済法第百二条第一項若しくは旧施行法第六十七条第一項若しくは第二項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第百二条第一項及び附則第二十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算することとされた金額は、加算しない。

（退職共済年金の支給停止の特例）

第二十一条の二 新共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（当

2 附則第十六条第一項又は第四項の規定により算定した金額が加算された退職共済年金に係る適用する改正後厚生年金保険法第四十六條第一項の規定の適用については、同項中「並びに第八十條の二第四項に規定する加算額」とあるのは、「第八十條の二第四項に規定する加算額並びに平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二條の規定（平成二十四年一元化法附則第一條第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額（以下「経過的加算額」という。）」と、「

該退職共済年金に係る新共済法附則第二十條の二第二項第一号（新共済法附則第二十條の三第一項及び第四項、附則第二十五條の二第二項、附則第二十五條の三第二項及び第五項、附則第二十五條の四第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）に規定する金額が当該退職共済年金の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六條第一項第二号に規定する金額を超えるものに限る。）に係る新共済法附則第二十一條並びに附則第二十五條の五第二項、第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、新共済法附則第二十一條中「当該退職共済年金に係る附則第二十條の二第二項第一号に掲げる金額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項第二号に掲げる金額（新共済法附則第二十五條の五第二項、第三項及び第四項において「基礎年金相当部分の額」という。）」と、新共済法附則第二十五條の五第二項中「当該退職共済年金に係る附則第二十條の二第二項第一号に掲げる金額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、同條第三項及び第四項中「附則第二十條の二第二項第一号」とあるのは「基礎年金相当部分の額」とする。

2 附則第十六條第一項又は第四項の規定により算定した金額が加算された退職共済年金に係る新共済法第八十一條第二項及び第八十二條第一項の規定の適用については、新共済法第八十一條第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分に」と、「加算される金額を」とあるのは「加算される金額並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、新共済法第八十二條第一項中「加算される金額」とあるのは「加算され

加算額を除く。）」とあるのは「加算額及び経過的加算額を除く。」とする。

（施行日前の組合員期間を有する者の退職共済年金の特例）

第二十二條 附則第十九條から前条までに定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する適用する改正後厚生年金保険法第四十六條の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法及び新施行法の退職共済年金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行日前の組合員期間を有する者の障害共済年金等の特例）

第二十七條 施行日前における組合員である間の傷病により施行日以後において障害の状態にある者に対する障害共済年金の額の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の障害共済年金及び障害一時金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

る金額並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号）附則第十六條第一項又は第四項の規定により加算された金額」とする。

（施行日前の組合員期間を有する者の退職共済年金の特例）

第二十二條 附則第十九條から前条までに定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第八十二條の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法及び新施行法の退職共済年金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行日前の組合員期間を有する者の障害共済年金等の特例）

第二十七條 施行日前における組合員である間の傷病により施行日以後において障害の状態にある者に対する障害共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第九十三條の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の障害共済年金及び障害一時金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第三十條 配偶者に支給する遺族共済年金の額は、その配偶者が、組合

員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子（新国民年金法第三十七條の二第一項第二号に規定する子に限る。次項において同じ。

）と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき（国民年金法第三十七條ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。）は、新共済法第九十九條の二及び第九十九條の三の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した額に国民年金法第三十八條及び第三

十九条第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、その子が、組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第九十九条の二の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「、前条並びに昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項」とする。

4 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、遺族共済年金のうち第一項又は第二項の加算額に相当する部分について準用する。

5 地方公務員等共済組合法第九十九条の四第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「配偶者に対する遺族共済年金」とあるのは「配偶者に対する遺族共済年金（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

5 適用する改正後厚生年金保険法第六十六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「配偶者に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による遺族共済年金」とあるのは「配偶者に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による遺族共済年金（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

6 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する新共済法第九十九条の六第一項（前条第四項において準用する場合を含む

。の規定の適用については、新共済法第九十九条の六第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは、「当該遺族共済年金が地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

7 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、新共済法第七十六条及び第九十九条の七第一項第五号並びに新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

（退職年金の受給権者等に対する遺族共済年金の額の特例）

第三十一条 退職年金若しくは減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合、施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員である者が組合員である間に死亡した場合又は附則第二十一条第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者が死亡した場合における遺族共済年金の額については、新共済法第九十九条の二及び第九十九条の三の規定並びに前二条の規定により算定した額が、これらの者について施行日の前日において遺族年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき当該遺族年金の額（当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族年金の額から当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額）より少ないときは、その額をもつて、当該遺族共済年金の額とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する場合における遺族共済年

金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期給付に要する費用の算定単位に関する経過措置)

第三十二条 施行日以後最初に新共済法第百十三条第一項後段の規定による再計算が行われるまでの間は、組合の長期給付に要する費用の算定の単位については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(長期給付に要する費用の負担の特例)

第三十三条 国又は地方公共団体は、政令で定めるところにより、新共済法第百十三条第三項の規定並びに新施行法第三条の五及び第九十六条の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる長期給付に要する費用のうち次の各号に掲げる額を負担する。

一 昭和三十六年四月一日前の期間（国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた期間に限る。）に係る長期給付に要する費用（新共済法第百十三条第二項第三号に掲げる費用を除く。）として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十の範囲内で政令で定める割合を乗じて得た金額

二 国民年金等改正法附則第三十五条第二項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一に相当する額

2 国又は地方公共団体が前項の規定による負担をする場合における新共済法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「掲げるもの」とあるのは、「掲げるもの及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項の規定による国又は地方公共団体の負担に係るもの」とする。

3 国又は地方公共団体は、それぞれ第一項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない

（長期給付に要する費用に関する経過措置）

第三十四条 新共済法第百十三条第三項の規定は、昭和六十一年度以後における国又は地方公共団体に係る新国民年金法第九十四条の第二項に規定する基礎年金拠出金の負担に係る費用の負担について適用する。

2 旧共済法第百十三条及び附則第三十三条の二の規定が国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第九十九条及び附則第二十条の二の規定と同様に改正されていたとした場合における国又は地方公共団体に係る長期給付に要する費用に係る負担金の額と昭和六十一年度前において国又は地方公共団体が負担した長期給付に要する費用に係る負担金の額との差額に相当する金額と同年度以後において新共済法及び新施行法の規定により国又は地方公共団体が負担すべき長期給付に要する費用に係る負担金の額との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

（離婚等をした場合における特例）

第九十五条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する離婚等をした場合におけるこれらの年金の額の改定その他必要な事項については、新共済法第百七条の四から第百七条の六までの規定に準じて、政令で定める。

（離婚等をした場合における特例）

第九十五条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が新共済法第百五条第一項に規定する離婚等をした場合におけるこれらの年金の額の改定その他必要な事項については、同条から新共済法第百七条の六までの規定に準じて、政令で定める。

第九十八条 更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうちに次の各号に掲げる期間があるものに係る従前額保障の規定の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該

年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に附則別表第六の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「給料年額改定率」という。）を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が給料年額の百分の六十八・〇七五（当該年金が障害年金であるときは、給料年額の百分の九十七・二五）に相当する金額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に当該政令で定める率を乗じて得た額を加えて得た金額を超えるときは、その金額）とする。

一 旧施行法第七条第一項第一号の期間で十七年を超えるものその超える期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第二十九号に規定する退職年金条例の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額（当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額。次号において同じ。）

二 旧施行法第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるものその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第三十二号に規定する共済法の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額

2 前項の規定は、更新組合員等であつた者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた

4 第一項に規定する給料年額改定率は、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

(適用除外)

組合員期間のうちに前項各号に掲げる期間があるものに係る当該遺族年金の額について準用する。この場合においては、同項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、「当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

4 第一項に規定する給料年額改定率は、新共済法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

(組合員である間の退職年金の支給の停止)

第四百四条 退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき又は施行日以後に再び組合員となつたときは、組合員である間、退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金の受給権者(六十歳以上である者に限る。)が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職年金の額のうち、当該各号に定める金額に新共済法第八十条第一項の規定及び附則第十七条の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額相当額(各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に新共済法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当

等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該退職年金の額のうちその算定の基礎となつている組合員期間を基礎として新共済法附則第二十条の二第二項の規定、新施行法第十三条の規定並びに附則第八条及び附則第十五条の規定の例により算定した額（新共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が新共済法第八十一条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項及び附則第八十条第二項において「停止解除調整開始額」という。）以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 二 その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が新共済法第八十一条第四項に規定する停止解除調整変更額（以下この号及び附則第八十条第二項において「停止解除調整変更額」という。）以下である場合、その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合、停止解除

(再就職者に係る退職年金の額の改定)

第百五条 平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により読み替えられるものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第四項の規定により読み替えられる平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法(平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号))をいう。第百七条第一項において同じ。

(附則第二十一条の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、附則第四十三条、附則第四十四条、附則第六十三条、附則第六十四条、附則第七十二条、附則第七十三条及び附則第八十二条の規定にかかわらず、当該退職年金の額を、当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間を基礎として新共済法附則第二十

調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額相当額から停止解除調整開始額を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の基準給与月額相当額の二分の一に相当する金額

二 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の基準給与月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

3 前項の規定により退職年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(再就職者に係る退職年金の額の改定)

第百五条 前条の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、附則第四十三条、附則第四十四条、附則第六十三条、附則第六十四条、附則第七十二条、附則第七十三条及び附則第八十二条の規定にかかわらず、当該退職年金の額を、当該退職年金の算定の基礎となつている組合員期間を基礎として新共済法附則第二十条の二第二項及び附則第二十四条第一項(新共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した額に新共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を加算する場合に限る。)、新共済法附則第二十条の二第三項において準用する新共済法第八十条並びに新共済法附則第二十八条の十二の二の規定、新施行法第十三条の規定並びに附則第八条及び附則第十五条の規定の例により算定した額に改定する。

2 前項の場合において、同項の規定による改定後の退職年金の額が、当該改定前の退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、同項

条の二第二項及び附則第二十四条第一項（新共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した額に新共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を加算する場合に限る。）、新共済法附則第二十条の二第三項において準用する新共済法第八十条並びに新共済法附則第二十八条の十二の二の規定、新施行法第十三条の規定並びに附則第八条及び附則第十五条の規定の例により算定した額に改定する。

2 前項の場合において、同項の規定による改定後の退職年金の額が、当該改定前の退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、同項の規定による改定後の退職年金の額とする。

（適用除外）

（再就職者に係る減額退職年金の額の改定）

第七十七条 平成二十七年経過措置政令第四十七条第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされ改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第五項において準用する平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた同条第四項の規定により読み替えられた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条の規定により減額退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、附則第四十五条、附則第六十六条、附則第七十五条及び附則第八十三条の規定にかかわらず

の規定による改定後の退職年金の額とする。

（組合員である間の減額退職年金の支給の停止）

第六十六条 附則第四十条の規定は、減額退職年金の支給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときについて準用する。この場合において、同条第二項中「除く。」とあるのは、「除く。」から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に应じ政令で定める額を控除して得た額」と読み替えるものとする。

（再就職者に係る減額退職年金の額の改定）

第七十七条 前条において準用する附則第四十条の規定により減額退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、附則第四十五条、附則第六十六条、附則第七十五条及び附則第八十三条の規定にかかわらず、当該減額退職年金の額を、当該減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間を基礎として新共済法附則第二十条の二第二項及び附則第二十四条第一項（新共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した額に新共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を加算する場合に限る。）、新共済法附則第二十条の二第三項において準用する新共済法第八十条並びに新共済法附則第二十八条の十

ず、当該減額退職年金の額を、当該減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第二十条の二第二項及び附則第二十四条第一項（新共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した額に新共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を加算する場合に限る。）、新共済法附則第二十条の二第三項において準用する新共済法第八十条並びに新共済法附則第二十八条の十の二の二の規定、新施行法第十三条の規定並びに附則第八条及び附則第十五条の規定の例により算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときその者の年齢に応じ政令で定める額を控除して得た額に改定する。

2 前項の場合において、同項の規定による改定後の減額退職年金の額が、当該改定前の減額退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、同項の規定による改定後の減額退職年金の額とする。

（適用除外）

二の二の規定、新施行法第十三条の規定並びに附則第八条及び附則第十五条の規定の例により算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときその者の年齢に応じ政令で定める額を控除して得た額に改定する。

2 前項の場合において、同項の規定による改定後の減額退職年金の額が、当該改定前の減額退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、同項の規定による改定後の減額退職年金の額とする。

（組合員である間の障害年金の支給の停止）

第百八条 障害年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときは、組合員である間、障害年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、障害年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害年金の額のうち、当該各号に定める金額（当該障害年金の基礎となつてゐる障害の程度が旧共済法別表第三の上欄の等級又は二級の障害の程度に該当するものであるときは、当該金額に新共済法第八十八条第一項の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額）に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額相当額（各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に新共済法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗

じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該障害年金の額のうちその算定の基礎となつている組合員期間を基礎として新共済法第八十七条の規定、新施行法第二十二條の規定及び附則第八條の規定の例により算定した額（新共済法第八十七條第一項第二号及び第二項第二号に掲げる金額に相当する金額、同條第四項各号に掲げる金額のうち政令で定める金額に相当する金額並びに新共済法第九十條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により算定した額のうち政令で定める金額に相当する金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が停止解除調整開始額以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合、その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合、停止解除

第九十九条 組合員である障害年金の受給権者が退職したときは、旧共済法第九十条第二項の規定にかかわらず、その額の改定は行わない。

(適用除外)

調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の基準給与月額相当額の二分の一に相当する金額ニ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の基準給与月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

3 前項の規定により障害年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十九条 前条の規定により障害年金の支給を停止されている者が退職したときは、旧共済法第九十条第二項の規定にかかわらず、その額の改定は行わない。

(厚生年金保険の被保険者等である間の旧共済法による年金である給付の支給の停止)

第一百十条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が新共済法第八十二条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等(次項において「厚生年金保険の被保険者等」という。)である場合において、その者の同条第一項に規定する基準収入月額相当額(以下この条において「基準収入月額相当額」という。)とその者に支給されるべきこれらの年金の額に百分の九十を乗じて得た額(当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に百分の五十

を乗じて得た額とする。以下この項において「停止対象年金額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が新共済法第八十二条第二項に規定する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調整額」という。）を超えるときは、当該停止対象年金額のうち、基準収入月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該停止対象年金額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該停止対象年金額に相当する金額を限度とする。

2 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、新共済法第八十二条第二項に規定する年金保険者等に対し、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。

3 第一項の規定は、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金（旧共済法第九章の二の規定によるこれらの年金を除く。）の受給権者が団体組合員となつた場合及び旧共済法第九章の二の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が組合員（団体組合員を除く。）又は国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合の組合員となつた場合について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による年金の支給の停止に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（年金額の端数計算）

第百十七条 附則第四十三条から附則第九十条までの規定により年金額

（年金額の端数計算）

第百十七条 附則第四十三条から附則第九十条までの規定により年金額

を算定する場合において、これらの規定により算定した額に五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、これらの規定により算定した額に五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。

を算定する場合において、これらの規定により算定した額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、これらの規定により算定した額に五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「給料」若しくは「期末手当等」、「組合」、「市町村連合会」、「災害給付積立金」、「長期給付積立金」、「国の組合」、「受給権者」、「地方公共団体の長」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「団体職員」若しくは「団体組合員」、「主務大臣」若しくは「主務省令」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」、「警察職員」若しくは「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「障害共済年金」若しくは「遺族共済年金」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「国の旧法」、「国の旧法等」、「国の旧長期組合員」、「国の旧長期組合員」、「国の旧長期組合員期間」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「給料」若しくは「期末手当等」、「組合」、「市町村連合会」、「災害給付積立金」、「長期給付積立金」、「国の組合」、「受給権者」、「地方公共団体の長」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「団体職員」若しくは「団体組合員」、「主務大臣」若しくは「主務省令」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」、「警察職員」若しくは「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「障害共済年金」若しくは「遺族共済年金」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「国の旧法」若しくは「国の新法」、「国の旧法等」、「国の旧長期組合員」、「国の旧長期組合員」、「国の旧長期組合員期間」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ地方公務員等共済組合法(以下「法」という。))第二条第一項各号、第三条第一項、第二十七条第一項、第三十六条第一項、第三十八条の八第一項、第四十条第二項ただし書、第四十三条第一項、第百条、第百四十二条第一項、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の三第一項若しくは第三項、第百四十四条の二十九第一項、附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項、附則第二十八条の四第一項若しくは附則第二十八条の七第四項又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する</p>

の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第

号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第二条第一項各号、第三条第一項、第二十七条第一項、第三十六条第一項、第三十八条の八第一項、第四十条第二項ただし書、第四十三条第一項、第一百条、第四百二十二条第一項、第四百四十四条の二第二項、第四百四十四条の三第一項若しくは第三項、第四百四十四条の二十九第一項、附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項、附則第二十八条の四第一項若しくは附則第二十八条の七第四項又は施行法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。以下同じ。）第二条第一項第二号、第三号、第四号の二、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十六号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、給料若しくは期末手当等、組合、市町村連合会、災害給付積立金、長期給付積立金、国の組合、受給権者、地方公共団体の長、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、団体職員若しくは団体組合員、主務大臣若しくは主務省令、特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金、警察職員若しくは特例継続組合員若しくは特例継続掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、障害共済年金若しくは遺族共済年金、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の旧法、国の旧法等、国の旧長期組合員、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖縄の共済法、沖縄の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

施行法（以下「施行法」という。）第二条第一項第二号、第三号、第四号の二、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十六号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、給料若しくは期末手当等、組合、市町村連合会、災害給付積立金、長期給付積立金、国の組合、受給権者、地方公共団体の長、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、団体職員若しくは団体組合員、主務大臣若しくは主務省令、特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金、警察職員若しくは特例継続組合員若しくは特例継続掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、障害共済年金若しくは遺族共済年金、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の旧法若しくは国の新法、国の旧法等、国の旧長期組合員、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖縄の共済法、沖縄の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

(併給の調整における他の法令の支給停止解除の規定の範囲)

第二十五条の二 法第七十六条第四項ただし書に規定する他の法令の規定で同条第三項又は第五項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項(昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。)

二 厚生年金保険法第三十八条第二項本文及び第三項(同法第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。)

三 国の新法(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。))第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読み替え後のものとする。以下

同じ。)第七十四条第三項及び第五項(昭和六十年国の改正法(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第九十八条の規定(平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。))

による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律をいう。以下同じ。))附則第十一条第三項において準用する場合を含む。)

四 私立学校教職員共済法(平成二十四年一元化法附則第七十八条の

(併給の調整における他の法令の支給停止解除の規定の範囲)

第二十五条の二 法第七十六条第四項ただし書に規定する他の法令の規定で同条第三項又は第五項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項(昭和六十年国民年金等改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。)

二 厚生年金保険法第三十八条第二項本文及び第三項(同法第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。)

三 国の新法(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。))第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読み替え後のものとする。以下

同じ。)第七十四条第三項及び第五項(昭和六十年国の改正法(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第九十八条の規定(平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。))による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律をいう。以下同じ。))附則第十一条第三項において準用する場合を含む。)

四 私立学校教職員共済法(平成二十四年一元化法附則第七十八条の

規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。〕第二十五条において準用する国の新法第七十四条第三項及び第五項並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第十一条第三項において準用する国の新法第七十四条第三項及び第五項

(受給権者の申出により支給停止された年金である給付を支給停止されていらないものとみなす法令の規定の範囲)

第二十五条の三 法第七十六条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次に掲げる法令の規定とする。

一 適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。)

(第四十六条第六項(適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。))

二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第十三条の

二 第二項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書

四 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)附則第十四条の二第一項

五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第十六条ただし書

六 健康保険法施行令第三十八条ただし書(同条第五号に係る部分に限る。)

(受給権者の申出により支給停止された年金である給付を支給停止されていらないものとみなす法令の規定の範囲)

第二十五条の三 法第七十六条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次に掲げる法令の規定とする。

一 法第八十一条第七項(法第九十二条第四項において準用する場合を含む。)

二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第十三条の

二 第二項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書

四 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)附則第十四条の二第一項

五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第十六条ただし書

六 健康保険法施行令第三十八条ただし書(同条第五号に係る部分に限る。)

七 船員保険法施行令第五条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）
八 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第五号に係る部分に限る。）

九 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七ただし書（同条第四号に係る部分に限る。）

十 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第五号に係る部分に限る。）

十一 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正後の第二十三条の六第二項（同項第五号に係る部分に限る。）

十二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第二十八条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）

十三 平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）第二条第七項（同項第三号に係る部分に限る。）

十四 平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成十二年政令第三百四十一号）第三条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）

（遺族共済年金を受ける遺族）

第二十六条 組合員について法第九十九条の遺族共済年金の支給事由が生じた場合には、その遺族は、法第四十六条に定めるところに従い、

七 船員保険法施行令第五条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）
八 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第五号に係る部分に限る。）及び私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の四（同条第五号に係る部分に限る。）

九 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七ただし書（同条第四号に係る部分に限る。）

十 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の九第二項（同項第五号に係る部分に限る。）及び第十一条の七の四（同条第五号に係る部分に限る。）

十一 第二十三条の六第二項（同項第五号に係る部分に限る。）

十二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第二十八条ただし書（同条第五号に係る部分に限る。）

十三 平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）第二条第七項（同項第三号に係る部分に限る。）

十四 平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成十二年政令第三百四十一号）第三条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）

（遺族共済年金を受ける遺族）

第二十六条 組合員について法第九十九条の遺族共済年金の支給事由が生じた場合には、その遺族は、法第四十五条及び第四十六条に定める

すべて遺族共済年金を受けることができるものとする。ただし、法第九十九条の七又は第九十八条第二項の規定に該当した者については、この限りでない。

(退職共済年金等の額の改定に係る他の法令の規定の範囲)

第二十六条の十五 法第九十九条の二の二第二項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 厚生年金保険法第四十三条第三項

二 平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第三項

三 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第三項

四 廃止前農林共済法第三十七条第三項

(退職共済年金等の額を改定する場合における対象期間に係る組合員期間等)

第二十六条の二十一 法第七十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という。)第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求(以下「標準報酬改定請求」という。)があつた日における退職共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七十七条の四第一項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

ところに従い、すべて遺族共済年金を受けることができるものとする。ただし、法第九十九条の七又は第九十八条第二項の規定に該当した者については、この限りでない。

(退職共済年金等の額の改定に係る他の法令の規定の範囲)

第二十六条の十五 法第九十九条の二の二第二項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 厚生年金保険法第四十三条第三項

二 国の新法第七十七条第四項

三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国の新法第七十七条第四項

四 廃止前農林共済法第三十七条第三項

(退職共済年金等の額を改定する場合における対象期間に係る組合員期間等)

第二十六条の二十一 法第七十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、法第七十五条第二項に規定する離婚特例適用請求(以下「離婚特例適用請求」という。)があつた日における退職共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七十七条の四第一項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。）の改定又は決定が行われた場合（以下この条において「標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合」という。）標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。））

二 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（法第七十八条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下この条において同じ。））

三 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る

一 法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十八条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例（法第一百五十一条に規定する離婚特例をいう。以下この条において同じ。）が適用された場合、離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

二 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十八条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（法第七十八条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下この条において同じ。））

三 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月ま

退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

四 六十五歳に達する日前の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

五 六十五歳に達した日以後の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

七 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、適用する改正後厚生年金保険法第

での組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

四 六十五歳に達する日前の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

五 六十五歳に達した日以後の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

七 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した

四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

八 法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

九 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十一 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日前の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二

日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

八 法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

九 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十一 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日前の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特

項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十二 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、標準報酬改定請求があつた日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

十三 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）これらの表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該年齢に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十四 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

例が適用された場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十二 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

十三 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）これらの表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該年齢に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十四 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十五 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十七 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（次号から第二十一号までに掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十八 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて六十五歳に

十五 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法附則別表第三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び六十五歳に達した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法附則別表第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法附則別表第三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、法附則別表第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十七 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法附則別表第三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号から第二十一号までに掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十八 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて六十五歳に達する日前に再び組合員の資格を取得し、六十五歳に達する日前に

達する日前に再び組合員の資格を取得し、六十五歳に達する日前に再び退職した者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（第二十号に掲げる場合を除く。）適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十九 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（第二十一号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（当該退職共済年金が適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。）

二十 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後これらの表の中欄に掲げる年齢（以下この号及び次号において「特例支給開始年齢」という。）に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて特例支給開始年齢に達する日前に再び組合員の資格を取得し、特例支給開始年齢に達する日前に再び退職した者について、改

再び退職した者について、法第一百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（第二十号に掲げる場合を除く。）法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

十九 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第一百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（第二十一号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。）

二十 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後これらの表の中欄に掲げる年齢（以下この号及び次号において「特例支給開始年齢」という。）に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて特例支給開始年齢に達する日前に再び組合員の資格を取得し、特例支給開始年齢に達する日前に再び退職した者について、法

正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

二十一 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後特例支給開始年齢に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（当該退職共済年金が適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。）

（標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者に対する長期給付の額の算定及びその支給の停止等に関する規定の読替え）

第二十六条の二十二 法第七十七条の五に規定する政令で定める規定は次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

二十一 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後特例支給開始年齢に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間とする。）

（離婚特例が適用された者に対する長期給付の額の算定及びその支給の停止等に関する規定の読替え）

第二十六条の二十二 法第七十七条の五に規定する政令で定める規定は次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>法第九十条第六項</p>	<p>額とする</p>	<p>法第七十八条第一項 （組合員期間）</p>
<p>額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の計算の基礎となる</p>	<p>退職した 額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の計算の基礎となる</p>	<p>（組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。以下この条、第九十九条の三、附則第二十条の二第五項、附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十三条第一項、附則第二十四条の三第一項及び第三項から第五項まで、附則第二十五条第一項及び第二項、附則第二十五条の六第一項、第三項及び第五項、附則第二十五条の七第一項及び第二項、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項、附則第二十八条の九、附則第二十八条の十並びに附則第二十八条の十三第三項及び第四項において同じ。）</p>

<p>法第九十条第六項</p>	<p>額とする</p>	<p>法第七十八条第一項 （組合員期間）</p>
<p>額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の計算の基礎となる</p>	<p>退職した 額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の計算の基礎となる</p>	<p>（組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。以下この条、第九十九条の三、附則第二十条の二第五項、附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十三条第一項、附則第二十四条の三第一項及び第三項から第五項まで、附則第二十五条第一項及び第二項、附則第二十五条の六第一項、第三項及び第五項、附則第二十五条の七第一項及び第二項、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項、附則第二十八条の九、附則第二十八条の十並びに附則第二十八条の十三第三項及び第四項において同じ。）</p>

第二十五号イ	額	額（法第七百七条の三第二項の規定の適用がなかつたものとした場合のものとする。）	組合員期間に改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額に係る対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定により消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該対象期間が含まれないときは、この限りでない
第二十五号ロ	標準賞与額	標準賞与額（同法第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）	組合員期間に改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額に係る対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定により消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該対象期間が含まれないときは、この限りでない
第二十五号ニ	に規定する標準賞与の額	に規定する標準賞与の額（同法第二十五条の七第一項第二号イによる改定前の標準賞与額とし、同項の	組合員期間に改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額に係る対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定により消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該対象期間が含まれないときは、この限りでない

第二十五号イ	額	額（法第七百七条の三第二項の規定の適用がなかつたものとした場合のものとする。）	組合員期間に第七百七条の三第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額に係る対象期間（第二百五条第一項に規定する対象期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定により消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該対象期間が含まれないときは、この限りでない
第二十五号ロ	標準賞与の額	標準賞与の額（同法第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）	組合員期間に第七百七条の三第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額に係る対象期間（第二百五条第一項に規定する対象期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定により消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該対象期間が含まれないときは、この限りでない
第二十五号ニ	に規定する標準賞与の額	に規定する標準賞与の額（同法第二十五条の七第一項第二号イによる改定前の標準賞与額とし、同項の	組合員期間に第七百七条の三第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額に係る対象期間（第二百五条第一項に規定する対象期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定により消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該対象期間が含まれないときは、この限りでない

	第二十八条第三項第一号	組合員期間 組合員期間（離婚時みなし組合員期間（法第七十条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。第四十条の二及び第四十五条において同じ。）を除く。以下この条、附則第三十条の二の二十二、附則第三十条の四の五、附則第五十三条の十六第一号及び附則第七十二条の三第二項において同じ。）	規定により改定された標準賞与の額を除く。）
第四十四条の二	組合員であつた者	組合員であつた者（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。次条において同じ。）	
第四十五条	組合員であつた者が組合員となつたとき	組合員であつた者（国の新法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。以下この条において同じ。）が組合員となつたとき、又は国の組合の組合員であつた者が離婚時みなし組合員期間を有する者となつたとき	

（特定離婚特例が適用された被扶養配偶者が障害共済年金の受給権者である場合の当該障害共済年金の額の改定に関する規定の読替え）
第二十六条の二十七 法第七十条の八第二項の規定により法第七十条の

	第二十八条第三項第一号	組合員期間 組合員期間（離婚時みなし組合員期間（法第七十条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。第四十条の二及び第四十五条において同じ。）を除く。以下この条、附則第三十条の二の二十二、附則第三十条の四の五、附則第五十三条の十六第一号及び附則第七十二条の三第二項において同じ。）	規定により改定された標準賞与の額を除く。）
第四十四条の二	組合員であつた者	組合員であつた者（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。次条において同じ。）	
第四十五条	組合員であつた者が組合員となつたとき	組合員であつた者（国家公務員共済組合法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。以下この条において同じ。）が組合員となつたとき、又は国の組合の組合員であつた者が離婚時みなし組合員期間を有する者となつたとき	

（特定離婚特例が適用された被扶養配偶者が障害共済年金の受給権者である場合の当該障害共済年金の額の改定に関する規定の読替え）
第二十六条の二十七 法第七十条の八第二項の規定により法第七十条の

四第二項の規定を準用する場合には、同項本文中「障害共済年金の受給権者」とあるのは「障害共済年金の受給権者（特定組合員（第七十七条の七第一項に規定する特定組合員をいう。）の被扶養配偶者（同項に規定する被扶養配偶者をいう。）に限る。）」と、「第七十八条の六第一項及び第二項」とあるのは「第七十八条の十四第二項及び第三項」と、同項ただし書中「第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間」とあるのは「第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間」と、「離婚時みなし組合員期間」という。）」とあるのは「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）」と読み替えるものとする。

（特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の額の算定及びその支給停止等に関する規定の読替え）

第二十六条の二十八 法第七十七条の九に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第二条第一項 第三号	組合員であつた者の配偶者	組合員であつた者（第九十九条第一項第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし組合員期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員
----------------	--------------	---

四第二項の規定を準用する場合には、同項本文中「障害共済年金の受給権者」とあるのは「障害共済年金の受給権者（特定組合員（第七十七条の七第一項に規定する特定組合員をいう。）の被扶養配偶者（同項に規定する被扶養配偶者をいう。）に限る。）」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、「離婚特例が」とあるのは「特定離婚特例が」と、「対象期間」とあるのは「特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。））」と、「離婚特例適用額」とあるのは「同条第五項に規定する特定離婚特例適用額」と、「当該離婚特例適用請求の」とあるのは「当該特定離婚特例の適用の請求が」と、同項ただし書中「同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、「期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。））」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

（特定離婚特例が適用された者に対する長期給付の額の算定及びその支給停止等に関する規定の読替え）

第二十六条の二十八 法第七十七条の九に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第二条第一項 第三号	組合員であつた者の配偶者	組合員であつた者（第九十九条第一項第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし組合員期間（第七十七条の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間をいう。第七十八条第一項において同じ。）を有する者
----------------	--------------	--

<p>法第七十八條第一項</p>	<p>(組合員期間)</p>	<p>共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間に限る。をいう。第七十八條第一項において同じ。)を有する者を含む。以下この条、第四十七條第一項、第七十六條の五、第九十九條の四第三項、第九十九條の六第一項、第九十九條の七第一項第四号、第一百八條第二項、第一百一十一條第一項、第四百四十三條第三項及び第五項並びに第四百四十四條の二十三第三項第一号において同じ。)の配偶者</p>
<p>法第七十八條第一項</p>	<p>(組合員期間)</p>	<p>(組合員期間(被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。以下この条、第九十九條の三、附則第二十条の二第五項、附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十三條第一項、附則第二十四條の三第一項及び第三項から第五項まで、附則第二十五條第一項及び第二項、附則第二十五條の六第一項、第三項及び第五項、附則第二十五條の七第一項及び</p>
<p>法第七十八條第一項</p>	<p>(組合員期間)</p>	<p>を含む。以下この条、第四十七條第一項、第七十六條の五、第九十九條の四第三項、第九十九條の六第一項、第九十九條の七第一項第四号、第一百八條第二項、第一百一十一條第一項、第四百四十三條第三項及び第五項並びに第四百四十四條の二十三第三項第一号において同じ。)の配偶者</p>
<p>法第七十八條第一項</p>	<p>(組合員期間)</p>	<p>(組合員期間(被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。以下この条、第九十九條の三、附則第二十条の二第五項、附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十三條第一項、附則第二十四條の三第一項及び第三項から第五項まで、附則第二十五條第一項及び第二項、附則第二十五條の六第一項、第三項及び第五項、附則第二十五條の七第一項及び</p>

<p>項 法第九十条第六</p>	<p>額とする</p>	<p>額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により改定又は決定が行われた標準報酬月額及び</p>	<p>退職した</p>	<p>退職した（被扶養配偶者みなし組合員期間のみを有するものにあつては、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額（第一百七条の四第一項に規定する標準報酬月額をいう。第九十条第六項において同じ。）及び標準賞与額（第一百七条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第九十条第六項において同じ。）の改定又は決定が行われた</p>	<p>第二項、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項、附則第二十八条の九、附則第二十八条の十並びに附則第二十八条の十三第三項及び第四項において同じ。）</p>
------------------	-------------	--	-------------	--	--

<p>項 法第九十条第六</p>	<p>額とする</p>	<p>額とする。ただし、同項の規定による障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に第一百七条の七第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額に係</p>	<p>退職した</p>	<p>退職した（被扶養配偶者みなし組合員期間のみを有するものにあつては、第一百七条の七第二項及び第三項の規定により同条第一項に規定する特定離婚特例が適用された）</p>	<p>第二項、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項、附則第二十八条の九、附則第二十八条の十並びに附則第二十八条の十三第三項及び第四項において同じ。）</p>
------------------	-------------	---	-------------	--	--

第二十五条の五	当該各月以前の	標準賞与額に係る特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定によりその受給権が消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該特定期間が含まれないときは、この限りでない
第二十五条の七 第二項第二号イ	額	額（法第七十条の七第三項の規定の適用がなかつたものとした場合のものとする。）
第二十五条の七 第二項第二号ロ	標準賞与額	標準賞与額（同法第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第二十五条の七 第二項第二号ニ	に規定する標準賞与の額	に規定する標準賞与の額（同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準賞与額とし

第二十五条の五	当該各月以前の	る特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。）が含まれる場合であつて、前項の規定によりその受給権が消滅した障害共済年金の額の計算の基礎となる組合員期間に当該特定期間が含まれないときは、この限りでない
第二十五条の七 第二項第二号イ	額	額（法第七十条の七第三項の規定の適用がなかつたものとした場合のものとする。）
第二十五条の七 第二項第二号ロ	標準賞与額	標準賞与額（同法第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第二十五条の七 第二項第二号ニ	に規定する標準賞与の額	に規定する標準賞与の額（同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準賞与額とし

第二十八条第三 項第一号	組合員期間	、同項の規定により決定され た標準賞与の額を除く。)
第四十四条の二 者	組合員であつた 者	組合員であつた者（被扶養配 偶者みなし組合員期間を有す る者を含む。次条において同 じ。）
第四十五条	組合員であつた 者が組合員とな つたとき	組合員であつた者（国家公務 員共済組合法第九十三条の十 三第四項の規定により組合員 期間であつたものとみなされ た期間（以下この条において 「被扶養配偶者みなし組合員 期間」という。）を有する者

第二十八条第三 項第一号	組合員期間	、同項の規定により決定され た標準賞与の額を除く。)
第四十四条の二 者	組合員であつた 者	組合員であつた者（被扶養配 偶者みなし組合員期間を有す る者を含む。次条において同 じ。）
第四十五条	組合員であつた 者が組合員とな つたとき	組合員であつた者（国家公務 員共済組合法第九十三条の十 三第四項の規定により組合員 期間であつたものとみなされ た期間（以下この条において 「被扶養配偶者みなし組合員 期間」という。）を有する者

を含む。以下この条において同じ。）が組合員となつたとき、又は国の組合の組合員であつた者が被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者となつたとき

(給付の制限)

第二十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が法第百十一条第一項に規定する懲戒処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を含む。以下この条において「懲戒処分」という。）を受けた場合又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分を含む。以下「退職手当支給制限等処分」に相当する処分」という。）を受けた場合には、同項の規定により、その刑に処せられ、又は懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める割合を乗じて得た金額を支給しない。

を含む。以下この条において同じ。）が組合員となつたとき、又は国の組合の組合員であつた者が被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者となつたとき

(給付の制限)

第二十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が法第百十一条第一項に規定する懲戒処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する懲戒処分を含む。以下この条において「懲戒処分」という。）を受けた場合又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分を含む。以下「退職手当支給制限等処分」に相当する処分」という。）を受けた場合には、同項の規定により、その刑に処せられ、又は懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める割合を乗じて得た金額を支給しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の五十
 - 二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続き組合員期間の月数
- （地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員

又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

三 地方公務員法第二十九条第一項に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた場合 当該停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の二十五を乗じて得た割合

四 退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合 当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法

3 前二項の場合において、年金である給付に係るこれらの規定による

給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第七十六条第一項の規定、法附則第二十五条の五第一項若しくは適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定、適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第二項の規定又は適用する改正後厚生年金保険法第六十条の二、第六十六条、第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項の規定により退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の額の支給が停止されている月（法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われている月を除く。）を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十六条第一項の規定、法附則第二十五条の五第一項若しくは適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項若しくは施行法第十七条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む）

第百十一条第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額（法第九十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額の二分の一に相当する金額との合算額とする。）の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 前二項の場合において、年金である給付に係るこれらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項の規定、法第九十二条第一項若しくは第九十九条の五第一項の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項の規定により退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の額の支給が停止されている月（法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われている月を除く。）を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは施行法第十七条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条（施行法第五

む。）、第五十条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）
）、第五十七条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）
若しくは第六十四条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。
。）の規定、適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第二項の規定
又は適用する改正後厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第
六十七条第一項若しくは第六十八条第一項の規定によりこれらの年金
の額の支給が停止されている場合（法第七十六条第二項の規定により
これらの年金の額の一部の支給が行われる場合を除くものとし、施行
法第十八条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。
）、第十九条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。
）、第五十一条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。
）、第五十八条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）
又は第六十五条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）
の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を含む。
）にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月
をいう。

十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条（施行法第五十
九条において準用する場合を含む。）若しくは第六十四条（施行法第
六十六条において準用する場合を含む。）の規定、法第九十二条第一
項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の第四項から第三項まで
若しくは第九十九条の第五項の規定によりこれらの年金の額の支給
が停止されている場合（法第七十六条第二項の規定によりこれらの年
金の額の一部の支給が行われる場合を除くものとし、施行法第十八条
（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十九
条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五
十一条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五
十八条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六
十五条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定によ
りこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を含む。）にあつて
は、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数、同号及び同項
第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは
再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三
号に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数
は、次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月
数を控除した月数による。

一 法第十三条第五項に規定する職員団体の事務に専ら従事する職
員である組合員 その職員団体の事務に専ら従事する職員であつた
期間

二 旧市町村共済法附則第十六項若しくはこれに相当する共済条例、
国の旧法第九十四条第二項、国家公務員共済組合法等の一部を改正
する法律（昭和三十四年法律第六十三号）による改正前の国家公
務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百

附
則

二十九号) 第四十七条若しくは第四十八条又は施行法による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の二第三項の規定の適用を受けた期間を有する組合員 これらの規定の適用を受けた期間

6 第一項から第三項までの規定を適用する場合において、同一の組合員期間について第一項又は第二項の規定に定める給付の制限の二以上に該当するときは、その該当する間は、そのうち最も高い割合による給付の制限(給付の制限の割合が同じときは、そのうちいずれか一の給付の制限)を定めている規定の定めるところによる。

7 第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)の理事長がこれらの規定に定める割合によることを不相当と認めるときは、その割合の範囲内で主務大臣と協議して定めた割合によるものとする。

8 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた長期給付の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定及び第三項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

附
則

(昭和三十六年四月二日以後に生まれた者等が退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合において減ずる金額)

第三十条の二の十六 法附則第十八条の二第四項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として、法第七十九条第一項又は第二百二条第一項の規定により算定した金額に減額率(千分の五に当該請求をした日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数に乗じて得た率をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た金額とする。

2 法附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法第七十九条第一項第二号に掲げる金額から減ずる金額として政令で定める金額は、法附則第十八条の二第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第七十九条第一項第二号の規定により算定した金額に減額率を乗じて得た金額とする。

3 法附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた法第二百二条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法第二百二条第一項の規定により加算される金額から減ずる金額として政令で定める金額は、法附則第十八条の二第一項の請求をした日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第二百二条第一項の規定により算定した金額のうち同項の規定により加算される金額に、減額率を乗じて得た金額とする。

(昭和二十八年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者等が特例による退職共済年金の支給の繰上げを請求した場合において減ずる金額)

第三十条の二の二十 法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の請求をした日(以下この条及び附則第三十条の二の二十二において「請求日」という。)の属する月の前月までの組合員期間を基礎として法第七十九条第一項の規定により算定した金額(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者にあつては、法附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額)に減額率(千分の五に請求日の属する月から法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率(請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)をいう。第四項及び第五項において同じ。)を乗じて得た金額とする。

2 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合にあつては

、法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に次に掲げる金額を加算した金額とする。

一 請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合又は請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零）を乗じて得た金額

二 請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定によつて算定した加算額に、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た金額

イ 請求日の属する月から法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までの月数を請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率（法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算されない場合には、一、請求日の属する月とこれらの表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月が同一の場合には零）

ロ 千分の五に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率

3 昭和六十年改正法附則第十六条第一項が適用される場合であつて六十五歳に達した日の属する月後の法附則第二十四条の二第四項に規定する政令で定める金額は、前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額とする。

4 法附則第二十四条の二第八項の規定により読み替えられた法第七十六條第二項、第八十一條第二項第一号及び第八十二條第一項並びに次

4 法附則第二十四条の二第八項の規定により読み替えられた法第七十六條第二項、適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項

及び次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項に規定する法第七十九条第一項第二号に掲げる金額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として同号の規定により算定した金額に減額率を乗じて得た金額とする。

5 次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項に規定する法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額のうち同項に規定する特例加算額に、減額率を乗じて得た金額とする。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げを希望した者が再び組合員となつた場合における特例)

第三十条の五 法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者が六十五歳に達する前に再び退職した場合における同条第六項において準用する適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による退職共済年金の改定額は、法附則第二十六条第一項から第四項までの規定の適用がないものとした場合に支給されるべき適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による退職共済年金の改定額から、改定前の退職共済年金の額を算定する場合において法附則第二十六条第五項又はこの項の規定により減じるべきこととされた金額を減じた金額とする。

条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法第七十九条第一項第二号に掲げる金額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として同号の規定により算定した金額に減額率を乗じて得た金額とする。

5 次条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項に規定する法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から減ずる金額として政令で定める金額は、請求日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額のうち同項に規定する特例加算額に、減額率を乗じて得た金額とする。

6 組合員である退職共済年金の受給権者が請求日に退職した場合における第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用については、第一項中「」の属する」とあるのは「」の翌日の属する」と、「請求日の」とあるのは「請求日の翌日」と、第二項、第四項及び前項中「請求日」とあるのは「請求日の翌日」とする。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げを希望した者が再び組合員となつた場合における特例)

第三十条の五 法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者が六十五歳に達する前に再び退職した場合における同条第六項において準用する法第七十九条第三項の規定による退職共済年金の改定額は、法附則第二十六条第一項から第四項までの規定の適用がないものとした場合に支給されるべき法第七十九条第三項の規定による退職共済年金の改定額から、改定前の退職共済年金の額を算定する場合において法附則第二十六条第五項又はこの項の規定により減じるべきこととされた金額を減じた金額とする。

2 法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者が再び退職した日においてこれらの規定に規定する者に該当する者で、それぞれ法附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達していない者に対する前項の規定の適用については、同項中「金額を減じた金額」とあるのは、「金額と当該再退職に係る組合員期間及び当該組合員期間に係る平均給与月額を基礎として法附則第二十条の第二項の規定の例により算定された金額にそれぞれ法附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と再び退職した日の属する月の末日におけるその者の年齢（その者が改定前の退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢に達していないときは、その支給を開始する月の前月の末日における年齢）との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た金額との合算額を減じた金額」とする。

3 前二項の規定の適用を受けた法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者に対する同条第十項の規定の適用については、同項中「第五項の規定により減じるべきこととされた金額」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第一項又は第二項の規定により減じるべきこととされた金額」と、「その算定の基礎となつた同項」とあるのは「第一項から第四項までの規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる附則第十九条の規定による退職共済年金の額のうち附則第二十五条の第二項」とする。

4 法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者が六十五歳に達した日に法第七十八条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有することとなつたとき、又は法第七十九条第三項の規定による改定を行うこととなつたときにおける当該退職共済年金の額の算定については、法第七十九条第一項又は第二百二条第一項の金額は、これらの規定及び法附則第二十六条第十項の規定に

かかわらず、その者が六十五歳に達する前に再退職したものとして前項の規定の例により算定した額とする。

5 第一項及び第二項の場合における法附則第二十六条第八項の規定の適用については、同項中「附則第二十六条第五項に」とあるのは「附則第二十六条第一項から第四項までの規定の適用がないものとした場合に支給されることとなる附則第十九条の規定による退職共済年金の額のうち附則第二十五条の第二項に」と、「附則第二十条の第二第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び」とあるのは「附則第二十条の第二第二項第三号に掲げる金額に係る地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第一項若しくは第二項の規定による減額後の額及び」と、「附則第二十六条第五項の規定による減額後の額、」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第一項又は第二項の規定による減額後の額、」と読み替えるものとする。

6 法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつた者に支給されることとなる法第七十八条の規定による退職共済年金に係る法第七十六条、第八十一条及び第八十二条（第百二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、法第七十六条第二項、第八十一条第二項及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に係る附則第二十六条第十項又は地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第三項若しくは第四項の規定による減額後の額」と、法第百二条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に係る附則第二十六条第十項又は地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第三項若しくは第四項の規定による減額後の額」と、「第百二条第一項の規定により加算される金額」とあるのは「第百二条第一項の規定により加算される金額に係る附則第二十六条第十項又は地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の五第三項

若しくは第四項の規定による減額後の額」とする。

7 当分の間、法附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつた者が同条第十項の規定により算定された退職共済年金について法第八十条の二第一項の規定による支給の繰下げの申出をした場合には、第二十五条の四の二第一項の規定により加算する金額は、法附則第二十六条第十項の規定により算定した金額について第二十五条の四の二第一項の規定の例により加算する金額とする。

8 前各項の規定は、法附則第二十六条第十二項の規定の適用を受けた者が再び組合員となつた場合について準用する。この場合において、第二項中「それぞれ法附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは、「六十歳（法附則第二十六条第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として附則第三十条の四第一項に定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては、五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては、五十九歳とする。）」と読み替えるものとする。

（退職共済年金の額を改定する場合における特定期間に係る組合員期間等）

第三十条の十二の二 法附則第二十八条の十二の四の規定により読み替えられた法第七十七条の八第一項に規定する政令で定める場合は、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する請求（以下「特定離婚特例適用請求」という。）があつた日における退職共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七十七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員であ

（退職共済年金の額を改定する場合における特定期間に係る組合員期間等）

第三十条の十二の二 法附則第二十八条の十二の四の規定により読み替えられた法第七十七条の八第一項に規定する政令で定める場合は、特定離婚特例適用請求があつた日における退職共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員であ

る受給権者を除く。)について、改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

二 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。)当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

三 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

四 六十五歳に達する日前の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

五 六十五歳に達した日以後の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者(組合員である受給権者を除く。)について、改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

る受給権者を除く。)について、法第七十二条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

二 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十二条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合(次号に掲げる場合を除く。)当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

三 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十二条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間

四 六十五歳に達する日前の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十二条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

五 六十五歳に達した日以後の法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者(組合員である受給権者を除く。)について、法第七十二条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

七 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

八 法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月前における旧地共済施行日前期間

九 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化

六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

七 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間

八 法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月前における組合員期間

九 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（同条第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間をいう。以下この条において同じ。）

法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間に限る。)をいう。以下この条において同じ。)

十 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十一 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日前の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

十二 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者(組合員である受給権者を除く。)について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

十三 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合(次号に掲げる場

十 組合員である法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十一 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する日前の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十二 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者(組合員である受給権者を除く。)について、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、特定離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

十三 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合(次号に掲げる場合を除く。)これらの表の下欄に掲げる年齢に達し

合を除く。) これらの表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

十四 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

十五 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

十六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの旧地共済施行日前期間

十七 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第

た日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十四 法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十五 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合(次号に掲げる場合を除く。) 六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十六 六十五歳に達した日以後の組合員である法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日(当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。)の翌日の属する月の前月までの組合員期間

十七 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第

四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（次号から第二十一号までに掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十八 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて六十五歳に達する日前に再び組合員の資格を取得し、六十五歳に達する日前に再び退職した者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（第二十号に掲げる場合を除く。）適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十九 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合（第二十一号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（当該退職共済年金が適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、

四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（次号から第二十一号までに掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十八 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて六十五歳に達する日前に再び組合員の資格を取得し、六十五歳に達する日前に再び退職した者について、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（第二十号に掲げる場合を除く。）法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

十九 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後六十五歳に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合（第二十一号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、

つては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間とする。）

二十 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後これらの表の中欄に掲げる年齢（以下この号及び次号において「特例支給開始年齢」という。）に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて特例支給開始年齢に達する日前に再び組合員の資格を取得し、特例支給開始年齢に達する日前に再び退職した者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

二十一 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後特例支給開始年齢に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第七十八条の第十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（当該退職共済年金が適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及

これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間とする。）

二十 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後これらの表の中欄に掲げる年齢（以下この号及び次号において「特例支給開始年齢」という。）に達する日前の法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつて特例支給開始年齢に達する日前に再び組合員の資格を取得し、特例支給開始年齢に達する日前に再び退職した者について、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、法第七十九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間

二十一 法附則別表第三から附則別表第五までの下欄に掲げる年齢に達した日以後特例支給開始年齢に達する日前の組合員である法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者について、法第七十七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された場合、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間（当該退職共済年金が法第七十九条第三項の規定による改定が行われたものである場合にあつては、同項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間とする。）

び当該退職した日の翌日の属する月以後の被扶養配偶者みなし組合員期間とする。)

(離婚特例が適用された者であつて施行法の適用を受けるものに対する長期給付の支給要件の特例)

第七十四条の三 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者に対する長期給付について施行法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる施行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第八条第一項及び第二項並びに第九条第一項</p>	<p>合算した年月数</p>	<p>組合員期間をいう</p>	<p>組合員期間のうち離婚時みなし組合員期間(新法第七十七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下同じ。))以外の期間をいう。次項、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項及び第二項、第十条第一項から第三項まで、第十六条、第二十二条、第四十九条、第五十六条、第六十三条並びに第八十三条第三項において同じ</p>
-----------------------------	----------------	-----------------	---

)

(離婚特例が適用された者であつて施行法の適用を受けるものに対する長期給付の支給要件の特例)

第七十四条の三 法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者に対する長期給付について施行法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる施行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>合算した年月及び第二項並びに第九条第一項</p>	<p>数</p>	<p>組合員期間をいう</p>	<p>組合員期間のうち離婚時みなし組合員期間(新法第七十七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下同じ。))以外の期間をいう。次項、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項及び第二項、第十条第一項から第三項まで、第十六条、第二十二条、第四十九条、第五十六条、第六十三条並びに第八十三条第三項において同じ</p>
-----------------------------	----------	-----------------	---

第九十六条第一項及び第二項	第九十六条第三項	第九十六条第一項及び第二項
組合員	算入される者	組合員
組合員（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）	算入される者（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）	組合員（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）

第九十七条第一項	第九十七条第三項	第九十六条第一項及び第二項、第九十六条第三項
団体更新組合員	一項	項
団体更新組合員（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）	算入される者（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）	組合員（離婚時みなし組合員期間を有する者を含む。）

○平成二十七年経過措置政令第十四条第二項による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の読替え

（傍線部分は読替部分）

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この政令（第八号に掲げる用語にあつては、この条から第八十七号まで）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 新共済法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この政令は、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）の施行に伴い、同法の施行の日前の期間を有する者に係る地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）の適用、退職共済年金等の額の算定、同日前に給付事由が生じた退職年金等の額の算定等に関し必要な経過措置を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この政令（第八号に掲げる用語にあつては、この条から第八十七号まで）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 新共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一</p>

下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。

二 旧共済法 昭和六十年改正法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

三 新施行法 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。

五 新施行令 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第二項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。

六 旧施行令 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令をいう。

二 旧共済法 昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

三 新施行法 昭和六十年改正法第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。

四 旧施行法 昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。

五 新施行令 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号。次号において「昭和六十一年政令第五十七号」という。）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）をいう。

六 旧施行令 昭和六十一年政令第五十七号第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令をいう。

七 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ新共済

法の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

八 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金（それぞれ旧共済法（第十一章を除く。以下この号において同じ。）の規定による退職年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による退職年金とみなされたものを含む。）、減額退職年金、通算退職年金、障害年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による障害年金とみなされたものを含む。）、遺族年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による遺族年金とみなされたものを含む。）又は通算遺族年金をいう。

九 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金（それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号。以下「新国民年金法」という。）の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

十 職員、給料若しくは期末手当等、組合、組合員期間等、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員（それぞれ新共済法第二条第一項第一号、第五号若しくは第六号、第三条第一項、第七十八条第一項第一号、第百条、第四百四十四条の三第一項若しくは第三項又は附則第二十八条の四第一項に規定する職員、給料若しくは期末手当等、組合、組合員期間等、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員をいう。

十一 地方公共団体の長であつた期間、給料年額、地方公共団体の長の給料年額又は警察職員であつた期間若しくは警察職員の給料年額
昭和六十年改正法附則第十三条第二項、附則第四十三条第一項第一号、附則第六十三条第一項第一号又は附則第七十二条第一項第一号に規定する地方公共団体の長であつた期間、給料年額、地方公共団体の長の給料年額又は警察職員であつた期間若しくは警察職員の

十一 地方公共団体の長であつた期間、給料年額、地方公共団体の長の給料年額又は警察職員であつた期間若しくは警察職員の給料年額
昭和六十年改正法附則第十三条第二項、附則第四十三条第一項第一号、附則第六十三条第一項第一号又は附則第七十二条第一項第一号に規定する地方公共団体の長であつた期間、給料年額、地方公共団体の長の給料年額又は警察職員であつた期間若しくは警察職員の

給料年額をいう。

3

昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日に引き続いていっているものの全部又は一部が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この項及び第三十六条において「平成八年改正前の国の共済法」という。）第三条第一項に規定する国家公務員等共済組合の組合員であつた期間である者に対する昭和六十年改正法附則第八条第一項の規定の適用については、当該期間における平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「昭和六十年改正前の国の共済法」という。）第百条第二項及び第三項又は国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第六十四条第二項の規定により掛金の標準となつた俸給の額（その額に平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「国の経過措置政令」とい

給料年額をいう。

第六条（略）

2（略）

3

昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日に引き続いていっているものの全部又は一部が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この項及び第三十六条において「平成八年改正前の国の共済法」という。）第三条第一項に規定する国家公務員等共済組合の組合員であつた期間である者に対する昭和六十年改正法附則第八条第一項の規定の適用については、当該期間における国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「昭和六十年改正前の国の共済法」という。）第百条第二項及び第三項又は国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第六十四条第二項の規定により掛金の標準となつた俸給の額（その額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「国の経過措置政令」という。）第三条第二項（国の経過措置政令第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により加えることとされる額があるときは、当該加えることとされた額を加えた額）の合計額を当該期間に係る昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額の合計額とみなす。

う。) 第三条第二項(国の経過措置政令第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により加えることとされる額があるときは、当該加えることとされた額を加えた額)の合計額を当該期間に係る昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額の合計額とみなす。

2

適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という。))をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替へ後のものとする。以下同じ。) 第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十二条の規定により新共済法第八十条第一項に規定する加給年金額の支給が停止される場合における昭和六十年改正法附則第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「算定した額が」とあるのは、「算定した額(平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十二条の規定により新共済法第八十条第

(退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額の特例)
第十五条 前条第一項の規定は、昭和六十年改正法附則第二十一条第一項に規定する老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額の算定について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「月数」とあるのは、「月数(施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者にあつては、当該年金の額の算定の基礎となつている期間の月数を除く。)」と読み替へるものとする。

2

新共済法第八十一条第七項又は第八項の規定により新共済法第八十条第一項に規定する加給年金額の支給が停止される場合における昭和六十年改正法附則第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「算定した額が」とあるのは、「算定した額(新共済法第八十一条第七項又は第八項の規定により新共済法第八十条第一項に規定する加給年金額の支給が停止されるときは、その停止後の額)」とする。

一項に規定する加給年金額の支給が停止されるときは、その停止後の額が」とする。

(施行日前の組合員期間を有する者に係る厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止に関する経過措置)

第十九条 (略)

2 (略)

3 施行日前の組合員期間を有する者(昭和六十年改正法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項の規定又は第十七条第二項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者に限る。)に支給する退職共済年金(平成十六年四月以後の分として支給されるものに限る。)について昭和六十年改正法附則第二十一条の二第二項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用する場合には、同項中「附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された」とあるのは、「附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項の規定又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十六号)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号)第十七条第二項の規定の適用がないものとした場合に平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百二条の規定(平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八八号)附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算されることとなる」とする。

(施行日前の傷病による障害に係る障害共済年金の額の特例)

(施行日前の組合員期間を有する者に係る厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止に関する経過措置)

第十九条 (略)

2 (略)

3 施行日前の組合員期間を有する者(昭和六十年改正法附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項の規定又は第十七条第二項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者に限る。)に支給する退職共済年金(平成十六年四月以後の分として支給されるものに限る。)について昭和六十年改正法附則第二十一条の二第二項の規定により読み替えられた新共済法第八十二条第一項の規定を適用する場合には、同項中「附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された」とあるのは、「附則第二十条第二項若しくは第二十一条第一項の規定又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号)第十七条第二項の規定の適用がないものとした場合に同法附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算されることとなる」とする。

(施行日前の傷病による障害に係る障害共済年金の額の特例)

第二十五条 施行日前の組合員期間を有する者で施行日前の組合員である間における傷病により施行日以後において障害の状態にあるもの（公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者である場合には、旧共済法第八十六条第一項第二号に規定する組合員期間が一年以上となつた日後に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者に限る。）に係る新共済法第八十四条第一項の規定による障害共済年金の額については、新共済法第八十七条から第九十一条までの規定により算定した額（適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定により新共済法第八十八条第一項に規定する加給年金額の支給が停止されるときは、その停止後の額）が、当該傷病による障害について施行日の前日において障害年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき障害年金の額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき障害基礎年金が支給されるときは、当該障害年金の額から当該障害基礎年金の額（当該障害基礎年金が新国民年金法第三十一条第一項又は第三十四条第四項の規定により、組合員であつた期間以外の期間に係る障害と併合した障害の程度に応じ支給されるものであるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額）を控除して得た額）に相当する額より少ないときは、当該支給されるべき障害年金の額に相当する額をもつて、当該障害共済年金の額とする。

4 障害共済年金のうち第一項の規定によりその額が算定されたものに

第二十五条 施行日前の組合員期間を有する者で施行日前の組合員である間における傷病により施行日以後において障害の状態にあるもの（公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者である場合には、旧共済法第八十六条第一項第二号に規定する組合員期間が一年以上となつた日後に公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者に限る。）に係る新共済法第八十四条第一項の規定による障害共済年金の額については、新共済法第八十七条から第九十一条までの規定により算定した額（新共済法第九十二条第四項において準用する新共済法第八十一条第七項の規定により新共済法第八十八条第一項に規定する加給年金額の支給が停止されるときは、その停止後の額）が、当該傷病による障害について施行日の前日において障害年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき障害年金の額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき障害基礎年金が支給されるときは、当該障害年金の額から当該障害基礎年金の額（当該障害基礎年金が新国民年金法第三十一条第一項又は第三十四条第四項の規定により、組合員であつた期間以外の期間に係る障害と併合した障害の程度に応じ支給されるものであるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額）を控除して得た額）に相当する額より少ないときは、当該支給されるべき障害年金の額に相当する額をもつて、当該障害共済年金の額とする。

2 前項の規定は、組合員である間に支給される障害共済年金の額の算定については、適用しない。

3 第一項の規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者が、六十歳又は七十歳若しくは八十歳に達した場合には、その者が施行日の前日において六十歳又は七十歳若しくは八十歳であつたとしたならば旧施行法の規定により算定される額をもつて、その者が当該年齢に達した日の属する月の翌月分以後の同項の規定により算定した障害共済年金の額とする。

4 障害共済年金のうち第一項の規定によりその額が算定されたものに

対する新共済法の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける間、新共済法第七十六条第二項並びに第九十一条第一項及び第三項の規定を適用する場合には、これらの規定に規定する新共済法第八十七条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる金額又は新共済法第百三条第一項の規定により加算される金額は、それぞれ第一項の規定の適用がないものとした場合のその額に、当該障害共済年金の額を同項の規定の適用がないものとした場合の当該障害共済年金の額で除して得た割合を乗じて得た額に相当する金額とし、適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項の規定を適用する場合には、新共済法第八十八条第一項の規定による加給年金額は、第一項の規定の適用がないものとした場合のその額に、当該障害共済年金の額を同項の規定の適用がないものとした場合の当該障害共済年金の額で除して得た割合を乗じて得た額に相当する金額とする。

(遺族年金の寡婦加算)

第四十八条 昭和六十年改正法附則第五十四条第一項（昭和六十年改正法附則第五十八条第二項、附則第五十九条第二項、附則第六十九条第二項、附則第七十条第二項、附則第七十八条第二項、附則第七十九条第二項、附則第八十四条第二項及び附則第八十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によりその効力を有することとされる旧共済法第九十三条の六の規定を適用する場合には、同条中「旧通則法第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額の支給を停止されている給付を除く。）」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令

対する新共済法の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける間、新共済法第七十六条第二項及び第九十一条第一項並びに第九十一条第一項及び第三項の規定を適用する場合には、これらの規定に規定する新共済法第八十七条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる金額又は新共済法第百三条第一項の規定により加算される金額は、それぞれ第一項の規定の適用がないものとした場合のその額に、当該障害共済年金の額を同項の規定の適用がないものとした場合の当該障害共済年金の額で除して得た割合を乗じて得た額に相当する金額とし、新共済法第九十三条第一項の規定を適用する場合には、新共済法第八十八条第一項の規定による加給年金額は、第一項の規定の適用がないものとした場合のその額に、当該障害共済年金の額を同項の規定の適用がないものとした場合の当該障害共済年金の額で除して得た割合を乗じて得た額に相当する金額とする。

(遺族年金の寡婦加算)

第四十八条 昭和六十年改正法附則第五十四条第一項（昭和六十年改正法附則第五十八条第二項、附則第五十九条第二項、附則第六十九条第二項、附則第七十条第二項、附則第七十八条第二項、附則第七十九条第二項、附則第八十四条第二項及び附則第八十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によりその効力を有することとされる旧共済法第九十三条の六の規定を適用する場合には、同条中「旧通則法第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額の支給を停止されている給付を除く。）」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は同項に規定する退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるもの」とする。

(平成二十七年政令第三百四十七号) 第十七条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。) 附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号) 第四十六条第六項に規定する老齢厚生年金、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの」とする。

(離婚特例が適用された者に対する長期給付の支給要件等の特例)
第七十八条の四 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額(改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。)及び標準賞与額(改正後厚生年金保険法第二十四条第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。)が改定され、又は決定された者に対する長期給付について昭和六十年改正法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる昭和六十年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

2 旧施行令第二十六条の四及び第二十六条の六の規定は、昭和六十年改正法附則第五十四条第一項又は附則第五十七条第一項の規定によりその効力を有することとされる旧共済法第九十三条の五第一項又は第九十七条の二の規定を適用する場合について、なおその効力を有する場合においては、次の表の上欄に掲げる旧施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(離婚特例が適用された者に対する長期給付の支給要件等の特例)
第七十八条の四 新共済法第一百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者(前条の規定により施行日前の組合員期間に係る掛金の標準となつた給料の額に係る特例が適用された者を含む。次項において同じ。)に対する長期給付について昭和六十年改正法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる昭和六十年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

<p>附則第二十一条 第一項</p>	<p>(略)</p> <p>附則第二十条第 二項</p>	<p>(略)</p> <p>退職共済年金の 額が</p>	<p>(略)</p> <p>退職共済年金の額(新共済法第 百七条の四第一項の規定によ り当該退職共済年金の額の改 定が行われたときは、当該改 定後の額)が</p> <p>通算退職年金の額(平成二十 七年経過措置政令第二十四条 第二項の規定により読み替え られた平成二十四年一元化法 附則第六十一条第一項の規定 によりなおその効力を有する ものとされた地方公務員等共 済組合法施行令等の一部を改 正する等の政令(平成二十七 年政令第三百四十六号)第二 条の規定による改正前の地方 公務員等共済組合法等の一部 を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する政令(昭和六 十一年政令第五十八号。以下 「昭和六十一年経過措置政令 」という。)第七十八条の七第 一項の規定により当該通算退 職年金の額の改定が行われた ときは、当該改定後の額)とし</p>
<p>算定した額が</p>	<p>通算退職年金の 額とし</p>	<p>退職共済年金の 額が</p>	<p>退職共済年金の額(新共済法第 百七条の四第一項の規定によ り当該退職共済年金の額の改 定が行われたときは、当該改 定後の額)が</p>
<p>算定した額(新共済法第百七条 の四第一項の規定により当該</p>	<p>算定した額(平成二十 七年経過措置政令第二十四条 第二項の規定により読み替え られた平成二十四年一元化法 附則第六十一条第一項の規定 によりなおその効力を有する ものとされた地方公務員等共 済組合法施行令等の一部を改 正する等の政令(平成二十七 年政令第三百四十六号)第二 条の規定による改正前の地方 公務員等共済組合法等の一部 を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する政令(昭和六 十一年政令第五十八号。以下 「昭和六十一年経過措置政令 」という。)第七十八条の七第 一項の規定により当該通算退 職年金の額の改定が行われた ときは、当該改定後の額)とし</p>	<p>退職共済年金の額(新共済法第 百七条の四第一項の規定によ り当該退職共済年金の額の改 定が行われたときは、当該改 定後の額)が</p>	<p>退職共済年金の額(新共済法第 百七条の四第一項の規定によ り当該退職共済年金の額の改 定が行われたときは、当該改 定後の額)が</p>

<p>附則第二十一条 第一項</p>	<p>(略)</p> <p>附則第二十条第 二項</p>	<p>(略)</p> <p>退職共済年金の 額が</p>	<p>(略)</p> <p>退職共済年金の額(新共済法第 百七条の四第一項の規定によ り当該退職共済年金の額の改 定が行われたときは、当該改 定後の額)が</p> <p>通算退職年金の額(地方公務員 等共済組合法等の一部を改正 する法律の施行に伴う経過措 置に関する政令(昭和六十一年 政令第五十八号。以下「昭和 六十一年経過措置政令」とい う。)第七十八条の七第一項の 規定により当該通算退職年金 の額の改定が行われたときは 、当該改定後の額)とし</p>
<p>算定した額が</p>	<p>通算退職年金の 額とし</p>	<p>退職共済年金の 額が</p>	<p>退職共済年金の額(新共済法第 百七条の四第一項の規定によ り当該退職共済年金の額の改 定が行われたときは、当該改 定後の額)が</p>
<p>算定した額(新共済法第百七条 の四第一項の規定により当該</p>	<p>算定した額(平成二十 七年経過措置政令第二十四条 第二項の規定により読み替え られた平成二十四年一元化法 附則第六十一条第一項の規定 によりなおその効力を有する ものとされた地方公務員等共 済組合法施行令等の一部を改 正する等の政令(平成二十七 年政令第三百四十六号)第二 条の規定による改正前の地方 公務員等共済組合法等の一部 を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する政令(昭和六 十一年政令第五十八号。以下 「昭和六十一年経過措置政令 」という。)第七十八条の七第 一項の規定により当該通算退 職年金の額の改定が行われた ときは、当該改定後の額)とし</p>	<p>退職共済年金の額(新共済法第 百七条の四第一項の規定によ り当該退職共済年金の額の改 定が行われたときは、当該改 定後の額)が</p>	<p>退職共済年金の額(新共済法第 百七条の四第一項の規定によ り当該退職共済年金の額の改 定が行われたときは、当該改 定後の額)が</p>

(略)		
(略)	当該改定後の額	当該退職年金の額に
(略)	当該改定後の額(新共済法第七條の四第一項の規定により第一号特例適用者の退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該第一号特例適用者にあつては、当該退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額から当該退職共済年金の額の改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額)	退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該改定後の額が 当該退職年金の額(新共済法第七條の四第一項の規定により第一号特例適用者(改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する第一号特例適用者をいう。以下同じ。))の退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該第一号特例適用者にあつては、当該退職年金の額から当該退職共済年金の当該改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額)

(略)		
(略)	当該改定後の額	当該退職年金の額に
(略)	当該改定後の額(新共済法第七條の四第一項の規定により第一号特例適用者の退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該第一号特例適用者にあつては、当該退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額から当該退職共済年金の額の改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額)	退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該改定後の額が 当該退職年金の額(新共済法第七條の四第一項の規定により第一号特例適用者(新共済法第五條第一項に規定する第一号特例適用者をいう。以下同じ。))の退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該第一号特例適用者にあつては、当該退職年金の額から当該退職共済年金の当該改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額)

2 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された者に対する長期給付についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(退職年金等の額の改定)

第七十八条の七 退職年金等（退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金をいう。以下同じ。）の受給権者（次項又は第三項に該当する場合を除く。）について、改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われたときは、昭和六十年改正法附則第四十三条、第四十五条、第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、改正後厚生年金保険法第七十八条の第二項に規定する標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額に当該退職年金等の額を改定する。

一 第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。） 昭和六十年改正法附則第四十三条、第四十五条、第四十六条及び第四十八条の規定により算定した額から、第一号改定者の改定前の標準報酬月額に改定割合（改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額及び分割対象期間（対象期間をいう。）に係る組合員期間をいい、退職年金等の額の算定の基礎となる部分に限る。次号において同じ。）をそれぞれ平均給料月額及び組合員期間とみなして平成二十七年経過措置政令第二十八条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第十条第三項又は第十一条第三項の規定により読み替えられた新共

2 新共済法第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者に対する長期給付についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(退職年金等の額の改定)

第七十八条の七 退職年金等の受給権者（次項又は第三項に該当する場合を除く。）について、前条第一項の規定により換算給料額の特例が適用されたときは、昭和六十年改正法附則第四十三条、第四十五条、第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、換算給料特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額に当該退職年金等の額を改定する。

一 第一号換算給料特例適用者 昭和六十年改正法附則第四十三条、第四十五条、第四十六条及び第四十八条の規定により算定した額から、第一号換算給料特例適用者の換算給料額に離婚特例割合を乗じて得た額及び分割対象期間をそれぞれ平均給料月額及び組合員期間とみなして平成十二年改正法附則第十条第三項又は第十一条第三項の規定により読み替えられた新共済法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項又は附則第二十条の二第二項第二号及び第三号の規定の例により算定した額を控除した額

済法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項又は附則第二十条の二第二項第二号及び第三号の規定の例により算定した額を控除した額

二 第二号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）昭和六十年改正法附則第四十三条、第四十五条、第四十六条及び第四十八条の規定により算定した額と、第一号改定者の改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じて得た額及び分割対象期間をそれぞれ平均給料月額及び組合員期間とみなして平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第十条第三項又は第十一条第三項の規定により読み替えられた新共済法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項又は附則第二十条の二第二項第二号及び第三号の規定の例により算定した額を合算した額

2 ※適用除外

3 第二号改定者が退職年金等の受給権者であつて、かつ、第一号改定者が退職年金等の受給権者でない場合においては、第二号改定者については、第一項第二号の規定を適用する。

第七十八条の九 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定

二 第二号換算給料特例適用者 昭和六十年改正法附則第四十三条、第四十五条、第四十六条及び第四十八条の規定により算定した額と、第一号換算給料特例適用者の換算給料額に離婚特例割合を乗じて得た額及び分割対象期間をそれぞれ平均給料月額及び組合員期間とみなして平成十二年改正法附則第十条第三項又は第十一条第三項の規定により読み替えられた新共済法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項又は附則第二十条の二第二項第二号及び第三号の規定の例により算定した額を合算した額

2 第一号換算給料特例適用者が退職年金等の受給権者であつて、かつ、第二号換算給料特例適用者が退職年金等の受給権者でない場合においては、第二号換算給料特例適用者については、前条第一項第二号の規定により換算給料額とみなされた額を新共済法第七十条の三第一項第二号に規定する第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に離婚特例割合を乗じて得た額とみなして、同条から新共済法第七十条の五までの規定を適用する。

3 第二号換算給料特例適用者が退職年金等の受給権者であつて、かつ、第一号換算給料特例適用者が退職年金等の受給権者でない場合においては、第二号換算給料特例適用者については、新共済法第七十条の三第一項第一号に規定する第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額を第一項第二号に規定する第一号換算給料特例適用者の換算給料額とみなして、同号の規定を適用する。

第七十八条の九 新共済法第七十条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例（同条第一項に規定する特定離婚特例をいう。）が適用

された者に対する長期給付について昭和六十年改正法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる昭和六十年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>附則第十六条第一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）に係るものに限る。以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）を除く。）</p>
<p>附則第二十一条第一項</p>	<p>算定した額が</p>	<p>算定した額（新共済法第七十七条の八第一項の規定により当該退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該改定後の額）が</p>
<p>当該退職年金の額に</p>	<p>当該退職年金の額（新共済法第七十七条の八第一項の規定により特定組合員（組合員又は組合員であつた者をいう。以下同じ。）の退職共済年金の</p>	<p>当該退職年金の額（新共済法第七十七条の八第一項の規定により特定組合員（組合員又は組合員であつた者をいう。以下同じ。）の退職共済年金の</p>

された者に対する長期給付について昭和六十年改正法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる昭和六十年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>附則第十六条第一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間（新共済法第七十七条の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を除く。）</p>
<p>附則第二十一条第一項</p>	<p>算定した額が</p>	<p>算定した額（新共済法第七十七条の八第一項の規定により当該退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該改定後の額）が</p>
<p>当該退職年金の額に</p>	<p>当該退職年金の額（新共済法第七十七条の八第一項の規定により特定組合員（新共済法第七十七条の七第一項に規定する特定組合員をいう。以</p>	<p>当該退職年金の額（新共済法第七十七条の八第一項の規定により特定組合員（新共済法第七十七条の七第一項に規定する特定組合員をいう。以</p>

<p>附則第二十九条 第一項</p>	<p>、組合員又は組合員であつた者</p>	<p>、組合員又は組合員であつた者(被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者を含む。以下この項及び次項において同じ。)</p>		<p>当該改定後の額</p>	<p>当該改定後の額(新共済法第百七条の八第一項の規定により特定組合員の退職共済年金の額が改定が行われたときは、当該特定組合員にあつては、当該退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額から当該退職共済年金の当該改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額)</p>	<p>額の改定が行われたときは、当該特定組合員にあつては、当該退職年金の額から当該退職共済年金の当該改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額)に</p>
<p>附則第二十九条 第一項</p>	<p>、組合員又は組合員であつた者</p>	<p>、組合員又は組合員であつた者(新共済法第百七条の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間を有する者を含む。以下この項及び次項において同じ。)</p>		<p>当該改定後の額</p>	<p>当該改定後の額(新共済法第百七条の八第一項の規定により特定組合員の退職共済年金の額が改定が行われたときは、当該特定組合員にあつては、当該退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額から当該退職共済年金の当該改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額)</p>	<p>下同じ。)の退職共済年金の額の改定が行われたときは、当該特定組合員にあつては、当該退職年金の額から当該退職共済年金の当該改定前の額と当該改定後の額の差額に相当する額を控除した額)に</p>

○平成二十七年経過措置政令第十七条第一項による改正後厚生年金保険法の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>(年金額) 第四十三条 ※適用しない</p> <p>3 被保険者である被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者(平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。)がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、なお効力を有する改正前地共済法(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法(平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)をいう。以下同じ。)をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正</p>	<p>(年金額) 第四十三条 老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率(以下「再評価率」という。)を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。)の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としない。</p> <p>3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日(第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にあつては、その日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。</p>

する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第七十九条第二項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）を平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額の計算の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

（再評価率の改定等）

第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付について適用する。

- 一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率
- 二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率
- イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被保険者に係る標準報酬平均額（各年度における標準報酬の総額を各年度における被保険者の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被保険者の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被保険者に係る標準報酬平

（再評価率の改定等）

第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

- 一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率
- 二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率
- イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被保険者に係る標準報酬平均額（各年度における標準報酬の総額を各年度における被保険者の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被保険者の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被保険者に係る標準報酬平

均額の比率

- ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
 - 三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率
 - イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
- 2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
- 一 当該年度の前年度に属する月のなお効力を有する改正前地共済法第四十四条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額（以下「掛金の標準となつた給料の額」という。）と同条第二項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「掛金の標準となつた期末手当等の額」という。）（以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）
 - 二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率
 - 三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。
 - 四 当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準と

均額の比率

- ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
 - 三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率
 - イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
- 2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
- 一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）
 - 二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬（以下「前々年度等の標準報酬」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率
 - 三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。
 - 四 当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率については、当該年

- なつた期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。
- 5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の三 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率
 - 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一
- 4 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

（調整期間における再評価率の改定等の特例）

第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定に

度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

- 5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬及び前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率
 - 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一
- 4 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

（調整期間における再評価率の改定等の特例）

第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定に

より当該年度の再評価率（次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。）が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者（この法律又は国民年金法の被保険者をいう。）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下この号において「公的年金被保険者総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準

より当該年度の再評価率（次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。）が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者（この法律又は国民年金法の被保険者をいう。）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下この号において「公的年金被保険者総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回るとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 第四十三条の二第二項から第四項まで

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回るとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 第四十三条の二第二項から第四項まで

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合

価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率が可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあっては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき（前号に掲げる場合を除く。） 第四十三条の二第二項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 第四十三条

変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 物価変動率が可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあっては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき（前号に掲げる場合を除く。） 第四十三条の二第二項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 第四十三条

の二第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 前条第一項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

(支給停止)

第四十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額と）とを合算して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び平成二

の二第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 前条第一項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

(支給停止)

第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額と）とを合算して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。

十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額以上であるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項に規定する額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項に規定する加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

2 (略)

3 (略)

以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に

4 (略)

5 第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。

6 なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金については、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

(支給停止)

第五十四条 (略)

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給

五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項及び前項の規定により老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、第三十六条第二項の規定は適用しない。

6 第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

(支給停止)

第五十四条 (略)

2 障害厚生年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害厚生年金の受給権

を停止する。ただし、その支給を停止された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうちの支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

3 第四十六条第六項の規定は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金について準用する。

第六十五条の二 夫、父母又は祖父母（第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この条において同じ。）に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金は、受給権者が六十歳に達するまでの期間、その支給を停止する。ただし、夫に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金については、当該地方公務員共済組合の組合員又は地方公務員共済組合の組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りでない。

第六十六条 子に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金は、配偶者が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうちが前条

者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

3 第四十六条第六項の規定は、障害厚生年金について、第四十七条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

第六十五条の二 夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が六十歳に達するまでの期間、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りでない。

第六十六条 子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族厚生年金が前条本文、次項本文又は次条の規定によりその支給が停止されている間は、この限りでない。

本文、次項本文又は次条の規定によりその支給が停止されている間は、この限りでない。

2 配偶者に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金は、当該地方公務員共済組合の組合員又は地方公務員共済組合の組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

第六十七条 配偶者又は子に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金は、その配偶者又は子の所在が一年以上明らかでないときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 配偶者又は子は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第六十八条 配偶者以外の者に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権者が二人以上である場合において、受給権者のうち一人以上の者の所在が一年以上明らかでないときは、その者に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金は、他の受給権者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の支給を停止された者は、いつでも

2 配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

第六十七条 配偶者又は子に対する遺族厚生年金は、その配偶者又は子の所在が一年以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 配偶者又は子は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第六十八条 配偶者以外の者に対する遺族厚生年金の受給権者が二人以上である場合において、受給権者のうち一人以上の者の所在が一年以上明らかでないときは、その者に対する遺族厚生年金は、他の受給権者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺族厚生年金の支給を停止された者は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

、その支給の停止の解除を申請することができる。

- 3 第六十一条第一項の規定は、第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第一項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(時効)

第九十二条 なお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前地共済法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期日ごとに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。)は五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

- 2 ※適用しない
- 3 ※適用しない
- 4 ※適用しない

(資料の提供)

第百条の二 実施機関は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため、相互に、標準報酬に関する事項、受給権者に対する同項に規定する給付の支給状況その他実施機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

- 3 第六十一条第一項の規定は、第一項の規定により遺族厚生年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第一項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(時効)

第九十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、保険給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期日ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。)は五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

- 2 年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付が全額につき支給を停止されている間は、進行しない。
- 3 保険料その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第八十六条第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
- 4 保険給付を受ける権利については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定を適用しない。

(資料の提供)

第百条の二 実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 ※適用しない。

3 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、受給権者に対する国民年金法による年金たる給付又は受給権者の配偶者に対する第四十六条第六項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、これらの給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

4 組合は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

5 ※適用しない。

附則

第十条の二 第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項の規定は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前

2 実施機関は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署（実施機関を除く。）に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

3 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する国民年金法による年金たる給付又は受給権者の配偶者に対する第四十六条第六項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、これらの給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

4 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者（以下この項において「被保険者等」という。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

附則

第十条の二 第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金については、適用しない。

地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金については、適用しない。

第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。）の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の第三項、第十一条の四第一項及び第二項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額と退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

一（四）（略）

第十一条 附則第八条の規定による老齢厚生年金（第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。第五項において同じ。）の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第一条の四第一項及び第二項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相

3
(略)

2
(略)

- 当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額
- 二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額
- 三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額
- 四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額
- 2 前項の支給停止調整開始額は、二十八万円とする。ただし、二十八万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が二十八万円（この項の規定による支給停止調整開始額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整開始額を当該乗じて得た額に改定する。
- 3 第一項各号の支給停止調整変更額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円

4 (略)

5 ※適用しない。

第十一条の二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定す

る給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第一項から第三項まで又は第二十条の三の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもの)のうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項及び第四項においてその例による場合を含む。)の規定により計算した額を含むものに限る。以下「障害者・長期加入者の退職共済年金」という。)の受給権者が被保険者等である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第

以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整変更額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整変更額を当該乗じて得た額に改定する。

4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。

5 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、第一項中「老齢厚生年金の額を」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額を」とする。

第十一条の二 附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第九条及び

第九条の二第一項から第三項まで又は第九条の三の規定によりその額が計算されているもの)に限る。以下「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。)の受給権者が被保険者等である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第二号に規定する額(第四項において「報酬比例部分の額」という。)を十二で除して得た額(次項において「基本月額」という。)との合計額が前条第二項に規定する支給停止調整開始額(以下「支給停止調整開始額」という。)以下であるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額(当該老齢厚生年金について、同条第三項又は附則第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項においてその

二号に規定する額（第四項において「報酬比例部分の額」という。）を十二で除して得た額（次項において「基本月額」という。）との合計額が前条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下「支給停止調整開始額」という。）以下であるときは、その月の分の当該退職共済年金について、当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号に規定する額（当該退職共済年金について、同条第三項又はなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第二項若しくは第五項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額（以下この項において単に「加給年金額」という。）が加算されているときは、当該附則第九条の二第二項第一号に規定する額に加給年金額を加えた額。次項において「基本支給停止額」という。）に相当する部分の支給を停止する。

2 障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者が被保険者等である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ基本支給停止額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

一（四）（略）

例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この項において単に「加給年金額」という。）が加算されているときは、当該附則第九条の二第二項第一号に規定する額に加給年金額を加えた額。次項において「基本支給停止額」という。）に相当する部分の支給を停止する。

2 障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者が被保険者等である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ基本支給停止額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が前条第三項に規定する支給停止調整変更額（以下「支給停止調整変更額」という。）以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

3 ※適用しない

※適用しない

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

3 被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する障害者・長期加入者の老齢厚生年金については、第一項中「当該老齢厚生年金に係る附則第九条の第二項第二号に規定する額（第四項において「報酬比例部分の額」という。）とあるのは「附則第九条の第二項又は第九条の第三項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項の規定の適用がないものとして計算した当該老齢厚生年金に係る附則第九条の第二項第二号に規定する額（第四項において「基金に加入しなかった場合の報酬比例部分の額」という。）とする。

4 第一項に規定する報酬比例部分の額及び附則第九条の第二項第一号に規定する額並びに前項において読み替えられた第一項に規定する基金に加入しなかった場合の報酬比例部分の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第十一条の四 障害者・長期加入者の退職共済年金又は坑内員・船員の老齢厚生年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月及びその者が被保険者等である日が属する月を除く。）においては、当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号に規定する額に相当する部分の支給を停止する。

2 ※適用しない。

※ 適用しない

第十一条の六 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（

第十一条の四 障害者・長期加入者の老齢厚生年金又は坑内員・船員の老齢厚生年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月及びその者が被保険者等である日が属する月を除く。）においては、当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額に相当する部分の支給を停止する。

2 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者であつて国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものが被保険者等である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）においては、前条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第二号に規定する額（当該老齢厚生年金について、附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を含む。以下この項において「報酬比例部分等の額」という。）につき前条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額と当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分（報酬比例部分等の額につき前条の規定を適用して計算した場合において、報酬比例部分等の額の全額につき支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の全部）の支給を停止するものとする。

3 第一項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項に規定する同条第二項第二号に規定する額及び同項第一号に規定する額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第十一条の六 附則第八条の規定による老齢厚生年金（第四十三条第一項、附則第九条の二第一項から第三項まで又は附則第九条の三及び附

なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項、附則第二十条の二第一項から第三項まで又は第二十条の三の規定によりその額が計算されているもの並びになお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているものうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項又は附則第二十条の二第二項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含むものに限る。）の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、附則第十一条及び第十一条の二の規定にかかわらず、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該退職共済年金につき附則第十一条又は第十一条の二の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第七項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額並びになお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の六を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る

則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、附則第十一条及び第十一条の二の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第十一条又は第十一条の二の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第七項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の六を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る

標準報酬月額額の割合が逡増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

2
5
(適用しない)

標準報酬月額額の割合が逡増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

2 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、附則第十一条の三の規定にかかわらず、その月の当該老齢厚生年金について、前項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による支給停止基準額と前項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第七項において「坑内員・船員の調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

3 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する坑内員・船員の老齢厚生年金については、前項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に満たないときは、加給年金額を除く。）」とする

4 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限る。）が被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における支給停止基準額（同条第二項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一条の三第一項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第十一条の四第二項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第七項において「基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

5 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する坑内員・船員の老齢厚生年金については、前項中「附則第十一条の三第一項」とあるのは「附則第十一条の三第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正

6 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であると

二 当該退職共済年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

7 ※適用しない

8 第一項及び第六項の規定は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「雇用保険法第六十一条の第二項の賃金日額（以下この条において単に「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第六項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

第十三条の五 ※適用しない

前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。

6 附則第八条の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であると

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

7 調整額、坑内員・船員の調整額及び基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

8 前各項の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「雇用保険法第六十一条の二第一項の賃金日額（以下この条において単に「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第六項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

第十三条の五 附則第八条の二各項に規定する者が、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したとき（附則第八条の二第一項又は第二項に規定する者にあつては、前条第一項の請求があつた当時、被保険者でなく、かつ、障害状態にあるとき又はその者の被保険者期間が四十四年以上であるときに限る。）は、当該老齢厚生年金の額

に、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間を基礎として計算した附則第九条の二第二項第一号に規定する額から政令で定める額を減じた額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算する。

- 2 繰上げ調整額については、第四十三条第三項の規定は、適用しない。
- 3 繰上げ調整額（その計算の基礎となる被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された老齢厚生年金の受給権者が、附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月において、当該年齢に達した日の属する月前の被保険者期間の月数（当該月数が四百八十を超えるときは四百八十とする。）が当該繰上げ調整額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該超える月数の被保険者期間を基礎として計算した附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加算した額を繰上げ調整額とするものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- 4 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金の受給権者が、附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を除く。）を第四十三条第三項の規定により改定するときは、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該繰上げ調整額について、当該改定に係る老齢厚生年金の額（繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる被保険者期間の月数（当該月数が四百八十を超えるときは四百八十とする。）から当該繰上げ調整額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を控除して得た月数の被保険者期間を基礎として計算した附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加算するものとし、当該改定と同時に、その額を改定する。

- 5 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、その受給権者が、障害状態に該当しなくなったときは、

6 繰上げ調整額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金は、その受給権者が被保険者等である日が属する月においては、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

7 ※適用しない

8 ※適用しない

9 ※適用しない

その障害状態に該当しない間、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、次の各号のいずれかに該当した場合においては、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間が四十四年以上であること。

二 当該老齢厚生年金が、第七項（第八項において準用する場合を含む。）の規定により、附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金とみなされているものであること。

6 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。次項及び第八項において同じ。）の受給権者が被保険者である間は、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

7 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金の受給権者（坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者に限る。次項において同じ。）が、附則第八条の二第一項又は第二項の表の下欄に掲げる年齢に達した場合において、前条第五項の規定による年金の額の改定が行われたときは、当該改定が行われた月以後においては、当該老齢厚生年金は、前条第八項及び前項の規定の適用については、附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金とみなす。

8 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金の受給権者が、第四十三条第三項の規定による年金の額の改定が行われた場合について準用する。

9 第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、その受給権者が六十五歳に達したときは、同項の規定にかかわらず、その者に係る同項の繰上げ調整額を加算しないものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第十三条の六 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの又はなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもの）のうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。以下この条において同じ。

（）の受給権者（その者が六十五歳に達していないものに限る。）が被保険者等である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、第四十六条第一項の規定にかかわらず、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を除く。）の支給を停止するものとする。

一（四）（略）

第十三条の六 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（その者が六十五歳に達していないものに限る。）が被保険者等である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、第四十六条第一項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二

分の一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

2 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金については、前項中「総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額」とあるのは「総報酬月額相当額と平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金」に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満

3 ※適用しない

4 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち

改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、第一項の規定にかかわらず、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該退職共済年金につき同項の規定を適用した場合における同項の規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第七項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額を除く。）以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額から政令で

たないときは、加給年金額を除く。）とする。

3 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金について準用する。この場合において、附則第七条の四第二項第二号中「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」とあるのは、「附則第十三条の六第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が被

保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき第一項及び第二項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第七項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき。 当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の六を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。 当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が逡増する程度に応じ、百分の六から一定の割

定める額を減じた額を除く。)の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の六を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が逡増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

5 ※適用しない

6 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金

については、次の各号のいずれかに該当するときは、第四項の規定は適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

7 ※適用しない

8 第四項及び第六項の規定は、平成二十四年一元化法附則第六十一条

合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

5 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金については、前項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に満たないときは、加給年金額を除く。）」とする。

6 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

7 調整額を計算する場合に生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

8 第四項から前項までの規定は、附則第十三条の四第三項の規定によ

第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「雇用保険法第六十一条の二第一項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第六項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

(平均給料月額)の改定)

第十七条の四 ※適用しない

老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「雇用保険法第六十一条の二第一項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第六項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

(平均標準報酬月額)の改定)

第十七条の四 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）第六条の規定による改正前の第四十三条第一項（以下この条において「改正前の第四十三条第一項」という。）に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に再評価率を乗じて得た額とする。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項及び平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

6 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地共済施行日前期間の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下この項において「平成十二年地共済改正法」という。）第二十条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給料月額計算の基礎となる掛金の標準となつた給料の額については、同項及び平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年地共済改正法附則第十条第二項の規定にかかわらず、当該旧地共済施行日前期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

※ただし書きは適用しない

7511 (略)

別表（第四十三条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲

255 (略)

6 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。）の平均標準報酬月額計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

7511 (略)

別表（第四十三条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

(表略)

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に

げる期間の区分に应じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者
地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲
げる期間の区分に应じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者
地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に
掲げる期間の区分に应じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた
者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄
に掲げる期間の区分に应じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

八 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 地方公務員共済組合の組
合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に应じて
、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に
应じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に
应じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた
者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分
に应じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率
(表略)

八 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属
する次の表の上欄に掲げる期間の区分に应じて、それぞれ同表の下
欄に掲げる率
(表略)

○平成二十七年経過措置政令第十七条第一項による改正後国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の読替え

（傍線部分は読替部分）

地共済 読替後
読替後（平成六年国年改正法）

附則

（退職共済年金の支給停止に関する経過措置）

第二十一条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「改正前地共済法」という。）附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）附則第二十五条の二第一項から第三項まで、第二十五条の三第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は第二十五条の四第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項の規定によりその額が計算されているもの並びになお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもののうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第

地共済 読替前
読替前（平成六年国年改正法）

附則

（老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第二十一条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が同法附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下この項において「支給停止調整開始額」という。）を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の

二項及び第三項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の第二項、第二十五条の第三項若しくは第五項又は第二十五条の第四項若しくは第五項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含むものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の第二項、第二十五条の第三項若しくは第五項又は第二十五条の第四項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に定める金額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の第二項、第二十五条の第三項若しくは第六項又は第二十五条の第四項若しくは第六項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）と

各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

の合計額が適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下この項において「支給停止調整開始額」という。）を超えるときは、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の第二項、第二十五条の第三項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の第二項第三号に定める金額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

一〇四（略）（不要）

一〇四（略）

2 前項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給するものであって、第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）については、同項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「及び附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「支給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「支給年金額（以下この項において単に「支給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額（支給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額を加えた額に満

3 第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項の規定は、適用しない。

第二十四条 ※適用しない

2 ※適用しない

3 ※適用しない

たないときは、加給年金額を除く。」とする。
3 前二項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、同法第三十条第二項の規定は、適用しない。

第二十四条 厚生年金保険法附則第十一条の四の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）については、適用しない。

2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（附則第七条第二項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

3 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月及びその者が厚生年金保険の被保険者等である日が属する月を除く。）においては、当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額に相当する部分に限り支給を停止する。

一 その額が附則第十八条及び厚生年金保険法附則第九条の規定により計算されているものであり、かつ、その受給権者が女子（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）であつて昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるものであること。

二 その額が附則第十八条及び厚生年金保険法附則第九条の規定によ

平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の五第二項各号のいずれかに該当するもの並びに適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の第二項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の三第十項若しくは第二十五条の四第十項に該当するものであるものに限る。）に限る。）の受給権者であつて国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものが厚生年金保険の被保険者等である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）においては、附則第二十一条及び第二十二條の規定にかかわらず、その月の分の当該退職共済年金について、当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第二号に規定する額（当該退職共済年金について、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第三項、第二十条の三第二項若しくは第五項、第二十五条の二第三項、第二十五条の三第三項若しくは第五項又は第二十五条の四第三項若しくは第五項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を含む。以下この項において「報酬比例部分等の額」という。）につき附則第二十一条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額と当該退職共済年金に係るなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分（報酬比例部分等の額につき附則第二十

り計算されているものであり、かつ、その受給権者が特定警察職員等であつて昭和十六年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であるものであること。

三 その額が附則第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九条の規定により計算されていること。

四 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び同法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二條に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者であつて国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものが厚生年金保険の被保険者等である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）においては、附則第二十一条及び第二十二條の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号に規定する額（当該老齢厚生年金について、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項若しくは第五項又は同法附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を含む。以下この項において「報酬比例部分等の額」という。）につき附則第二十一条（附則第二十二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額と当該老齢厚生年金に係る同法附則第九条の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分（報酬比例部分等の額につき附則第二十一条の規定を適用して計算した場合において、報酬比例部分等の額の全額につき支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の全部）の支給を停止するものとする。

一条の規定を適用して計算した場合において、報酬比例部分等の額の全額につき支給が停止されるときは、当該退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号及び改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

5 ※適用しない

6 なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の五第二項の規定及び第四項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。

第二十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第一項から第三項まで、第二十五条の三第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は第二十五条の四第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項の規定によりその額が計算されているもの並びになお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもののうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額を含むものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この

5 厚生年金保険法附則第十一条の四第三項の規定は、第三項に規定する同法附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項に規定する同条第二項第二号に規定する額及び同項第一号に規定する額を計算する場合について準用する。

6 前三項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、同法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

第二十六条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、附則第二十一条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において単に「支給限度額」という。）を

条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、附則第二十一条の規定にかかわらず、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該退職共済年金につき同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において単に「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第六項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第三項、第二十五条の三第三項若しくは第六項又は第二十五条の四第三項若しくは第六項において準用するなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

（略）

超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第六項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において単に「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の六を乗じて得た額

2 (適用しない)

3 第一項に規定する退職共済年金の受給権者（昭和十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものに限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、同項の規定にかかわらず、その月の分の当該退職共済年金については、同項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該退職共済年金につき附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における支給停止基準額（同条第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一条第一項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第二十四条第四項に規定するなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額（その額に六分

二 前号に該当しないとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が逡増する程度に依り、百分の六から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

2 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する前項に規定する老齢厚生年金については、前項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。

3 第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（昭和十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものに限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金については、第一項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における支給停止基準額（同条第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一条第一項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて

の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額（第六項において「基礎年金を受給する者の調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び加給年金額を除く。）以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

4 (適用しない)

得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額（第六項において「基礎年金を受給する者の調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

4 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する第一項に規定する老齢厚生年金については、前項中「附則第二十一条第一項」とあるのは「附則第二十一条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から

5 第一項に規定する退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、同項及び第三項の規定は適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

※ 適用しない。

7 第一項、第三項及び前項の規定により第一項に規定する退職共済年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項の規定は、適用しない。

8 第一項、第三項及び前三項の規定は、第一項に規定する退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金（以下この条において単に「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において単に「みなし賃金日額」という。）」とあるのは「第六十一条の二第一項の賃金日額（以下この条において単に「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第五項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

9 適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金（その受給権者が附則第二十二条に該当する者であるものに限る。）については、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六の規定は適用せず、第一項、第三項及び第五項から前項までの規定を準用する。この場合において、これらの

老齢厚生年金の額を控除して得た額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。

5 第一項に規定する老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

6 調整額及び基礎年金を受給する者の調整額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

7 第一項から第四項まで及び前項の規定により第一項に規定する老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

8 前各項の規定は、第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金（以下この条において単に「高年齢再就職給付金」という。）の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において単に「みなし賃金日額」という。）」とあるのは「第六十一条の二第一項の賃金日額（以下この条において単に「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第五項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

9 厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二条に該当する者であるものに限る。）については、同法附則第十一条の六の規定は適用せず、前各項の規定を準用する。この場合において、これらの規定に
関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金については、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六の規定は適用せず、第一項及び第五項から第八項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者（昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができ、かつ、当該退職共済年金が附則第二十三条第一項（同条第二項において読み替えられる場合を含む。）に該当するとき（第五項（第八項において読み替えられる場合を含む。）に該当する場合を除く。）は、その月の分の当該退職共済年金については、同条の規定は適用しない。

（適用しない）

（適用しない）

10 次条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、厚生年金保険法附則第十一条の六の規定は適用せず、第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者（昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができ、かつ、当該老齢厚生年金が附則第二十三条第一項（同条第二項において読み替えられる場合を含む。）に該当するとき（第五項（第八項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）は、その月の分の当該老齢厚生年金については、同条の規定は適用しない。

12 前項に規定する場合における第一項、第二項及び第六項から第八項までの規定の適用については、第一項中「当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による支給停止基準額」とあるのは、「当該老齢厚生年金に係る附則第二十三条第一項第二号に掲げる額」と、第二項中「前項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項において読み替えられた同条第一項」と、とあるのは「前項中」と、「額を加えた額」とあるのは「額（以下「代行部分の総額」という。）から代行部分の総額につき改正前の厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額を加えた額」とする。

13 厚生年金保険法附則第十一条の六第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第十五条の三の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律

14 適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六及び前各項（第二項、第四項及び前二項を除く。）の規定は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金（その受給権者が、平成十年四月一日前にその権利を取得したものに限る。）については、適用しない。

第三十号）附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

14 厚生年金保険法附則第十一条の六及び前各項の規定は、改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が、平成十年四月一日前にその権利を取得したものに限る。）については、適用しない。

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>（標準報酬平均額の算定方法） 第三条の四 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における適用する改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた同法第一条の規定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額（以下「標準報酬平均額」という。）は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。</p> <p>一・二二（略）</p>	<p>（標準報酬平均額の算定方法） 第三条の四 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額（以下「標準報酬平均額」という。）は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。</p> <p>一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る法に規定する標準報酬月額（法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつて</p>

2 (略)

(公的年金被保険者総数の算定方法)

第三条の四の二 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数の算定方法については、国民年金法施行令(昭和三十四年政令第八十四号)第四条の四の三の規定を準用する。

(適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額)

は、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。)の合計額の総額(次項第一号において「標準報酬の総額」という。)を、当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者の性別構成及び年齢構成(以下「厚生年金保険の被保険者の性別構成等」という。)を当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより標準報酬月額の等級の区分及び標準賞与額の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額

二 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数(次項第二号において「厚生年金保険の被保険者総数」という。)を合算した数を十二で除して得た数

2 当該年度の前々年度における標準報酬平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

- 一 当該年度の前々年度における標準報酬の総額を厚生労働省令で定めるところにより標準報酬月額の等級の区分及び標準賞与額の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額
- 二 当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者総数を十二で除して得た数

(公的年金被保険者総数の算定方法)

第三条の四の二 法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数の算定方法については、国民年金法施行令(昭和三十四年政令第八十四号)第四条の四の三の規定を準用する。

(法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額)

第三条の六 適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、同項に規定する被保険者である日、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は七十歳以上の使用される者である日が属する月における次に掲げる額の合計額を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額とする。

一（三）（略）

2 適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、前項の月以前の一年間の各月における次に掲げる額の各月ごとの合計額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額の総額とする。

一（三）（略）

第三条の六 法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、同項に規定する被保険者である日、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は七十歳以上の使用される者である日が属する月における次に掲げる額の合計額を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額とする。

一 被保険者又は法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）である日のうち最も遅い日における、被保険者の標準報酬月額又は七十歳以上の使用される者の法第四十六条第二項において準用する法第二十条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額

二 国会議員の歳費月額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第一条の規定により受ける歳費月額をいう。）を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額

三 地方公共団体の議会の議員の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額

2 法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、前項の月以前の一年間の各月における次に掲げる額の各月ごとの合計額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額の総額とする。

一 七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であった者の法第四十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一

(法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額等を算定する場合の標準報酬の決定等に関する規定の技術的読替え)

第三条の六の二 適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第二項において法第二十条から第二十五条までの規定を準用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項に規定する政令で定める給付)

第三条の七 適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項(適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一〇十二 (略)

項に規定する標準賞与額に相当する額

二 国会議員又は国会議員であつた者の期末手当(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二から第十一条の四までの規定により受ける期末手当をいう。)の額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用するものとする額

三 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用するものとする額

(法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額等を算定する場合の標準報酬の決定等に関する規定の技術的読替え)

第三条の六の二 法第四十六条第二項において法第二十条から第二十五条までの規定を準用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(法第四十六条第六項に規定する政令で定める給付)

第三条の七 法第四十六条第六項(法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一〇十二 (略)

(適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率)

第六条の七 適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、当該年度における法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率(次項において「名目手取り賃金変動率」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。

一 法第四十三条の二第三項本文の規定が適用される年度 同条第一項に規定する物価変動率(次項において「物価変動率」という。)

二 法第四十三条の二第三項ただし書の規定が適用される年度 一

2 法第三十四条第一項に規定する調整期間における適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、前項の規定にかかわらず、当該年度における名目手取り賃金変動率に法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率を乗じて得た率とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。

一 法第四十三条の四第四項第一号又は第二号の規定が適用される年度 名目手取り賃金変動率

二 法第四十三条の四第四項第三号の規定が適用される年度 物価変動率(物価変動率が一を上回る場合にあつては、一)

(法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率)

第六条の七 法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、当該年度における法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率(次項において「名目手取り賃金変動率」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。

一 法第四十三条の二第三項本文の規定が適用される年度 同条第一項に規定する物価変動率(次項において「物価変動率」という。)

二 法第四十三条の二第三項ただし書の規定が適用される年度 一

2 法第三十四条第一項に規定する調整期間における法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、前項の規定にかかわらず、当該年度における名目手取り賃金変動率に法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率を乗じて得た率とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。

一 法第四十三条の四第四項第一号又は第二号の規定が適用される年度 名目手取り賃金変動率

二 法第四十三条の四第四項第三号の規定が適用される年度 物価変動率(物価変動率が一を上回る場合にあつては、一)

◎ 平成二十七年経過措置政令第十七条第二項による平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百八十七号。以下「平成十六年厚年経過措置政令」という。）の読替え

（傍線部分は対応部分）

地共済 読替後

（平成二十七年年度における従前額改定率の改定の特例）

第十三条の二 平成二十七年三月三十一日において地方公務員等共済組
合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号
）附則第二条第一項（同項の表第四号に係る部分に限る。）、第二項
（同項の表のうち同項に規定する改正前の平成十二年改正法附則第十
条第二項若しくは第三項又は第十一條第二項若しくは第三項の規定に
より読み替えられた同令附則第二条第三項に規定する改正前の法附則
第十四条の八に係る部分を除く。）、第三項又は第四項の規定の適用
を受けていた者（平成十三年十二月以前の地方公務員共済組合の組合
員期間（以下この項において「組合員期間」という。）を有する者を
除く。）に係る平成二十七年年度における被用者年金制度の一元化等を
図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等
共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公
務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（
平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み
替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平
成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項、第二項、第五項及び
第六項の従前額改定率は、同令第十七条第二項の規定により読み替え
て適用する国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七
年政令第九十二号）第六条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄

地共済 読替前

（平成二十七年年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及
び第二項の従前額改定率の改定の特例）

第十三条の二 平成二十七年三月三十一日において第四条第一項（同項
の表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改
正法の項（平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十
二年改正法附則第二十条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限
る。）若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項（同項の表昭
和十六年改正法附則第七十八条の二の項に係る部分に限る。）の規定
の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の厚生年金保険の被保
険者期間（以下この項において「被保険者期間」という。）を有する
者を除く。）に係る平成二十七年年度における平成十二年改正法附則第
二十一条第一項及び第二項の従前額改定率（次項において「平成二十
七年度従前額改定率」という。）は、国民年金法による改定率の改定
等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）第六条第一項の規定に
かかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、一・〇三二にそ
れぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

に掲げる者の区分に応じ、一・〇三二にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

平成十四年一月以後の組合員期間のみを有する者（平成十五年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。）	〇・九七〇
平成十五年一月以後の組合員期間のみを有する者（平成十七年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。）	〇・九七三
平成十七年一月以後の組合員期間のみを有する者（平成二十二年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。）	〇・九七六
平成二十二年一月以後の組合員期間のみを有する者（平成二十三年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。）	〇・九八〇
平成二十三年一月以後の組合員期間のみを有する者	〇・九八三

平成十四年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九七〇
平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成十七年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九七三
平成十七年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成二十二年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九七六
平成二十二年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成二十三年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九八〇
平成二十三年一月以後の被保険者期間のみを有する者	〇・九八三

平成十六年厚年経過措置政令
読替え後（再掲・参考比較）

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令
（平成十六年政令第二百八十七号）（現行）

（平成二十七年度における従前額改定率の改定の特例）
第十三条の二 平成二十七年三月三十一日において地方公務員等共済組
合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号
）（附則第二条第一項（同項の表第四号に係る部分に限る。）、第二項

（平成二十七年度における従前額改定率の改定の特例）
第七条の三 平成二十七年三月三十一日において附則第二条第一項（同
項の表第四号に係る部分に限る。）、第二項（同項の表のうち改正前
の平成十二年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は第十一条第

(同項の表のうち同項に規定する改正前の平成十二年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は第十一条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた同令附則第二条第三項に規定する改正前の法附則第十四条の八に係る部分を除く。)、第三項又は第四項の規定の適用を受けていた者(平成十三年十二月以前の地方公務員共済組合の組合員期間(以下この項において「組合員期間」という。)を有する者を除く。)に係る平成二十七年政令第三十七号政令第三十七号(平成二十七年政令第三十七号)第十八条の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、同令第十七条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号)第六条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

平成十四年一月以後の組合員期間のみを有する者(平成十五年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。)	〇・九七〇
平成十五年一月以後の組合員期間のみを有する者(平成十七年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。)	〇・九七三
平成十七年一月以後の組合員期間のみを有する者(平成二十二年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。)	〇・九七六

二項若しくは第三項の規定により読み替えられた改正前の法附則第十四条の八に係る部分を除く。)、第三項又は第四項の規定の適用を受けていた者(平成十三年十二月以前の組合員期間がある者を除く。)に係る平成二十七年政令第三十七号政令第三十七号(平成二十七年政令第三十七号)第十八条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

平成十四年十二月以前の組合員期間がある者	〇・九七〇
平成十六年十二月以前の組合員期間がある者(平成十四年十二月以前の組合員期間がある者を除く。)	〇・九七三
平成二十一年十二月以前の組合員期間がある者(平成十六年十二月以前の組合員期間がある者を除く。)	〇・九七六

平成二十二年一月以後の組合員期間のみを有する者（平成二十三年一月以後の組合員期間のみを有する者を除く。）	○・九八〇
平成二十三年一月以後の組合員期間のみを有する者	○・九八三
平成二十二年十二月以前の組合員期間がある者（平成二十一年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	○・九八〇
平成二十三年一月以後の組合員期間がある者（平成二十二年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	○・九八三

○平成二十七年経過措置政令第十七条第二項による国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の読替え

（傍線部分は読替部分）

改正後厚年再評価令
地共済読替後

（平成二十七年年度における改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等）

第四条 平成二十七年年度における改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。

（第四十三条第一項に規定する再評価率については、適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。第六条第一項において「平成二十七年経過措置政令」という。）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）別表を別表第一のとおり読み替えて、適用する改正後厚生年金保険法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。）

別表第一（第四条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 地方公務員共済組合の組合

改正後厚年再評価令【H27.7.28】
地共済読替前

（平成二十七年年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等）

第四条 平成二十七年年度における厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率については、同法別表を別表第一のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。）

別表第一（第四条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属す

員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者
地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者
地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者
地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者
地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者
地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者
地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者
地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄

る次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分

に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

九 昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十一 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十二 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十三 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十四 昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十五 昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

に掲げる率

【表略】

九 昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十一 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十二 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十三 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十四 昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十五 昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十六 昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十七 昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十八 昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十九 昭和二十三年四月二日以後に生まれた者 地方公務員共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

3 平成二十七年
度における適用する改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項に規定する率については、適用する改正後厚生年金保険法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、適用する改正後厚生年金保険法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

別表第三（第四条第三項関係）

（表略）

（平成二十七年
度の四月以後の適用する改正後厚生年金保険法第四十

【表略】

十六 昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十七 昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十八 昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

十九 昭和二十三年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

【表略】

3 平成二十七年
度における厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

別表第三（第四条第三項関係）

（表略）

（平成二十七年
度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支

六条第一項の支給停止調整額及び同法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額の改定)

第五条 平成二十七年の四月以後の適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

2 平成二十七年の四月以後の適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（平成二十七年における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

第六条 平成二十七年における平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。次項において「平成十二年改正法」という。）附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇〇とし、昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八とする。

2 平成十二年改正法附則別表平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあつては、一・二二）とする。

（表略）

給停止調整額及び同法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額の改定)

第五条 平成二十七年の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

2 平成二十七年の四月以後の厚生年金保険法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（平成二十七年における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

第六条 平成二十七年における国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇〇とし、昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八とする。

2 平成十二年改正法附則別表第一平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。

（表略）

○平成二十七年経過措置政令第十八条第一項による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）の読替え

（傍線部分は読替部分）

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>附 則</p> <p>（平成十五年度以後における法による年金である給付等の額の算定に 関する経過措置）</p> <p>第十条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるとき は、なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法 律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十 一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十 四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、被用者年金制度 の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び 地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に 関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年 経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられ た規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同 じ。）第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条 の二第一項から第三項まで（平成二十四年一元化法附則第六十一条第 一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一 元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号 に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法 等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力</p>	<p>附 則</p> <p>（平成十五年度以後における法による年金である給付等の額の算定に 関する経過措置）</p> <p>第十条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるとき は、<u>法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項（昭和六十年 改正法附則第八十八条第二項においてその例による場合を含む。）</u>、第 九十九条の二第一項から第三項まで（昭和六十年改正法附則第三十条 第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第 二十条の二第二項第二号及び第三号（法附則第二十条の三第一項及び 第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び 第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六 条第五項並びに昭和六十年改正法附則第一百四条第二項においてその例に よる場合を含む。）の規定による金額は、これらの規定にかかわらず 、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。</p>

を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。) 附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。) 並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項、平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)をいう。以下同じ。)) 第四十六条第一項並びに平成二十七年経過措置政令第四十七条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号) 附則第二十一条第一項においてその例による場合を含む。) の規定による金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号。第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。) 第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並び

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号。第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。) 第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二

に附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額の計算の基礎となる掛金の標準となった給料の額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の掛金の標準となった給料の額に、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合には、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額（千分の五・四八一）」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十四条第一項

号及び第三号並びに昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額の計算の基礎となる掛金の標準となった給料の額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の掛金の標準となった給料の額に、法第四十四条第二項に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合には、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額（千分の五・四八一）」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る第四十四条第二項に規定する再評価率を乗じて得た掛金の標準となった給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の同項に規定する平均給料月額（以下この条において「再評価率による平均給料月額」という。）の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数（当該

の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の第四十四条第二項に規定する再評価率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の同項に規定する平均給料月額（以下この条において「再評価率による平均給料月額」という。）の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額（千分の一・〇九六）」とあるのは「再評価率による平均給料月額（千分の一・四二五）」と、同号口中「平均給与月額の千分の五・四八一」とあるのは「再評価率による平均給料月額の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額（千分の一・〇九六）」とあるのは「再評価率による平均給料月額（千分の一・四二五）」と、同号口中「平均給与月額の千分の〇・五四八」とあるのは「再評価率による平均給料月額（千分の一・四二五）」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の三・二〇六」とする。

4 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、

月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額（千分の一・〇九六）」とあるのは「再評価率による平均給料月額（千分の一・四二五）」と、同号口中「平均給与月額の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額（千分の一・〇九六）」とあるのは「再評価率による平均給料月額（千分の一・四二五）」と、「平均給与月額（千分の一・四二五）」とあるのは「再評価率による平均給料月額（千分の一・四二五）」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の一・四二五」とあるのは「千分の三・二〇六」とする。

4 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」と

同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号イ中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

5 地方公共団体の長であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定により加算される金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額

二 平成十五年四月一日以後の地方公共団体の長であつた期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額

(略)

(略)

あるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号イ中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

5 地方公共団体の長であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定により加算される金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額

二 平成十五年四月一日以後の地方公共団体の長であつた期間を基礎として法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額

6 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の規定による改正前の法第百二条第一項に規定する平均給料月額額の計算の基礎となる掛金の標準となつた給料の額については、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長であつた期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に、再評価率を乗じて得た額とする。

7 第五項第一号の規定による金額を算定する場合には、第二条の規定による改正前の法第百二条第一項中「地方公共団体の長であつ

8 第五項第二号の規定による金額を算定する場合には、なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項中「地方公共団体の長であつた期間の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後期間」という。）の」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後期間」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た金額を乗じて得た金額」と、第百二条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第二十四条第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付の額については、前条第一項の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法

た期間の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前期間」という。）の」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前期間」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第百三条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第二十四条第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

8 第五項第二号の規定による金額を算定する場合には、法第百二条第一項中「地方公共団体の長であつた期間の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後期間」という。）の」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後期間」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第百三条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第二十四条第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第十一条 法による年金である給付の額については、前条第一項の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき（法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条

律第十八号) 附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。) を乗じて得た金額に満たないとき(なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第四百条第一項並びに附則第二十四条第一項(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)) の規定によりその額が算定される年金である給付にあつては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額と第五項各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に從前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき) は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に從前額改定率を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

(略)

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項(なお効力を有する改正前昭和六十年地共

第一項(法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)) の規定によりその額が算定される年金である給付にあつては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額と第五項各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に從前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき) は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に從前額改定率を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項(昭和六十年改正法附則第八十八条第二項においてその例による場合を含む

濟改正法附則第百八条第二項においてその例による場合を含む。）、第九十九条の二第一項から第三項まで（なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四百条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合には、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共

。）、第九十九条の二第一項から第三項まで（昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号（法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項並びに昭和六十年改正法附則第四百条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合には、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」と、「第四十四条第二項」とあるのは「同法附則第十一条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」と、「附則第十四条の八の表」

済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前組合員期間」と、「第四十四条第二項」とあるのは「同法附則第十一条第三項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」と、「附則第十四条の八の表」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額」の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三四十七号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項の従前額改定率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額（以下この条において「従前額改定率による平均給料月額」という。）の千分の七・五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三日月未満であるときは、三日月）」とあるのは「基

とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額」の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項の従前額改定率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した同法第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額（以下この条において「従前額改定率による平均給料月額」という。）の千分の七・五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三日月未満であるときは、三日月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の一・五」と、同号口中「平均給与月額」の千分の五・四八一」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の七・五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額」の千分の一・五」と、「平均給与月額」の千分の〇・五四八」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額」の千分の〇・七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とする。

準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額」の千分の五・四八一」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の七・五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額」の千分の〇・五四八」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の〇・七五」と、「同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とする。

4 第一項第二号又は第二項の規定による金額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「長期給付」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付」と、「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下同じ。」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とある

4 第一項第二号又は第二項の規定による金額を算定する場合においては、法第四十四条第二項中「長期給付」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百二十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付」と、「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第一号中「千分の五・四八一

のは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号イ(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(i)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(ii)中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の二第二項第二号中「千分

一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「千分の一・〇九六」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「千分の一・一五四」と、「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号イ(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「千分の一・〇九六」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「千分の一・一五四」と、同号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(i)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(ii)中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分

の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

5 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付の額については、なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される年金である給付にあつては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が第一項各号の規定による金額を合算して得た金額と次の各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条第五項の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

（略）

6 平成十五年四月一日以後の地方公共団体の長であつた期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額であるときは、なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の二第四項及び附

の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

5 法による年金である給付の額については、法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が算定される年金である給付にあつては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が第一項各号の規定による金額を合算して得た金額と次の各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条第五項の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間を基礎として第一条の規定による改正前の法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項、附則第十四条の八並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額

6 平成十五年四月一日以後の地方公共団体の長であつた期間を基礎として法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により加算される金額であるときは、法第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項並びに附則第二十四条第一項（法附則第二十四条の二第四項及び附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規

則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定により加算される金額が、前項第二号の規定の例により加算される金額に從前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

7 第五項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第一条の規定による改正前の法第百二条第一項中「地方公共団体の長であつた期間の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前期間」という。）の」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前期間」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第百三条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前期間」と、「第百二条第一項」とあるのは「同法附則第十一条第五項の規定により読み替えられた第百二条第一項」と、「附則第十四条の八の表」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成

定により加算される金額が、前項第二号の規定の例により加算される金額に從前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

7 第五項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第一条の規定による改正前の法第百二条第一項中「地方公共団体の長であつた期間の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前期間」という。）の」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前期間」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第百三条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百二十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「組合員期間」とあるのは「基準日前期間」と、「第百二条第一項」とあるのは「同法附則第十一条第五項の規定により読み替えられた第百二条第一項」と、「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百二十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、附則第二十四条第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

二十七年政令第三百四十七号)第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則別表」と、附則第二十四条第一項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日前期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

8 第五項第二号又は第六項の規定による金額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項中「である者」とあるのは「であり、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「地方公共団体の長であつた期間の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間(平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後期間」という。)」の」と、「給料の額に再評価率」とあるのは「給料の額に再評価率(その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に依りてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。)」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後期間」と、「百分の四十三・八四六に相当する金額」とあるのは「百分の四十六・一五四に相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第百三条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「百分の四十三・八四六」とあるのは「百分の四十六・一五四」と、「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則

8 第五項第二号又は第六項の規定による金額を算定する場合においては、法第百二条第一項中「である者」とあるのは「であり、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三百二十二号)第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者」と、「地方公共団体の長であつた期間の」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間(平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後期間」という。)」の」と、「給料の額に再評価率」とあるのは「給料の額に再評価率(その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に依りてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。)」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後期間」と、「百分の四十三・八四六に相当する金額」とあるのは「百分の四十六・一五四に相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第百三条第一項及び第二項並びに第百四条第一項中「百分の四十三・八四六」とあるのは「百分の四十六・一五四」と、「相当する金額を」とあるのは「相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額を」と、附則第二十四条第一項中「百分の四十三・八四六に相当する金額」とあるのは「百分の四十六・一五四に相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第二十四条第一項中「百分の四十三・八四六に相当する金額」とあるのは「百分の四十六・一五四に相当する金額に、基準日後期間の月数を地方公共団体の長であつた期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

9 (適用除外)

10 (適用除外)

(適用除外)

(略)

(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付の額の改定の特例)

第十一条の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十條第一項若しくは第五項又は前條第一項、第二項、第五項若しくは第六項の規定による年金である給付の受給権を有する者について、適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をい、平成二十七年経過措置政令第十七條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第四十三條の二から第四十三條の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十條第一項又は第五項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

9 平成十六年度における第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

10 第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、毎年度、法第四十四條の三第一項又は第三項（法第四十四條の四第一項に規定する調整期間にあつては、法第四十四條の五第一項又は第四項）の規定

11 前項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

12 前各項に定めるもののほか、平成十五年度以後における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法による年金である給付の額の改定の特例)

第十一条の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十條第一項若しくは第五項又は前條第一項、第二項、第五項若しくは第六項の規定による年金である給付の受給権を有する者について、法第四十四條の二から第四十四條の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十條第一項又は第五項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第四十四条の二（法第四十四条の三から第四十四条の五までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 法第四十四条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第四十四条の三（法第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第四十四条の四（法第四十四条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）。 物価変動率

。 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則別表（附則第六条、附則第十一条関係）

表（略）

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第四十四条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則別表（附則第六条、附則第十一条関係）

表（略）

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、法第四十四条の二第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>附則 (平成十五年以後における障害共済年金の額の算定に関する経過措置) 第二条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前地共済法」という。))をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第一号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。))第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。)による障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金の額については、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年改正法」という。))附則第十条及び第十一条の規定の適用については、平成十二年改正法附則第十条第一項中「合算した金額とする」とあるのは「合算した金額と</p>	<p>附則 (平成十五年以後における障害共済年金の額の算定に関する経過措置) 第二条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する地方公務員等共済組合法(以下「法」という。))による障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金の額については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下「平成十二年改正法」という。))附則第十条及び第十一条の規定の適用については、平成十二年改正法附則第十条第一項中「合算した金額とする」とあるのは「合算した金額とする。この場合において、第二条の規定による改正前の法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号(これらの号に規定する平均給料月額、平成十五年四月前の組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率(法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。以下同じ。))を乗じて得た額に同項に規定する政令で定める数値(以下「手当率」という。))を乗じて得た額の合算額を当該平成十五年四月前の組合員期間の月数で除して得た額とする。))の規定により算定される金額と法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号(これらの号に規定する平均給与月額、平成十五年四月以後の組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率を乗じて得た額に手当率を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を当該平成十五年四月以後の組合員期間の月数で除して得た額とする。))の規定により算定される金額</p>

する。この場合において、第二条の規定による改正前の法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号（これらの号に規定する平均給料月額）は、平成十五年四月前の組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に同項に規定する政令で定める数値（以下「手当率」という。）を乗じて得た額の合算額を当該平成十五年四月前の組合員期間の月数で除して得た額とする。）の規定により算定される金額と法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号（これらの号に規定する平均給与月額）は、平成十五年四月以後の組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率を乗じて得た額に手当率を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を当該平成十五年四月以後の組合員期間の月数で除して得た額とする。）の規定により算定される金額とを合算した金額が国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額。以下この項において「四分の三端数処理後金額」という。）より少ないときは、四分の三端数処理後金額を当該合算した金額とする」と、平成十二年改正法附則第十一条第一項中「金額とする」とあるのは「金額とする。この場合において、第一条の規定による改正前の法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号（これらの号に規定する平均給料月額）は、平成十五年四月前の組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に従前額改定再評価率（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に手当率を乗じて得た額の合算額を当該平成十五年四月前の組合員期間の月数で除して得た額とする。）の規定により算定される金額と法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号（これ

とを合算した金額が国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額。以下この項において「四分の三端数処理後金額」という。）より少ないときは、四分の三端数処理後金額とする」と、平成十二年改正法附則第十一条第一項中「金額とする」とあるのは「金額とする。この場合において、第一条の規定による改正前の法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号（これらの号に規定する平均給料月額）は、平成十五年四月前の組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に従前額改定再評価率（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に手当率を乗じて得た額の合算額を当該平成十五年四月前の組合員期間の月数で除して得た額とする。）の規定により算定される金額と法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号（これらの号に規定する平均給与月額）は、平成十五年四月以後の組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に従前額改定再評価率を乗じて得た額に手当率を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に従前額改定再評価率を乗じて得た額の合算額を当該平成十五年四月以後の組合員期間の月数で除して得た額とする。）の規定により算定される金額とを合算した額に従前額改定率を乗じて得た金額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額。以下この項において「四分の三端数処理後金額」という。）より少ないときは、四分の三端数処理後金額を当該従前額改定率を乗じて得た金額とする」とする。

らの号に規定する平均給与月額、平成十五年四月以後の組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の額に従前額改定再評価率を乗じて得た額に手当率を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に従前額改定再評価率を乗じて得た額の合算額を当該平成十五年四月以後の組合員期間の月数で除して得た額とする。)の規定により算定される金額とを合算した額に従前額改定率を乗じて得た金額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額。以下この項において「四分の三端数処理後金額」という。)より少ないときは、四分の三端数処理後金額を当該従前額改定率を乗じて得た金額とする」とする。

(組合員期間の月数が三百月未満である障害共済年金等の額の算定に
関する経過措置)

第五条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において「法による障害共済年金」という。)について平成十二年改正法附則第十条第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十条第四項の規定により読み替えて適用する法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

2 法による障害共済年金について平成十二年改正法附則第十一条第一

(組合員期間の月数が三百月未満である障害共済年金等の額の算定に
関する経過措置)

第五条 法による障害共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。)について平成十二年改正法附則第十条第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する改正前の法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十条第四項の規定により読み替えて適用する法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

2 法による障害共済年金について平成十二年改正法附則第十一条第一

項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十一條第四項の規定により読み替えて適用する法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（改正前地共済法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除くものとし、その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三月未満であるものに限る。次項において「法による遺族共済年金」という。）について平成十二年改正法附則第十条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する改正前の法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十条第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た金額」とする。

項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十一條第四項の規定により読み替えて適用する法第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「相当する額」とあるのは「相当する額」に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3 法による遺族共済年金（法第九十九条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除くものとし、その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三月未満であるものに限る。次項において同じ。）について平成十二年改正法附則第十条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第三項の規定により読み替えて適用する改正前の法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十条第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

て得た額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

4 法による遺族共済年金について平成十二年改正法附則第十一条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第三項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

5・6 ※適用しない

4 法による遺族共済年金について平成十二年改正法附則第十一条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第三項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十九条の二第一項第一号中「四分の三に相当する金額」とあるのは「四分の三に相当する金額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第二項第一号中「四分の三に相当する額」とあるのは「四分の三に相当する額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

5 法による障害一時金（その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。）について附則第三条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する改正前の法第九十八条各号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する法第九十八条各号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

5 法による障害一時金（その額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満であるものに限る。次項において同じ。）について附則第三条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合においては、同条第二項の規定により読み替えて適用する改正前の法第九十八条各号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する法第九十八条各号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三百月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

(平成十五年以後における障害共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置)

第六条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法第九十五条に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとすればこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとすればこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合には、改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間(平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。)

」と、「掛金の標準となつた給料の額」とあるのは「掛金の標準となつた給料の額に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則第十条第二項に規定する再評価率を乗じて得た額」と、改正前の法第九十五条中「政令で定める金額」とあ

6 法による障害一時金について前条第一項第一号及び第二号の規定による金額を算定する場合には、同条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十八条各号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、同条第三項の規定により読み替えて適用する法第九十八条各号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に、三ヶ月を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

(平成十五年以後における障害共済年金の支給停止額の算定に関する経過措置)

第六条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法第九十五条に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、同条の規定による金額は、同条の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとすればこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとすればこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合には、改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間(平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。)

」と、「掛金の標準となつた給料の額」とあるのは「掛金の標準となつた給料の額に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則第十条第二項に規定する再評価率を乗じて得た額」と、改正前の法第九十五条中「政令で定める金額」とあ

るの「平均給料月額額の千分の〇・三五六二五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」（当該障害共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、法第九十五条中「政令で定める金額」とあるのは「平均給与月額額の千分の〇・二七四に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第七条 法第九十五条に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項並びに平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十五条及び附則第十四条の八の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合には、改正前の

るの「平均給料月額額の千分の〇・三五六二五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」（当該障害共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、法第九十五条中「政令で定める金額」とあるのは「平均給与月額額の千分の〇・二七四に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第七条 法第九十五条に規定する公務等による障害共済年金の同条の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項並びに平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十五条及び附則第十四条の八の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項及び第九十五条の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合には、改正前の

法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）
」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十五条中「政令で定める金額」とあるのは「平均給料月額の千分の〇・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」（当該障害共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十四条の八中「次の表」とあり、及び「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「第四十四条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号）附則第七条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項の規定」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）
」と、「再評価率（改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率）」とあるのは「従前額改定再評価率（平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率」と、「再評価率を」とあるのは「従前額改定再評価率を」と、法第九十五条中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均給与月額の千分の〇・二八八五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と

法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）
」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十五条中「政令で定める金額」とあるのは「平均給料月額の千分の〇・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」（当該障害共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法附則第十四条の八中「次の表」とあり、及び「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「第四十四条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号）附則第七条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項の規定」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）
」と、「再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率）」とあるのは「従前額改定再評価率（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率」と、「再評価率を」とあるのは「従前額改定再評価率を」と、法第九十五条中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「政令で定める金額」とあるのは「平均給与月額の千分の〇・二八八五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、基

、「相当する金額）」とあるのは「相当する金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第九条 法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金の法第九十九条の八の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十九条の八及び附則第十四条の八並びに平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項及び第九十九条の八並びに昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合には、改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）
一と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十九条の八中「相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法

準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

第九条 法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金の法第九十九条の八の規定により支給を停止する額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として改正前の法第四十四条第二項、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十九条の八及び附則第十四条の八並びに平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項及び第九十九条の八並びに昭和六十年改正法附則第十五条第二項及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合には、改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）
一と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法第九十九条の八中「相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）」とあるのは「相当する金額に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、平成十二年改正法第一条の規定による改正前の法

附則第十四条の八中「次の表」とあり、及び「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「第四十四条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項の規定」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「再評価率（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項に規定する再評価率」とあるのは「従前額改定再評価率（平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率」と、「再評価率」とあるのは「従前額改定再評価率」と、法第九十九条の八中「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

（退職共済年金等の額の一般的特例に関する経過措置）

第十条 平成十二年改正法附則第十一条第一項第二号の規定による金額を算定する場合及び前条第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正

附則第十四条の八中「次の表」とあり、及び「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、「第四十四条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項の規定」とする。

3 第一項第二号の規定による金額を算定する場合には、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率」とあるのは「従前額改定再評価率（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率」と、「再評価率」とあるのは「従前額改定再評価率」と、法第九十九条の八中「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」とする。

（退職共済年金等の額の一般的特例に関する経過措置）

第十条 平成十二年改正法附則第十一条第一項第二号の規定による金額を算定する場合及び前条第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条第一項中「附則別表第三」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令

規定を除く。)による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条第一項中「附則別表第三」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第十七号。次項において「平成十五年改正政令」という。)

附則第十条の規定により読み替えられた附則別表第三」と、「新共済法第七十九条第一項」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。次項において「平成十二年改正法」という。)

附則第十一条第四項の規定により読み替えられた新共済法第七十九条第一項と、「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、同条第二項中「附則別表第三の第一欄に掲げる者の」とあるのは「平成十五年改正政令附則第十条の規定により読み替えられた附則別表第三の第一欄に掲げる者の」と、「第九十九条の八」とあるのは「平成十五年改正政令附則第九条第三項の規定により読み替えられた新共済法第九十九条の八」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「であつた者が」とあるのは「であつた者が平成十五年改正政令附則第十条の規定により読み替えられた」と、平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則別表第三中「千分の七・三〇八」とあるのは「千分の七・六九二」と、「千分の〇・三六五」とあるのは「千分の〇・三八五」と、「千分の〇・一八三」とあるのは「千分の〇・一九二」と、「千分の七・二〇五」とあるのは「千分の七・五八五」と、「千分の〇・四二四」とあるのは「千分の〇・四四六」と、「千分の〇・二一二」とあるのは「千分の〇・二二三」と、「千分の七・一〇三」とあるのは「千分の七・四七七」と、「千分の〇・四八二」とあるのは「千分の〇・五〇八」と、「千分の〇・二四二」とあるのは「千分の〇・二五四」と、「千分の七・〇〇一」とあるのは「千分の七・三六九」と、「千分の〇・五三四」とあるのは「千分の〇・五六二」と、「千分の〇・二七一」とあるのは「千分の〇・二八五」と

第十七号。次項において「平成十五年改正政令」という。)

附則第十条の規定により読み替えられた附則別表第三」と、「新共済法第七十九条第一項」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。次項において「平成十二年改正法」という。)

附則第十一条第四項の規定により読み替えられた新共済法第七十九条第一項」と、「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、同条第二項中「附則別表第三の第一欄に掲げる者の」とあるのは「平成十五年改正政令附則第十条の規定により読み替えられた附則別表第三の第一欄に掲げる者の」と、「第九十九条の八」とあるのは「平成十五年改正政令附則第九条第三項の規定により読み替えられた新共済法第九十九条の八」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「であつた者が」とあるのは「であつた者が平成十五年改正政令附則第十条の規定により読み替えられた」と、平成十二年改正法第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則別表第三中「千分の七・三〇八」とあるのは「千分の七・六九二」と、「千分の〇・三六五」とあるのは「千分の〇・三八五」と、「千分の〇・一八三」とあるのは「千分の〇・一九二」と、「千分の七・二〇五」とあるのは「千分の七・五八五」と、「千分の〇・四二四」とあるのは「千分の〇・四四六」と、「千分の〇・二一二」とあるのは「千分の〇・二二三」と、「千分の七・一〇三」とあるのは「千分の七・四七七」と、「千分の〇・四八二」とあるのは「千分の〇・五〇八」と、「千分の〇・二四二」とあるのは「千分の七・三六九」と、「千分の〇・五三四」とあるのは「千分の〇・五六二」と、「千分の〇・二七一」とあるのは「千分の〇・二八五」と、「千分の六・八九八」とあるのは「千分の七・二六二」と、「千分の〇・五八五」とあるのは「千分の〇・六一五」と、「千分の〇・二九二」とあるのは「千分の〇・三〇八

九〇」とあるのは「千分の六・二〇〇」と、「千分の〇・九七九」とあるのは「千分の一・〇三一」と、「千分の〇・四九〇」とあるのは「千分の〇・五一五」と、「千分の五・八〇二」とあるのは「千分の六・一〇八」と、「千分の一・〇〇八」とあるのは「千分の一・〇六二」と、「千分の〇・五〇五」とあるのは「千分の〇・五三一」と、「千分の五・七二二」とあるのは「千分の六・〇二三」と、「千分の一・〇三一」とあるのは「千分の一・〇八五」と、「千分の〇・五一九」とあるのは「千分の〇・五四六」と、「千分の五・六四二」とあるのは「千分の五・九三八」と、「千分の一・〇五二」とあるのは「千分の一・一〇八」と、「千分の〇・五二六」とあるのは「千分の〇・五五四」と、「千分の五・五六二」とあるのは「千分の五・八五四」と、「千分の一・〇七五」とあるのは「千分の一・一三一」と、「千分の〇・五四一」とあるのは「千分の〇・五六九」とする。

・八〇二」とあるのは「千分の六・一〇八」と、「千分の一・〇〇八」とあるのは「千分の一・〇六二」と、「千分の〇・五〇五」とあるのは「千分の〇・五三一」と、「千分の五・七二二」とあるのは「千分の六・〇二三」と、「千分の一・〇三一」とあるのは「千分の一・〇八五」と、「千分の〇・五一九」とあるのは「千分の〇・五四六」と、「千分の五・六四二」とあるのは「千分の五・九三八」と、「千分の一・〇五二」とあるのは「千分の一・一〇八」と、「千分の〇・五一九」とあるのは「千分の〇・五五四」と、「千分の五・五六二」とあるのは「千分の五・八五四」と、「千分の一・〇七五」とあるのは「千分の一・一三一」と、「千分の〇・五四一」とあるのは「千分の〇・五六九」とする。

<p>地共済 読替後</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第百十七条 組合員の資格若しくは短期給付、退職等年金給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項に規定する給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第三号を除く。)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>地共済 読替前</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第百十七条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第三号を除く。)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があったことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。</p>

○平成二十七年経過措置政令第二十五条第一項による改正前地共済法第八十条の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>第八十条 退職共済年金（<u>合算組合員期間</u>（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間並びに平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を合算した期間をいう。以下この項において同じ。）が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十二年未満であったときは、厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八条に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合において当該合算組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十四条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。</p> <p>2／5 (略)</p>	<p>第八十条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十二年未満であったときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十四条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。</p> <p>2／5 (略)</p>

○平成二十七年経過措置政令第三十条第一項による平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後

○平成二十四年一元化法

附則

(老齢厚生年金等の支給の停止に関する特例)

第十三条 (略)

【特退共受給権者が民間に再就職・高在老↓低在老】に準用

2 施行日前において支給事由の生じた附則第六十一条第一項の規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金

の受給権者(附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く。)

が被保険者である日又は国会議員等である日が属する月(施行日の属する月以後の月に限る。)において、次の各号に掲げる場合に応じ

、それぞれ当該各号に定める額が、総報酬月額相当額と適用する改正後厚生年金保険法(附則第六十一条第四項の規定により適用するもの

とされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を

図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等

共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公

務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(

平成二十七年政令第三百四十七号)第十七条第一項の規定により読み

替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする

地共済 読替前

○平成二十四年一元化法

附則

(老齢厚生年金等の支給の停止に関する特例)

第十三条 (略)

【特老厚受給権者が共済に再就職・在老なし↓低在老】

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八

条の規定による老齢厚生年金の受給権者(附則第十五条第一項及び第

十六条に規定する者を除く。)が被保険者である日又は国会議員等で

ある日が属する月(施行日の属する月以後の月に限る。)において、

次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額が、総報

酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する

基本月額(以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」

という。)との合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該

合計額の十分の一に相当する額(その額が、総報酬月額相当額と基本

月額の合計額から三十五万円を控除した額を超えるときは、総報酬月

額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額とする。)に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合に

た場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額を控除した額との合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額（その額が、総報酬月額相当額と当該控除した額の合計額から三十五万円を控除した額を超えるときは、総報酬月額相当額と当該控除した額の合計額から三十五万円を控除した額とする。）に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

一 基本月額が支給停止調整開始額（適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整開始額をいう。以下この号から第四号までにおいて同じ。）以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額（適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整変更額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）以下であるとき 総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき 支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき 総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき 支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

一 基本月額が支給停止調整開始額（改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整開始額をいう。以下この号から第四号までにおいて同じ。）以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額（改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整変更額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）以下であるとき 総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき 支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき 総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき 支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

○平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項による平成二十四年一元化法附則第十四条の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後

○平成二十四年一元化法

附則

【既裁定本退共等+他年金の合算高在老】に準用

第十四条 附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者(附則第十六条に規定する者を除く。)であつて、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十五年十月一日以前に生まれた者に限る。)であるものについて、適用する改正後厚生年金保険法(附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の)の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この項及び次項において同じ。)第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第

地共済 読替前

○平成二十四年一元化法

附則

【本老厚+他年金の合算高在老】

第十四条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者(附則第十六条に規定する者を除く。)であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十五年十月一日以前に生まれた者に限る。)であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合においては、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項中「老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額(当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十四条第一項の規定で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの)に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項(公的年金制度の健

五項の規定を適用する場合には、適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項中「退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定による加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く。以下この項において同じ）」とあるのは「退職共済年金の額」と他の年金との合計額（当該退職共済年金の額と平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの）に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの）に規定する加算額を合算して得た額を除く」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定による加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く。）を十二で除いて得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定による総報酬月額相当額

全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加算額を合算して得た額を除く」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月

と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額から適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前支給停止額」という。）を控除した額の十分の一に相当する額に調整前支給停止額を合算して得た額（以下この項において「支給停止相当額」という。）を超えるときは、支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該退職共済年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国會議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額から改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前支給停止額」という。）を控除した額の十分の一に相当する額に調整前支給停止額を合算して得た額（以下この項において「支給停止相当額」という。）を超えるときは、支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国會議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

○平成二十四年一元化法附則第十四条第一項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替えと、平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替え

(傍線部分は読替部分)

平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条(B)

平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条(A)

<p>読替え後 ③</p> <p>・施行日以後の既裁定本退共の合算高在老(退共を他年金と合算して在老計算)</p>	<p>読替え前 ②</p> <p>・施行日以後の既裁定本退共の高在老</p>	<p>読替え後 ②</p> <p>・施行日以後の既裁定本退共の高在老 (主語と年金名を国共済版に置換え)</p>	<p>読替え前 ①</p> <p>・施行日以後の老齡厚生年金の高在老</p>
<p>(支給停止)</p> <p>第四十六条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(厚生労働省令で定める日を除く。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月</p>	<p>(支給停止)</p> <p>第四十六条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(厚生労働省令で定める日を除く。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月</p>	<p>(支給停止)</p> <p>第四十六条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(厚生労働省令で定める日を除く。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月</p>	<p>(支給停止)</p> <p>第四十六条 老齡厚生年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(厚生労働省令で定める日を除く。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(国会議員又は地方公共団体の議</p>

前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。

次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額と他の年金との合計額（当該退職共済年金の額と平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をい）なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に定める金額なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及びなお効力を有する改正

前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。

次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第一百二条第一項の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する

前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。

次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第一百二条第一項の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する

の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金については、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

前地共済法第八十条の二第四項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加算額を合算して得た額を除く。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額に当該退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く。)を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額以上であるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額以上であるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共

給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額以上であるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により加算される額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く。)の支給を停止するものとする。

給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額以上であるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により加算される額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く。)の支給を停止するものとする。

5	第一項の規定により平成二十四年一元化法	4	前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。	<p>2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の第二項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。</p>
5	第一項の規定により平成二十四年一元化法	4	前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。	<p>2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の第二項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。</p>
5	第一項の規定により平成二十四年一元化法	4	(略)	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
5	第一項及び前項の規定により老齢厚生年金の	4	前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。	<p>2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の第二項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。</p>

<p>附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。</p> <p>6 なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金については、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。</p>	<p>附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。</p> <p>6 なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金については、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当</p>	<p>附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。</p> <p>6 なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金については、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当</p>	<p>全部又は一部の支給を停止する場合においては、第三十六条第二項の規定は適用しない。</p> <p>6 第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。</p>
---	--	--	---

○平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条（A）と、平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条（B）の比較表

（傍線部分はAによる読替部分、波線部分はBによる読替部分）

<p>平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条（B）</p> <p>（再掲）</p>	<p>読替え後</p> <p>・施行日以後の既裁定本退共の合算高在老 （退共を他年金と合算して在老計算）</p>	<p>読替え前</p> <p>・施行日以後の既裁定本退共の高在老</p>	<p>読替え後</p> <p>・施行日以後の老齢厚生年金の合算高在老 （老厚を他年金と合算して在老計算）</p>
<p>読替え後</p> <p>（支給停止）</p> <p>第四十六条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件</p>	<p>読替え前</p> <p>（支給停止）</p> <p>第四十六条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件</p>	<p>読替え後</p> <p>（支給停止）</p> <p>第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準</p>	<p>読替え前</p> <p>（支給停止）</p> <p>第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準</p>

に該当する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。)については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。)及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額と他の年金との合計額(当該退職共済年金の額と平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をい)、なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に定める金額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定

に該当する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。)については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。)及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第二百二条第一項の規定により加算される額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整額を

賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。)については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。)及び老齢厚生年金等の額の合計額(当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとし

賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。)については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。)及び老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部(同条第四項に規定する加算額を除く。)の支給を停止するものと

する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第二百一条第一項の規定により加算される額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く。
。）の支給を停止するものとする。

2～6 (略)

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項の規定により平成二十四年一元化法

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項の規定により老齢厚生年金の全部又

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項の規定により老齢厚生年金の全部又

	<p>附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、なお効力を有する改正前国共済法第七十三条第二項の規定は適用しない。</p> <p>6 なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。</p>
<p>は一部の支給を停止する場合においては、第三十六条第二項の規定は適用しない。</p>	<p>6 第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。</p>
<p>は一部の支給を停止する場合においては、第三十六条第二項の規定は適用しない。</p>	<p>6 第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。</p>

○平成二十四年一元化法附則第十四条第一項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替えと、平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項により読み替えて準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替え

(傍線部分は読替部分)

平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条(B)

【地共済】

読 替 え 後

・ 施行日以後の既裁定本退共の合算高在老(退共を他年金と合算して在老計算)

(支給停止)

第四十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(厚生労働省令で定める日を除く。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。))については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。)及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額~~と他の年金との合計額(当該退職共済年金の額と平成二十七年経過措置政令第三十五条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一~~

読 替 え 前

・ 施行日以後の既裁定本退共の高在老

(支給停止)

第四十六条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(厚生労働省令で定める日を除く。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。))については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。)及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項の規定により加算される額)なお効力を有する改正前地共済法第八十条第

元化法附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に定める金額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加算額を合算して得た額を除く。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額に当該退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する加給年金額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く。)を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額以上であるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第二百二条第一項の規定により加算される額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く。)の支給を停止するものとする。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

一項に規定する加給年金額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十六条の規定による退職共済年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額以上であるときは、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法第二百二条第一項の規定により加算される額並びになお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項の規定による加算額を除く。)の支給を停止するものとする。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。

6 なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金については、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。

6 なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法第七十八条の規定による退職共済年金については、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当

○平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項による平成二十四年一元化法附則第十五条の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後

○平成二十四年一元化法

附則

【特退共+他年金の合算低在老】に準用

第十五条 附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法(同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法をいう。以下この項において同じ。))第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもののうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。)の受給権者であつて、改正後厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)であるものについて、適用する改正後厚生年金保険法(附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。)附則第十一条第一項の規定を適用する場合には、

地共済 読替前

○平成二十四年一元化法

附則

【特老厚+他年金の合算低在老】

第十五条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、同条第一項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「と老齢厚生年金等の合計額(附則第八条の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。)」と、「定める額に」とあるのは「定める額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

同項中「の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ）」とあるのは「の合計額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。）と平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう」と、「定める額に」とあるのは「定める額に当該退職共済年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数乗じて得た額に」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読み替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定その他の政令で定める規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前特例支給停止額」という。）を控除した額（以下この項において「調整前老齢厚生年金等合計額」という。）の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特例支給停止相当額」という。）を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該退職共済年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、前項の規定により読み替えられた同条第

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定その他の政令で定める規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前特例支給停止額」という。）を控除した額（以下この項において「調整前老齢厚生年金等合計額」という。）の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特例支給停止相当額」という。）を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める

一項各号に定める額が調整前老齢厚生年金等合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特定支給停止相当額」という。）を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該退職共済年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き改正後厚生年金保険法第二十七条に規定する被保険者（昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

額が調整前老齢厚生年金等合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特定支給停止相当額」という。）を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

○平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条(A)と、平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条(B)の比較表
(傍線部分はAによる読替部分、波線部分はBによる読替部分)

<p>平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条(B)</p>	<p>読替え後 ③</p> <p>・施行日以後の既裁定特退共の高在老 (退共を他年金と合算して在老計算)</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条(A)</p>	<p>読替え前 ①</p> <p>・施行日以後の特老厚の高在老</p>
<p>読替え後 ②</p> <p>・施行日以後の既裁定特退共の高在老</p>	<p>読替え前 ②</p> <p>・施行日以後の既裁定特退共の高在老</p>	<p>読替え後 ②</p> <p>・施行日以後の既裁定特退共の高在老 (主語と年金名を地共済版に置換え)</p>	<p>読替え前 ①</p> <p>・施行日以後の特老厚の高在老</p>
<p>第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもの)のうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。)の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次条第一項及び第二項並び</p>	<p>第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもの)のうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。)の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次条第一項及び第二項並び</p>	<p>第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもの)のうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。)の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次条第一項及び第二項並び</p>	<p>第十一条 附則第八条の規定による老齢厚生年金(第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているもの)に限る。第五項において同じ。)の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の第三項、第十一条の四第一項及び第二項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。)が属する月において、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給</p>

に附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額と退職共済年金の合計額（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。）と平成二十七年経過措置政令第一七〇条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額に当該退職共済年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

に附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額と退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

に附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額と退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

るときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

一 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控

<p>4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>5 ※適用しない</p>	<p>4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>5 ※適用しない</p>	<p>4 第一項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>5 ※適用しない</p>	<p>4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>5 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、第一項中「老齢厚生年金の額」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額を」とする。</p>
---	---	---	---

○平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条(A)と、平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条(B)の比較表

(傍線部分はAによる読替部分、波線部分はBによる読替部分)

<p>平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条(B)</p> <p>(再掲)</p>	<p>読替え後</p> <p>・施行日以後の既裁定特退共の合算高在老 (退共を他年金と合算して在老計算)</p>	<p>読替え前</p> <p>・施行日以後の既裁定特退共の高在老</p>	<p>読替え後</p> <p>・施行日以後の特老厚の合算高在老 (老厚を他年金と合算して在老計算)</p>
<p>平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条(B)</p>	<p>読替え前</p> <p>・施行日以後の特老厚の高在老</p>	<p>読替え後</p> <p>・施行日以後の特老厚の合算高在老 (老厚を他年金と合算して在老計算)</p>	<p>読替え前</p> <p>・施行日以後の特厚老の高在老</p>
<p>第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもの)のうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。)</p> <p>の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限</p>	<p>第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもの)のうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。)</p> <p>の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限</p>	<p>第十一条 附則第八条の規定による老齢厚生年金(第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。第五項において同じ。)の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。)が属する月において、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金等の額の合計額(附則第</p>	<p>第十一条 附則第八条の規定による老齢厚生年金(第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。第五項において同じ。)の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。)が属する月において、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額を十二で除して得た</p>

る。)である日(次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の第三項、第十一条の第四項及び第二項、第十三条の第五項並びに第十三条の第六項において「被保険者等である日」という。)が属する月において、その者の総報酬月額相当額と退職共済年金の合計額(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。))と平成二十七年経過措置政令第17②条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該退職共済年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、

る。)である日(次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の第三項、第十一条の第四項及び第二項、第十三条の第五項並びに第十三条の第六項において「被保険者等である日」という。)が属する月において、その者の総報酬月額相当額と退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。))を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。)(の支給を停止するものとする。

八条の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十五条第一項の政令の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た額を乗じて得た額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

一 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬

	<p>支給停止調整変更額を当該乗じて得た額に改定する。</p> <p>4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>5 ※適用しない</p>
	<p>支給停止調整変更額を当該乗じて得た額に改定する。</p> <p>4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>5 ※適用しない</p>
<p>支給停止調整変更額を当該乗じて得た額に改定する。</p> <p>4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>5 被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、第一項中「老齢厚生年金の額を」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額を」とする。</p>	<p>支給停止調整変更額を当該乗じて得た額に改定する。</p> <p>4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>5 被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、第一項中「老齢厚生年金の額を」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額を」とする。</p>
<p>支給停止調整変更額を当該乗じて得た額に改定する。</p> <p>4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>5 被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、第一項中「老齢厚生年金の額を」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額を」とする。</p>	<p>支給停止調整変更額を当該乗じて得た額に改定する。</p> <p>4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>5 被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、第一項中「老齢厚生年金の額を」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額を」とする。</p>

○平成二十四年一元化法附則第十五条第一項による改正後厚生年金保険法附則第十一条の読替えと、平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項により読み替えて準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項による改正後厚生年金保険法附則第十一条の読替え

(傍線部分は読替部分)

【地共済】

平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用するものとされた改正後厚生年金保険法附則第十一条(再掲)

読 替 え 後

読 替 え 前

第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもの)のうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。)の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。)が属する月において、その者の総報酬月額相当額と退職共済年金の合計額(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。)と平成二十七年経過措置政令第三十六条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額に当該退職共済年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準

第十一条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定によりその額が計算されているもの及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項の規定によりその額が計算されているもの)のうち当該額がなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項の規定により計算した額を含むものに限る。)の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)である日(次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。)が属する月において、その者の総報酬月額相当額と退職共済年金の額(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の分の当該退職共済年金について、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。)の支給を停止するものとする。

額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が退職共済年金の額以上であるときは、退職共済年金の全部(なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四号第一項に規定する特例加算額を除く。)の支給を停止するものとする。

一 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

2 前項の支給停止調整開始額は、二十八万円とする。ただし、二十八万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が二十八万円(この項の規定による支給停止調整開始額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整開始額を当該乗じて得た額に改定する。

3 第一項各号の支給停止調整変更額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整変更額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年

一 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

2 前項の支給停止調整開始額は、二十八万円とする。ただし、二十八万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が二十八万円(この項の規定による支給停止調整開始額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整開始額を当該乗じて得た額に改定する。

3 第一項各号の支給停止調整変更額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整変更額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年

度の四月以後の支給停止調整変更額を当該乗じて得た額に改定する。

4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。

5 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、第一項中「老齢厚生年金の額を」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額を」とする。

度の四月以後の支給停止調整変更額を当該乗じて得た額に改定する。

4 第二項ただし書の規定による支給停止調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による支給停止調整変更額の改定の措置は、政令で定める。

5 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、第一項中「老齢厚生年金の額を」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金」とする。

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替え

【①の1旧法年金（退年・通退年）・65歳以上・自制度】

（傍線部分は対応部分）

地共済 読替後

（支給停止）

第四十六条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この項において「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この項及び第五項において「旧地共済法」という。）による退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）が第三号厚生年金被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き地方公務員共済組合の組合員である者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつて

地共済 読替前

（支給停止）

第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）は、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と

改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「なお効力を有する改正前地共済法」という。）附則第二十条の二第二項の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下この項において「なお効力を有する改正前地共済法」という。）第十三条の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年地共済改正法（以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額に限る。）を除く。）の支給を停止するものとする。

基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

2
4 (略)

3 (略)

4 (略)

5 第一項の規定により旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、旧地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の第二項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項及び前項の規定により老齡厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、第三十六条第二項の規定は適用しない。

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第二項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替え【①の2旧法年金(減退年)・65歳以上・自制度】

(傍線部分は読替部分)
(波線部分は当然準用)

地共済 読替後

(支給停止)

第四十六条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下この項において「昭和六十年地共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号。以下この項及び第五項において「旧地共済法」という。)による減額退職年金の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)が第三号厚生年金被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(厚生労働省令で定める日を除く。)又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き地方公務員共済組合の組合員である者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(以下「総報酬月額相当額」という。)及び当該減額年金の額のうちその算定の基礎となつて地方公務員共済組合の組合員であつた期間を基礎として被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項において「なお効力を有する改正前地共済法」という。)附則第二十条の二第二項の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等

地共済 読替前

(支給停止)

第四十六条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下この項において「昭和六十年地共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号。以下この項及び第五項において「旧地共済法」という。)による退職年金又は通算退職年金の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)が第三号厚生年金被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(厚生労働省令で定める日を除く。)又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き地方公務員共済組合の組合員である者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(以下「総報酬月額相当額」という。)及び当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつて地方公務員共済組合の組合員であつた期間を基礎として被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項において「なお効力を有する改正前地共済法」という。)附則第二十条の二第二項の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規

共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号。以下この項において「なお効力を有する改正前地共済施行法」という。）第十三条の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年地共済改正法（以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第八条及び第十五条の規定の例により計算した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額を除く。）から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に同じ政令で定める額を控除して得た額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該退職年金又は通算退職年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が在職中支給基本額以上であるときは、旧地共済法による減額退職年金の全部（当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額に限る。））とあるのは「額に限る。」から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に同じ同号に掲げる額に相当する額から減ずる額として政令で

定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号。以下この項において「なお効力を有する改正前地共済施行法」という。）第十三条の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年地共済改正法（以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第八条及び第十五条の規定の例により計算した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額を除く。）以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）を十二で除して支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該退職年金又は通算退職年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が在職中支給基本額以上であるときは、旧地共済法による退職年金又は通算退職年金の全部（当該退職年金又は通算退職年金の額のうちその算定の基礎となつている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額に限る。）を除く。）の支給を停止するものとする。

定める額を控除して得た額を除く。)の支給を停止するものとする。

2 4 (略)

5 第一項の規定により旧地共済法による減額退職年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、旧地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の第二項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至った場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項及び前項の規定により老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、第二十六条第二項の規定は適用しない。

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第三項による改正後厚生年金保険法第四十六条の読替え【③旧法年金（退年・減退年・通算退職年金）・55歳以上・他制度】

（傍線部分は読替部分）

地共済 読替後

（支給停止）

第四十六条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五項において「旧地共済法」という。）による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限り、地方公務員共済組合の組合員を除く。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とす

地共済 読替前

（支給停止）

第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と

る。以下「総報酬月額相当額」という。）及び当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額に百分の四十五を乗じて得た額（以下この項において「停止対象年金額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が当該停止対象年金額以上であるときは、停止対象年金額に相当する額の支給を停止するものとする。

2 ※適用しない

3 (略)

4 (略)

5 第一項の規定により旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、旧地共済法第七十五条第二項の規定は適用しない。

基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の第二項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至った場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項及び前項の規定により老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、第三十六条第二項の規定は適用しない。

6

※適用しない

6

第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第四項による改正後国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条の読替え【②の1旧法年金（退年）・65歳未満・自制度】

（傍線部分は読替部分）

地共済 読替後

附則

（退職年金の支給停止に関する経過措置）

第二十一条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この項において「昭和三十九年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下この項及び第三項において「旧地共済法」という。）による退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が第三号厚生年金被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と当該退職年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる地方公務員共済組合の組合員であつた期間を基礎として平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「なお効力を有する改正前地共済法」という

地共済 読替前

附則

（老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第二十一条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が同法附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下この項において「支給停止調整開始額」という。）を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の

。附則第二十条の二第二項の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）以下この項において「なお効力を有する改正前地共済施行法」という。）第十三条の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年地共済改正法（以下この項において「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下この項において「支給停止調整開始額」という。）を超えるときは、その月の分の当該退職年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が在職中支給基本額以上であるときは、旧地共済法による退職年金の全部（当該退職年金の額のうちその算定の基礎となっている組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項の規定、なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第八条及び第十五条の規定の例により算定した額（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額に相当する額に限る。）を除く。）の支給を停止するものとする。

各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一〇四 (略)
※適用しない

3 第一項の規定により旧地共済法による退職年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、旧地共済法第七十五条第二項の規定は、適用しない。

一〇四 (略)

2 前項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給するものであって、第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)については、同項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「及び附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額(以下この項において単に「加給年金額」という。)を除く。以下この項において「基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)以上」と、「全部」とあるのは「全部(支給停止基準額が、基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。)」とする。

3 前二項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、同法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第五項による改正後国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条の読替え【②の2旧法年金（減退年）・65歳以上・自制度】

（傍線部分は読替部分）
（波線部分は当然準用）

地共済 読替後

附則

（減額退職年金の支給停止に関する経過措置）

第二十一条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この項において「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下この項及び第三項において「旧地共済法」という。）による減額退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が第三号厚生年金被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と当該減額退職年金の額のうちその算定の基礎となつている組合員期間を基礎として平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項にお

地共済 読替前

附則

（退職年金の支給停止に関する経過措置）

第二十一条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この項において「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下この項及び第三項において「旧地共済法」という。）による退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が第三号厚生年金被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と当該退職年金の額のうちその算定の基礎となつている組合員期間を基礎として平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項にお

る額として政令で定める額を控除して得た額を除く。)の支給を停止するものとする。

一〇四 (略)

※ 適用しない

3 第一項の規定により旧地共済法による退職年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、旧地共済法第七十五条第二項の規定は、適用しない。

一〇四 (略)

2 前項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給するものであって、第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)については、同項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「及び附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額(以下この項において単に「加給年金額」という。)を除く。以下この項において「基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)以上」と、「全部」とあるのは「全部(支給停止基準額が、基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。)」とする。

3 前二項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、同法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

○平成二十七年経過措置政令第四十七条第六項による改正後国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条の読替え
 【④旧法年金（退年・減退年）・65歳未満・他制度】

（傍線部分は読替部分）

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>附則 （退職年金又は減額退職年金の支給停止に関する経過措置） 第二十一条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八十号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三項において「旧地共済法」という。）による退職年金又は減額退職年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）が第一号厚生年金被保険者若しくは第四号厚生年金被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この項において「改正後厚生年金保険法」という。）第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と当該退職年金又は減額退職年金の額に百分の九十を乗じて得た額（以下この項において「停止対象年金額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）</p>	<p>附則 （老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置） 第二十一条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が同法附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下この項において「支給停止調整開始額」という。）を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の</p>

（）との合計額が改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下この項において「支給停止調整開始額」という。）を超えるときは、その月の分の当該退職年金又は減額退職年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が当該停止対象年金額以上であるときは、停止対象年金額の支給を停止するものとする。

一〜四 （略）

2 ※適用しない

3 第一項の規定により旧地共済法による退職年金又は減額退職年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、旧地共済法第七十五条第二項の規定は、適用しない。

各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一〜四 （略）

2 前項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給するものであって、第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）については、同項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「及び附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において単に「加給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする」。

3 前二項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、同法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

○平成二十七年経過措置政令第百十六条第一項による改正後地共済法第八十条の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>(併給の調整) 第八十条 次の各号に掲げる退職等年金給付(第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。)の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。</p>	<p>(併給の調整) 第八十条 次の各号に掲げる退職等年金給付(第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。)の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。</p>
<p>一 退職年金 公務障害年金を受けるとき。 二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けるとき。 三 公務遺族年金 公務障害年金を受けるとき。</p>	<p>一 退職年金 公務障害年金を受けるとき。 二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けるとき。 三 公務遺族年金 公務障害年金を受けるとき。</p>
<p>2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。次項及び第四項において「平成二十四年一元化法」という。)附則第六十一条の二第一項又は第二項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付又は同項各号に掲げる年金(次項及び第四項において「退職等年金給付等」という。)の受給権者は、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。</p>	<p>2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。</p>
<p>3 現にその支給が行われている退職等年金給付等が平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第一項又は第二項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付等に係る前項の申請がなされな</p>	<p>3 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされな</p>

職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付等については、平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。

5 第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。

5 第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>(年金の支払の調整)</p> <p>第八十二条 退職等年金給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者が他の退職等年金給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。</p> <p>2 退職等年金給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として退職等年金給付が支払われたときは、その支払われた退職等年金給付は、その後に支払うべき退職等年金給付の内払とみなすことができる。退職等年金給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職等年金給付が支払われた場合における当該退職等年金給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p> <p>3 第九十一条第三項前段又は第九十二条第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、公務障害職域加算額等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額又は同法附則第六十一条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものをいう。以下この項において同じ。）の支給を受けるときは、その支払われた一時金は、その後に支払うべき公務障害職域加算額等</p>	<p>(年金の支払の調整)</p> <p>第八十二条 退職等年金給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者が他の退職等年金給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。</p> <p>2 退職等年金給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として退職等年金給付が支払われたときは、その支払われた退職等年金給付は、その後に支払うべき退職等年金給付の内払とみなすことができる。退職等年金給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職等年金給付が支払われた場合における当該退職等年金給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p> <p>3 第九十一条第三項前段又は第九十二条第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、公務障害年金の支給を受けるときは、その支払われた一時金は、その後に支払うべき公務障害年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額の限度において、当該支給期月において支払うべき公務障害年金の内払とみなす。</p>

の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額の限度において、当該支給期月において支払うべき公務障害年金の内払とみなす。

<p style="text-align: center;">地共済 読替後</p>	<p style="text-align: center;">地共済 読替前</p>
<p>(遺族に対する一時金)</p> <p>第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）の二分の一に相当する金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）</p> <p>二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額</p> <p>三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合 その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額</p> <p>2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続き組合員期間を有</p>	<p>(遺族に対する一時金)</p> <p>第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）の二分の一に相当する金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）</p> <p>二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額</p> <p>三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合 その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額</p> <p>2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続き組合員期間を有</p>

する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務死亡職域加算額等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額又は同法附則第六十一条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものをいう。以下この項において同じ。）を受けるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務死亡職域加算額等のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。

する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。

○平成二十七年経過措置政令第一百七十七条第一項による改正前地共済法第八十七条及び第九十条の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後

○地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法)

(障害共済年金の額)

第八十七条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 平均給与月額^{の千分の五・四八一に相当する額}に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間(以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。)、平成二十四年(以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。)、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間(以下「追加費用対象期間」という。)及び厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間(同法第四十七条第一項に規定する障害認定日の属する月後における被保険者期間及び平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。以下同じ。)とを合算した期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)

- 二 平均給与月額^{の千分の一・〇九六に相当する額}に旧地方公務員共済組合員期間、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間とを合算した期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三

地共済 読替前

○地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法)

(障害共済年金の額)

第八十七条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 平均給与月額^{の千分の五・四八一に相当する額}に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)

- 二 平均給与月額^{の千分の一・〇九六に相当する額}に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の

（百月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。）による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給与月額千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二三）に相当する額（組合員期間の月数が三百月を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）を加えた額）

3 5 (略)

(二以上の障害がある場合の取扱い)

第九十条 障害共済年金の受給権者に対して更に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（初診日が第三号厚生年金被保険者期間にあるもの）に限りその権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。次項において同じ。）を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十四条に規定する障害の程度として同条

百分の百二十五に相当する額）

2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。）による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給与月額千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二三）に相当する額（組合員期間の月数が三百月を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均給与月額の千分の一・〇九六に相当する額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）を加えた額）

3 5 (略)

(二以上の障害がある場合の取扱い)

第九十条 障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十四条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

の規定を適用する。

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、その額が、その者の公務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について第八十七条第二項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ第八十七条第一項、第三項及び第五項の規定により旧地方公務員共済組合員期間と追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として算定されるべき障害共済年金の額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害についてこれらの規定により算定されるべき障害共済年金の額を控除した額

3
3
7
(略)

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらな

い障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、その額が、その者の公務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について第八十七条第二項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ第八十七条第一項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害についてこれらの規定により算定されるべき障害共済年金の額を控除した額

3
3
7
(略)

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>第九十一条 障害共済年金の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。次項において同じ。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が厚生年金保険法による障害厚生年金（初診日が同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。）に限る。）を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第九十一条 障害共済年金の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。次項において同じ。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。</p> <p>2 障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき（当該併合されたこれらの規定に規定するその他障害が第八十九条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。</p>

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>(経過的長期給付組合積立金等資金の管理及び運用) 第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、経過的長期給付組合積立金等資金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金及びその他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金をいう。以下この条において同じ。）の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 十 (略) 2</p>	<p>(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用) 第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びにこれらの有価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第六号及び次項において「標準物」という。）の売買</p> <p>二 預金又は貯金（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣が定めるものに限る。）</p> <p>三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するもの</p>

に限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて組合が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取引業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け

六 次に掲げる権利の取得又は付与

イ 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

ロ 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一 組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2 (略)

3 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金、退職等年金給付組合積立金等資金及び経過的長期給付組合積立金等資金を合同して管理及

二 第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付をいう。）に係る経理単位に対するものを、経過的長期給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2 前項の規定により同項第一号に掲げる有価証券（国債証券、地方債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

3 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、組合の経過的長期給付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

4 前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。 2

○平成二十七年経過措置政令第四百七十七条第二項による改正後地共済令第十六条の二及び第十六条の三の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>(経過的長期給付調整積立金等資金の管理及び運用)</p> <p>第十六条の二 地方公務員共済組合連合会は、経過的長期給付調整積立金等資金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。))附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金及びその他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金をいう。以下この条において同じ。)の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一・二 (略) 2</p> <p>三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。</p>	<p>(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用)</p> <p>第十六条の二 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。)は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券(同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。))並びにこれらの有価証券に係る標準物(同条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第六号及び次項において「標準物」という。)の売買</p> <p>二 預金又は貯金(年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣が定めるものに限る。)</p> <p>三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。</p>

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて地方公務員共済組合連合会が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四 全ての組合の組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

五 九 （略）

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて組合が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取引業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二三号に掲げる者に対する貸付け

六 次に掲げる権利の取得又は付与

イ 金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

ロ 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、

- 十 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れに対する資金の貸付け
- 十一 組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金にあつては地方の組合の経過的長期給付（平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付をいう。以下この条において同じ。）に係る経理単位に対するものを、経過的長期給付調整積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理単位に対するものを除く。）
- （略）

その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一 組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2 前項の規定により同項第一号に掲げる有価証券（国債証券、地方債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付調整積立金等資金、退職等年金給付調整積立金等資金及び経過的長期給付調整積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、地方公務員共済組合連合会の経過的長期給付調整積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(資金の運用に関する契約)

第十六条の三 地方公務員共済組合連合会は、前二条の業務上の余裕金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び地方公務員共済組合連合会と締結した契約その他の規程を遵守し、地方公務員共済組合連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

- 一 第十六条第一項第三号及び前条第一項第三号に掲げる信託の契約
- 二 前条第一項第三号に規定する投資一任契約
- 三 第十六条第一項第六号及び前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

3 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(資金の運用に関する契約)

第十六条の三 組合は、前二条の業務上の余裕金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

- 一 第十六条第一項第三号及び前条第一項第三号に掲げる信託の契約
- 二 前条第一項第三号に規定する投資一任契約
- 三 第十六条第一項第六号及び前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

○平成二十七年経過措置政令第五十二条による改正後地共済令第三十条の六の読替え

(網掛部分は当然準用)
(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後

(国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出)

第三十条の六 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、当該事業年度における経過的長期給付に係る拠出金の見込額として平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項の規定の例により算定した額(次項において「地方の経過的長期給付に係る概算拠出金の額」という。)を、総務省令の定めるところにより、国家公務員共済組合連合会(国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下この条及び第四十四条の三において同じ。)に拠出するものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度における地方の経過的長期給付に係る概算拠出金の額が平成二十四年一元化法附則第七十六条第一項の規定により算定した当該事業年度における地方公務員共済組合連合会が拠出すべき経過的長期給付に係る拠出金の額に満たないときは、その満たない額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。ただし、当該翌々事業年度において被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第四百八条において準用する国共済令第二十八条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が地方公務員共済組合連合会に拠出することとなる額(以下この項及び次項

地共済 読替前

(国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出)

第三十条の六 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、当該事業年度における財政調整拠出金の見込額として法第百十六条の三第一項(第四号を除く。)の規定の例により算定した額(次項において「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」という。)を、総務省令の定めるところにより、国家公務員共済組合連合会(国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下この条及び第四十四条の三において同じ。)に拠出するものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度における地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額が法第百十六条の三第一項(第四号を除く。)の規定により算定した当該事業年度における地方公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額に満たないときは、その満たない額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国家公務員共済組合法施行令第二十八条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が地方公務員共済組合連合会に拠出することとなる額(以下この項及び次項において「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」という。)がある場合にあつては、当該満たない額を国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

において「国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額」という。）がある場合にあつては、当該満たない額を国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

3 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度における国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額が平成二十四年一元化法附則第五十条第一項の規定により算定した当該事業年度における国家公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額を超えるときは、その超える額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額がある場合にあつては、当該超える額を国の経過的長期給付に係る概算拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。

4・5 (略)

3 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度における国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額が国家公務員共済組合法第百二条の三第一項（第四号を除く。）の規定により算定した当該事業年度における国家公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額を超えるときは、その超える額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額がある場合にあつては、当該超える額を国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。

4 前三項の規定は、法第百十六条の三第一項第四号の規定による国家公務員共済組合連合会に対する退職等年金給付に係る財政調整拠出金の拠出について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	を除外	に係る部分に限る
地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	地方の厚生年金給付概算財政調整拠出金の額	地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額
地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	地方の厚生年金給付概算財政調整拠出金の額	地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額
国を除外	国を除外	に係る部分に限る
国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	国の厚生年金給付概算財政調整拠出金の額	国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額
国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	国の厚生年金給付概算財政調整拠出金の額	国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額

	<p>5 前三条及び前各項に定めるもののほか、財政調整拠出金の拠出に關し必要な事項は、総務大臣が定める。</p>
--	--

を除く

に係る部分に限る

○平成二十七年経過措置政令第百五十四条第一項による改正後地共済法第八十八条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>○改正後地共済法</p> <p>(退職年金の受給権者)</p> <p>第八十八条 一年以上の引き続き組合員期間(平成二十七年十月一日に引き続きない被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間を除く。)を有する者が退職した後に六十五歳に達したとき(その者が組合員である場合を除く。)、又は六十五歳に達した日以後に退職したときは、その者に退職年金を支給する。</p> <p>2 第九十六条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者が前項に規定する場合に該当するに至つたときは、同条第二項の規定にかかわらず、その者に有期退職年金を支給する。この場合において、当該失つた権利に係る組合員期間は、この項の規定により支給する有期退職年金の額の計算については、組合員期間に含まれないものとするほか、当該有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>○改正後地共済法</p> <p>(退職年金の受給権者)</p> <p>第八十八条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が退職した後に六十五歳に達したとき(その者が組合員である場合を除く。)、又は六十五歳に達した日以後に退職したときは、その者に退職年金を支給する。</p> <p>2 第九十六条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者が前項に規定する場合に該当するに至つたときは、同条第二項の規定にかかわらず、その者に有期退職年金を支給する。この場合において、当該失つた権利に係る組合員期間は、この項の規定により支給する有期退職年金の額の計算については、組合員期間に含まれないものとするほか、当該有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。</p>

○平成二十七年経過措置政令第百五十六条による改正後地共済法第九十八条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>○新地共済法</p> <p>(公務障害年金の額)</p> <p>第九十八条 公務障害年金の額は、公務障害年金の額の算定の基礎となるべき額(次項において「公務障害年金算定基礎額」という。)を、組合員又は組合員であつた者の公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢(その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳)に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と同法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の第八十七条第一項第二号又は第二項第二号の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務障害年金の額として支給する。</p> <p>2(8) (略)</p>	<p>○新地共済法</p> <p>(公務障害年金の額)</p> <p>第九十八条 公務障害年金の額は、公務障害年金の額の算定の基礎となるべき額(次項において「公務障害年金算定基礎額」という。)を、組合員又は組合員であつた者の公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢(その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳)に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。</p> <p>2(8) (略)</p>

○平成二十七年経過措置政令第百五十七条による改正後地共済法第百四条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p style="text-align: center;">地共済 読替後</p>	<p>○改正後地共済法</p> <p>(公務遺族年金の額)</p> <p>第百四条 公務遺族年金の額は、公務遺族年金の額の算定の基礎となるべき額(次項において「公務遺族年金算定基礎額」という。)を、組合員又は組合員であつた者の死亡の日における年齢(その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳)に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と同法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条による改正前の第九十九条の二第一項第一号イ(2)又はロ(2)(これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務遺族年金の額として支給する。</p> <p>2(8) (略)</p>
<p style="text-align: center;">地共済 読替前</p>	<p>○改正後地共済法</p> <p>(公務遺族年金の額)</p> <p>第百四条 公務遺族年金の額は、公務遺族年金の額の算定の基礎となるべき額(次項において「公務遺族年金算定基礎額」という。)を、組合員又は組合員であつた者の死亡の日における年齢(その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳)に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。</p> <p>2(8) (略)</p>

○平成二十七年経過措置政令第六十条による改正後地共済令第二十七条の二第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)
(網掛部分は当然読替)

<p>地共済 読替後</p>	<p>地共済 読替前</p>
<p>(基本指針) 第二十七条の二 総務大臣は、地方公務員共済組合連合会が行う平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金の管理及び運用（法第二十七条第二項に規定する構成組合以外の組合及び市町村連合会の平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、平成二十四年一元化法附則第七十五条の三において準用する法第百十二条の十第二項各号に掲げる事項に関する基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>(基本指針) 第二十七条の二 総務大臣は、地方公務員共済組合連合会が行う退職等年金給付調整積立金の管理及び運用（法第二十七条第二項に規定する構成組合以外の組合及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、法第百十二条の十第二項各号に掲げる事項に関する基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 総務大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、基本指針の案又はその変更の案を作成し、内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣に対し、基本指針の案又はその変更の案の作成を求めることができる。</p> <p>4 総務大臣は、基本指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p> <p>5 地方公務員共済組合連合会は、総務大臣が基本指針を定め、又は変更したときは、基本指針に適合するよう、法第百十二条の十第一項に規定する管理運用の方針を定め、又は変更しなければならない。</p>

○第百六十八条の規定による改正後地共済令第二十九条第一項及び第四十三条の二の読替え

(傍線部分は読替え部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担)</p> <p>第二十九条 法第十三条第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が平成二十四年一元化法の施行の日(第四十三条の二において「施行日」という。)の属する組合の事業年度において負担すべきこととなる額は、当該事業年度における組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に次項に定める割合を乗じて得た額に、当該組合を組織する職員(国の職員を含む。)である組合員の平成二十七年四月から九月までの標準給与(掛金の標準となる給料(平成二十四年一元化法改正前の法第十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料(平成二十四年一元化法改正前の法第二条第五号に規定する給料をいう。以下この項において同じ。))の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値(特別職の職員等(地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第一条の規定による改正前の第十八条に規定する特別職の職員等をいう。))である組合員については、一)を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等(平成二十四年一元化法改正前の法第十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。)の額との合計額をいう。以下この項及び第四十三条の二において同じ。)の総額と平成二十七年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額</p>	<p>(育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担)</p> <p>第二十九条 法第十三条第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、当該事業年度における組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に次項に定める割合を乗じて得た額に、当該事業年度における当該組合を組織する職員(国の職員を含む。)である組合員の標準報酬等合計額の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額(当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額)との合計額の割合を乗じて得た額とする。</p>

と同年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額及び当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）の合算額の割合を乗じて得た額とする。

2・3 (略)

(国の職員に係る育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担)

第四十三条の二 国の職員に係る法第百十三条第四項第一号に掲げる費用として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項の規定により国が施行日の属する警察共済組合の事業年度において負担すべきこととなる額は、当該事業年度における警察共済組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に第二十九条第二項に定める割合を乗じて得た額に、警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額に対する国の職員である組合員の平成二十七年四月から九月までの標準給与の総額と同年十月から平成

2 法第百十三条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十二・五とする。

3 第一項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

(国の職員に係る育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担)

第四十三条の二 国の職員に係る法第百十三条第四項第一号に掲げる費用として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、当該事業年度における警察共済組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に第二十九条第二項に定める割合を乗じて得た額に、当該事業年度における警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の標準報酬等合計額の総額に対する国の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額とする。

成二十八年三月までの標準報酬等合計額の総額との合計額の割合を乗じて得た額とする。

○第百六十九条第三項の規定による改正後地共済令第四十一条第二項及び第三項、第四十四条並びに第六十五条第二項の読替え

(傍線部分は読替え部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(組合役職員等に係る基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担) 第四十一条 (略)</p>	<p>(組合役職員等に係る基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担) 第四十一条 組合役職員に係る法百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号において同じ。) 国民年金法第九十条の四の規定により当該組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における当該組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額を乗じて得た額に、更に当該組合を組織する職員(国の職員を含む。)である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額 二 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合 国民年金法第九十四条の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における全ての構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する全ての構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額を乗じて得た額に、更に当</p>

2 連合会役職員に係る法第十三条第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）の属する連合会（法第四十一条第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。）の事業年度において負担すべきこととなる額は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第 号。以下「平成二十七年厚生経過措置政令」という。）第百十五条の規定により当該連合会役職員が組織する組合（当該組合が指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、市町村連合会）が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額（以下この項において「連合会役職員組織組合基礎年金拠出金負担額」という。）の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの当該組合の組合員の標準給与（掛金の標準となる給料（平成二十四年一元化法改正前の法第一百四十三条及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料（平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。以下この項において同じ。）の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値（特別職の職員等（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第 号）第一条の規定による改正前の第十八条に規定する特別職の職員等をいう。）である組合員については、一）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（平成二十四年一元化法改正前の法第一百四十三条及び第四項の規定により掛金の標準となつた平成二十四年一元化法改正前の法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。

該事業年度の初日における全ての構成組合を組織する職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額

2 連合会役職員に係る法第十三条第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が連合会（法第四十一条第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。）の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国民年金法第九十四条の四の規定により当該連合会役職員が組織する組合（当該組合が指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、市町村連合会）が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における当該組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬額の総額（当該組合が指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、市町村連合会を組織する全ての構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額）に対する当該組合の組合員である連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における当該連合会役職員が勤務する連合会を組織する全ての組合を組織する職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

（の額との合計額をいう。以下同じ。）の総額（当該組合が市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額）に対する当該組合の組合員である連合会役職員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に平成二十七年四月一日における当該連合会役職員が勤務する連合会を組織する全ての組合を組織する職員である組合員（当該連合会が市町村連合会の場合にあつては、全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を組織する職員である組合員）の総数に対する当該地方公共団体の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額と、連合会役職員組織組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの当該組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該組合が指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の場合にあつては、市町村連合会を組織する全ての構成組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額）に対する当該組合の組合員である連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に施行日における当該連合会役職員が勤務する連合会を組織する全ての組合を組織する職員である第三号厚生年金被保険者の総数に対する当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額の合計額とする。

3 警察共済組合の組合役職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち法第百四十一条第三項の規定により国が施行日の属する警察共済組合の事業年度において負担すべきこととなる額は、平成二十七年厚年経過措置政令第百十五条の規定により警察共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額（以下この項及び第四十四条において「警察共済組合基礎年金拠出金負担額」という。）の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの警察共済組合の組合員の標準給与の総額に対する警察共済組合の

3 警察共済組合の組合役職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち法第百四十一条第三項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国民年金法第九十四条の四の規定により警察共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における警察共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する警察共済組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合

組合役職員である組合員の標準給与の総額の割合を乗じて得た額に、更に同年四月一日における警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の総数に対する国の職員である組合員の数の割合を乗じて得た額と、警察共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に、同年十月から平成二十八年三月までの警察共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する警察共済組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に施行日における警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である第三号厚生年金被保険者の総数に対する国の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額の合計額とする。

4 （略）

（国の職員に係る基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担）
第四十四条 国の職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項の規定により国が施行日の属する警察共済組合の事業年度において負担すべきこととなる額は、警察共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの警察共済組合の組合員の標準給与の総額に対する国の職員である組合員の標準給与の総額と、警察共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に、同年十月から平成二十八年三月までの警察共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する国の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額の合計額とする。

を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である第三号厚生年金被保険者の総数に対する国の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

4 第一項及び第二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（国の職員に係る基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担）
第四十四条 国の職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国民年金法第九十四条の四の規定により警察共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における警察共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する国の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額とする。

（地方公共団体の負担すべき団体組合員に係る費用の負担区分）
第六十五条 （略）

（地方公共団体の負担すべき団体組合員に係る費用の負担区分）
第六十五条 団体組合員に係る法第十三条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる額は、次の表の上欄に掲げる団体の区分により当該団体の職員に係る額を、それぞれ同表の下欄に掲げる地方公共団体が負担するものとする。

法第百四十四条の三第一項第一号に掲げる団体	当該団体を組織する都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長（特別区の区長を含む。）若しくは市（特別区を含む。）の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長の所属する地方公共団体
法第百四十四条の三第二項第二号に掲げる団体	当該団体に地方自治法第二百六十三条の二第一項に規定する相互救済事業を委託した地方公共団体
法第百四十四条の三第一項第三号に掲げる団体	当該団体を設立した市町村（特別区を含む。）
法第百四十四条の三第一項第四号に掲げる団体	当該団体を組織する地方公共団体
法第百四十四条の三第一項第五号に掲げる団体	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の適用を受ける地方公共団体
法第百四十四条の三第一項第六号に掲げる団体	当該団体と消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）第二条第一項又は第二項に規定する契約を締結している地方公

2 前項の規定により同項の表の上欄に掲げる団体の職員に係る額として同表の下欄に掲げる地方公共団体が施行日の属する地方職員共済組合の事業年度において負担すべきこととなる額は、法第百十三条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により負担すべきこととなる額にあつては、平成二十七年厚生年経過措置政令第百十五条の規定により地方職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額（以下この項において「地方職員共済組合基礎年金拠出金負担額」という。）の四分の一に相当する額に、平成二十七年四月から九月までの地方職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する当該団体の職員である組合員の標準給与の総額と、地方職員共済組合基礎年金拠出金負担額の四分の一に相当する額に、同年十月から平成二十八年三月までの地方職員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額の合計額とし、法第百十三条第五項の規定により負担すべきこととなる額にあつては、同項に規定する費用の額（団体組合員に係るものに限る。）に、当該事業年度の初日における団体組合員（地方職員共済組合に使用される者である団体組合員を除く。）の総数に対する当該団体の職員である団体組合員の数の割合を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

法第百四十四条の三第一項第七号に掲げる団体	共団体
法第百四十四条の三第一項第八号から第十一号までに掲げる団体	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十条の規定により指定を受けた組合区域の所在する市町村 当該団体を設立した地方公共団体

2 前項の規定により同項の表の上欄に掲げる団体の職員に係る額として同表の下欄に掲げる地方公共団体が地方職員共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、法第百十三条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により負担すべきこととなる額にあつては、国民年金法第九十四条の四の規定により地方職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における地方職員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額とし、法第百十三条第五項の規定により負担すべきこととなる額にあつては、同項に規定する費用の額（団体組合員に係るものに限る。）に、当該事業年度の初日における団体組合員（地方職員共済組合に使用される者である団体組合員を除く。）の総数に対する当該団体の職員である団体組合員の数の割合を乗じて得た額とする。

3 前二項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の算定については、第一項の表の上欄に掲げる団体の事業に要す

る費用として地方公共団体が負担すべきこととなる額を考慮して、総務大臣が定める。

4 前項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべきこととなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

○第七十条第一項の規定による改正後地共済令第二十八条の二第一項及び第二項の読替え

(傍線部分は読替え部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法)</p> <p>第二十八条の二 短期給付(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。)に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額に二分の一を乗じて得た額を、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。</p> <p>2 介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第二項の規定により算定した費用の額に二分の一を乗じて得た額を、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの介護保険第二号被保険者(介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法)</p> <p>第二十八条の二 短期給付(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。)に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。</p> <p>2 介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第二項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における介護保険第二号被保険者(介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。</p> <p>3 法第百十四条第四項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第百条第四項に規定する同法第七十五条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように算定することとされていることその他の総務大臣が</p>

定める事情とする。

○第七十条第二項の規定による改正後地共済令第二十八条の二第一項及び第二項の読替え

(傍線部分は読替え部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法)</p> <p>第二十八条の二 短期給付(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。)に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額に二分の一を乗じて得た額を、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。</p> <p>2 介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第二項の規定により算定した費用の額に二分の一を乗じて得た額を、平成二十七年十月から平成二十八年三月までの介護保険第二号被保険者(介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法)</p> <p>第二十八条の二 短期給付(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。)に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。</p> <p>2 介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第二項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における介護保険第二号被保険者(介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。</p> <p>3 法第百十四条第四項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第百条第四項に規定する同法第七十五条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように算定することとされていることその他の総務大臣が</p>

定める事情とする。

○第七百七十一条の規定による改正後地共済令第四十三条第二項第一号の読替え

(傍線部分は読替え部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第四十三条 (略)</p> <p>2 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。</p> <p>一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号)附則第十六条第二項、第三項、第五項及び第六項に規定する寒冷地手当</p> <p>二 (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>第四十三条 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。</p> <p>2 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。</p> <p>一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条に規定する寒冷地手当</p> <p>二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第十六条第一項に規定する国際平和協力手当</p> <p>3～9 (略)</p>

○第七十二条第二項の規定による改正後地共済令第四十六条の二第二号の読替え

(傍線部分は読替え部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額)</p> <p>第四十六条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつてその者の標準報酬の日額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 平成二十七年一月一日における当該任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた給料(平成二十四年一元化法改正前の法第二十一条第五号に規定する給料をいう。以下この号において同じ。)の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に對する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により求めた標準報酬の月額</p>	<p>(任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額)</p> <p>第四十六条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつてその者の標準報酬の日額とする。</p> <p>一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額(組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により求めた標準報酬の月額)</p> <p>二 毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)における当該任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員(任意継続組合員を除く。)の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により求めた標準報酬の月額</p>

読 替 後	読 替 前
<p>(任意継続掛金) 第四十八条 (略)</p> <p>3 任意継続掛金は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を標準として算定するものとする。ただし、組合員期間、退職時の年齢その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、第一号に掲げる額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額をもつて、同号に掲げる額とすることができる。</p> <p>一 任意継続組合員の退職時の給料の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額</p> <p>二 任意継続組合員につき任意継続掛金を徴収すべき月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日における当該任意継続組合員の属する組合の法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員(任意継続組合員を除く。)の地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法</p>	<p>(任意継続掛金) 第四十八条 任意継続掛金は、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、任意継続組合員となつた日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月(介護納付金に係る任意継続掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。)につき、徴収するものとする。</p> <p>2 任意継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月(介護納付金に係る任意継続掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。)の任意継続掛金を徴収する。</p> <p>3 任意継続掛金は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を標準として算定するものとする。ただし、組合員期間、退職時の年齢その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、第一号に掲げる額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額をもつて、同号に掲げる額とすることができる。</p> <p>一 任意継続組合員の退職時の給料の額</p> <p>二 任意継続組合員につき任意継続掛金を徴収すべき月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日における当該任意継続組合員の属する組合の法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた給料の合計額を当該組合員の総数で除して得た額</p>

等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額合計額を当該組合員の総数で除して得た額

4・5（略）

4 前項の規定による任意継続掛金の算定の標準となる額と任意継続掛金との割合は、組合の定款で定める。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該任意継続組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月（介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）を除く。）をいう。

○第七百七十四条の規定による改正後昭和六十一年地共済経過措置政令第七十九条第二項の読替え

(傍線部分は読替部分)

地共済 読替後	地共済 読替前
<p>(共済法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の期間に係る部分等)</p> <p>第七十九条 (略)</p> <p>2 前項の公的負担対象額算定率は、次項第一号に掲げる給付に係るものにあつては地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十六号)第二条の規定による改正前の第七十九条第三項第一号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第二号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第二号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第三号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第三号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第四号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第四号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第五号に掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第五号に掲げる給付について同条第二項の規定の例により算定した率、次項第六号に</p>	<p>(共済法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の期間に係る部分等)</p> <p>第七十九条 昭和六十年改正法附則第三十三条第一項第一号に規定する政令で定める部分は、第三項各号に掲げる給付(組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、市町村連合会(共済法第二十七条第一項に規定する市町村連合会をいう。第八十一条第五項において同じ。))。次条において同じ。)が支給するものに限る。以下この条において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該年度において支給した当該給付の額の総額に、当該年度における当該給付に係る公的負担対象額算定率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を合算した額に相当する額とする。</p> <p>2 前項の公的負担対象額算定率は、次項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の九月三十日における当該給付(その全額につき支給を停止されているものを除く。)の受給権者に係る額のうち公的負担の対象となる部分の額の合算額を当該給付の額の総額で除して得た率とし、同項第五号に掲げる給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日前一年間に支給された当該給付の額のうち公的負担の対象となる部分の額の合算額を当該給付の額の総額で除して得た率とする。</p>

掲げる給付に係るものにあつては同条第三項第六号に掲げる給付につ

いて同条第二項の規定の例により算定した率とする。

3
3
5
(略)

3 前項の公的負担の対象となる部分の額は、次の各号に掲げる給付（

昭和三十六年四月一日前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた期間がその額の算定の基礎となつてい

るものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金（第三号に掲げるものを除く。） 当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）である間に支給されるものを除く。）の額の算定の基礎となつている第三号厚生年金被保険者期間（同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を基礎として同法附則第九条の二第二項の規定の例により算定した額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合は、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金 当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合は、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金を含む。） 当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給

する老齢厚生年金にあつては、同条第四項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合は、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

四 厚生年金保険法による障害厚生年金 当該障害厚生年金の額（当該障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合は、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

五 厚生年金保険法による障害手当金 当該障害手当金の額に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六 厚生年金保険法による遺族厚生年金 当該遺族厚生年金の額（当該遺族厚生年金が国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第十二号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合は、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

四 前項各号に規定する公的負担対象期間率は、それぞれ当該給付の額の算定の基礎となつた第二号厚生年金被保険者期間の月数に対する昭和三十六年四月一日前の当該第三号厚生年金被保険者期間の月数の比率をいう。

五 昭和六十年改正法附則第三十三条第一項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十五・八五とする。